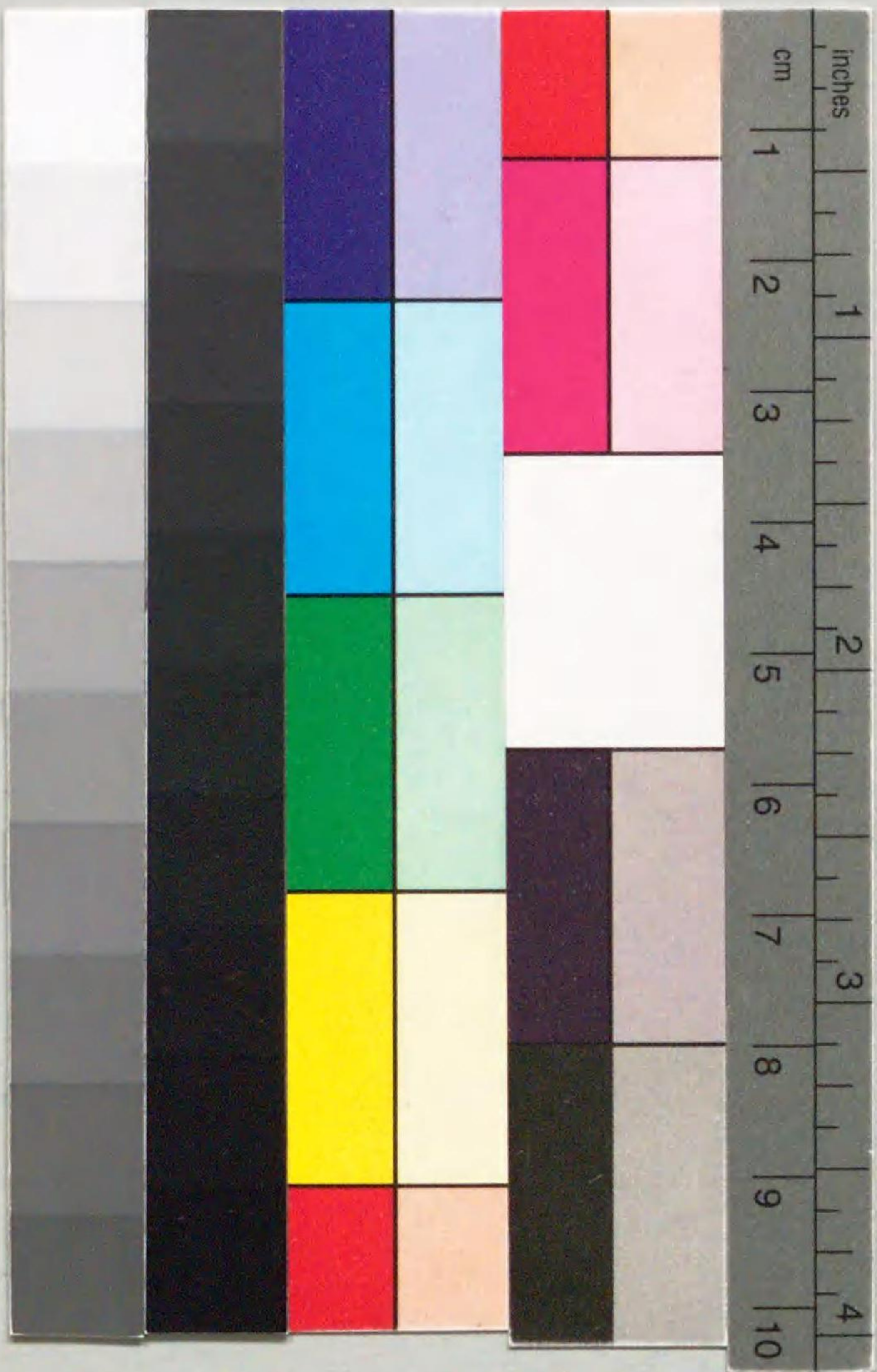


081
Y978
T





撰新

書

翰

集

全



081
Y978
TII
(80)



数量更正
~~5939~~

974950

緒言

百世の下最もよく古人の面目を窺ふべきもの、其の文に若くは無く、文の最もよく其の面目を露はし、人をして膝を接し語を交ふるの想あらしむるもの、其の書翰に若くはなし。況んや書翰のものたる、披いて之に對する時は、單り以て古人と膝を接し語を交ふべきのみならず、自家修養の資亦茲に取るべく、人事の變遷世情の趨向亦茲に觀るべく、其の趣其の味寔に津々として盡きざるものあるをや。讀書子の書翰集に朶頤するもの多き、寔に故ある也。

本書收むる所の古人の書翰凡そ一百六十餘通、上は鎌倉時代より下は明治の初に至り、略年代を逐ひて之を次第せり。而もその多くは轉寫又轉寫したるものを本とし、一二の異同を校讐せしに過ぎざるを以て、若之を古人の書下しのものに比する時は、頗るその面目を異にするものあるべし。蓋し已むを得ざる也。

採擇の標準に就きては、専ら重きを書翰の内容實質に置き、一行二行の短文といへども、

緒言

其の趣意に於て、若くは其の事實に於て、若くはその用筆に於て、必ずや讀者に何等歎の感興あるものたらしめんことを期せり。されば源平時代に於ける數篇の如きは、必ずしもその眞なるを保せずと雖も、なほ之を割愛するに忍びず、姑く之を存せり。

本書の校正は星野亮太郎氏専ら之に當られたり。記して謝意を表す。

大正四年九月

校訂者 武笠 三

新撰書翰集 目録

- (一) 西行より藤原定家へ……………一
(歌合の判につきて)
- (二) 源賴朝より範賴へ……………四
(出陣中の弟への訓令)
- (三) 源義經より大江廣元へ……………六
(腰越狀)
- (四) 熊谷直實より平經盛へ……………八
(敦盛の首に添へて)
- (五) 袈婆御前より母へ……………九
(遺書)
- (六) 俊寛僧都の女より硫黄島なる父へ……………一〇
(思慕の情を訴ふ)
- (七) 松下禪尼より時頼へ……………三
(佛法の信仰につきて)
- (八) 楠正成より正行へ……………一四
(訣別の書)

- (九) 阿佛尼より紀の内侍へ……………一五
(隔れる女におくる訓戒)
- (一〇) 一休禪師の母より禪師へ……………一六
(我子を激勵す)
- (一一) 日蓮上人より日朗へ……………一七
(獄中の弟子を勵ます)
- (一二) 日蓮上人より信者等へ……………一八
(遙に堅固なる信仰をすゝむ)
- (一三) 日蓮上人より某へ……………一九
(貰物の禮)
- (一四) 親鸞上人より門末へ……………二〇
(信行一致の釋)
- (一五) ほうせう院より姫君へ……………二一
(嫁する女に對する訓誡)
- (一六) 平手政秀より織田信長へ……………二二
(死諫の書)
- (一七) 豊臣秀吉より大政所へ……………二四
(母を慰む)
- (一八) 徳川家康より秀忠御臺所へ……………二五

(子供の手だて方) 五
 (一九)伊達政宗より羅馬法王へ 五
 (宣教師の派遣を求む)
 (二〇)本多平八郎より留守宅へ 六
 (短文の模範)
 (二一)蔚山籠城中の加藤清正等より出征
 諸將へ 六
 (籠城の覺悟)
 (二二)木村重成より猪飼左馬之介へ 六
 (討死の覺悟)
 (二三)木村重成の妻より夫へ 六
 (死して義を勸むる遺書)
 (二四)瀨川采女の妻より夫へ 六
 (想夫戀の情を訴ふ)
 (二五)堀るく子より堀半左衛門へ 六
 (冤罪に死する妻の遺書)
 (二六)高尾より千里へ 七
 (後朝の文)
 (二七)宮本武藏より細川家の家臣へ 七

(致仕を乞ふ書)
 (二八)澤庵より弟へ 七
 (身の持方を教ふ)
 (二九)中江藤樹の書置 七
 (大洲侯に奉る)
 (三〇)中江藤樹より佃氏へ 七
 (治心の要を論ず)
 (三一)じやがたら春子より故郷の女友だ
 ちへ 七
 (じやがたら文)
 (三二)大石良雄より堀部安兵衛へ 七
 (輕擧を戒む)
 (三三)大石良雄より京都の友へ 七
 (討入の前日の通信)
 (三四)大石良雄より細井廣澤へ 七
 (復讐の事を報じて後事を托す)
 (三五)小野寺十内より妻へ 七
 (復讐の決意を示す)
 (三六)小野寺十内より妻へ 七

(江戸下著後の消息)
 (三七)萱野三平より大石良雄へ 一〇
 (遺書)
 (三八)萱野三平より父へ 一〇
 (遺書)
 (三九)大高源吾より母へ 一一
 (訣別の書)
 (四〇)大高源吾より水間沾徳へ 一一
 (俳諧の師に寄せたる討入後の音
 信)
 (四一)間光延より女へ 一一
 (訣別の書)
 (四二)間光興より母へ 一二
 (復讐前の消息)
 (四三)原總右衛門の母より總右衛門へ 一二
 (子を勵ます遺書)
 (四四)武林唯七の母より唯七へ 一二
 (自刃に臨みての遺書)
 (四五)松尾芭蕉より榎本其角へ 一五

(大酒を戒む)
 (四六)松尾芭蕉より向井去來へ 一六
 (借金の申込)
 (四七)榎本其角より鹽川文鱗へ 一六
 (義士討入當夜の情況)
 (四八)榎本其角より俳友へ 一六
 (江戸の近況)
 (四九)園女より某へ 一六
 (兄弟他人の始といふ事を論ず)
 (五〇)近松門左衛門より和田忍笑へ 一六
 (葛粉を望む)
 (五一)近松門左衛門より某へ 一七
 (いもせ海苔の禮)
 (五二)徳川光圀より今出川内府へ 一七
 (天日本史草稿進覽の依頼)
 (五三)淺野綱長より姫君へ 一七
 (訓誨)
 (五四)新井白石より室鳩巢へ 一七
 (火事見舞)

(五五)新井白石より佐久間洞庵へ……………一四
 (花の噂)

(五六)室鳩巢より青地禮幹へ……………一四
 (安積澹泊の人物)

(五七)雨森芳洲より新井白石へ……………一五
 (推挙を求む)

(五八)雨森芳洲より宣藏主へ……………一五
 (老學者の意氣)

(五九)谷秦山より三宅尙齋へ……………一五
 (神道を論ず)

(六〇)佐藤剛齋より三宅尙齋へ……………一六
 (陽明學を論ず)

(六一)荻生徂徠より某へ……………一六
 (聖人の道を論ず)

(六二)荻生徂徠より某へ……………一七
 (歴史を知るの要)

(六三)太宰春臺より服部南郭へ……………一七
 (詩の聲律を論ず)

(六四)宇佐美瀧水より某へ……………一八

(含著多き短文)

(六五)安積澹泊より新井白石へ……………一八
 (國史の三大疑)

(六六)小池桃洞より某へ……………一八
 (音律を論ず)

(六七)細井平洲より立原甚五郎へ……………一八
 (文を論ず)

(六八)細井平洲よりおさめへ……………一八
 (貞女の噂)

(六九)細井平洲より樺島公禮へ……………一九
 (上杉鷹山公に相見せし時の模様)

(七〇)上杉鷹山公より老臣へ……………一九
 (募債につきて)

(七一)黒田家の奥女中より某へ……………一九
 (貞婦の事蹟)

(七十二)岡本みちより母へ……………一九
 (鏡山の芝居の尾上局の遺書)

(七三)加茂眞淵より本居宣長へ……………二〇
 (講學上の返事)

(七四)本居宣長より長瀬眞幸へ……………二〇
 (學問に關する雜用)

(七五)平田篤胤より伴信友へ……………二〇
 (學問上の相談、身上のぶちまけ
 咄)

(七六)平賀鳩溪より親友某へ……………二〇
 (進取をすすむ)

(七七)谷口蕪村より几童へ……………二〇
 (句會不參の斷り)

(七八)谷口蕪村より俳友へ……………二〇
 (百句立の發句)

(七九)谷口蕪村より門人へ……………二〇
 (重陽祝儀の挨拶)

(八〇)上田秋成より松村月溪へ……………二〇
 (序文のこゝわり)

(八一)伴蒿蹊より親戚某へ……………二〇
 (書畫の眞偽)

(八二)龜井南溟より岡野庄五郎へ……………二〇
 (書を望まれたるに答ふ)

(八三)和蘭人の妻となりて渡航したる長
 崎丸山の娼妓ふみより父清兵衛へ……………二〇
 (禁を犯したる祕密の音信)

(八四)蒲生君平より岡井仁右衛門へ……………二〇
 (借金の依頼狀)

(八五)高山彦九郎より祖母へ……………二〇
 (遊子の情)

(八六)高田屋嘉兵衛より嘉藏金兵衛兩人へ……………二〇
 (決心を告げて弟を戒む)

(八七)太田南畝より留守宅へ……………二〇
 (大阪より一)

(八八)太田南畝より留守宅へ……………二〇
 (大阪より二)

(八九)太田南畝より留守宅へ……………二〇
 (大阪より三)

(九〇)太田南畝より留守宅へ……………二〇
 (長崎より一)

(九一)太田南畝より留守宅へ……………二〇
 (長崎より二)

(九二)北川眞顔より石井夏海へ……………二九八
 (歌よみ等の噂)
 (九三)近藤守重より古河古松軒へ……………三〇一
 (變地跋渉の報告)
 (九四)近藤重藏より松平伯著守……………三〇三
 (自像建立につきての辨解)
 (九五)狩谷棧齋より竹村茂正へ……………三〇八
 (書學の論)
 (九六)屋代弘賢より小河民作へ……………三三五
 (少年の夙成を誡む)
 (九七)屋代弘賢より松岡辰方へ……………三七七
 (武家の禮服につきて)
 (九八)松岡辰方より屋代弘賢へ……………三八八
 (前書の返事)
 (九九)松平樂翁より旗下へ……………三三二
 (御旗本中心得書)
 (一〇〇)松平樂翁より某へ……………三三九
 (挂冠後の述懐)
 (一〇一)古賀精里より増島金之丞へ……………三三一

(作文につきて)
 (一〇二)佐藤一齋より大鹽平八郎へ……………三三三
 (王學を論ず)
 (一〇三)香川景樹より神方升子へ……………三五五
 (詠草のおく書)
 (一〇四)俳諧寺一茶より由誓へ……………三三八
 (述懐)
 (一〇五)相馬大作より津輕侯へ……………三四〇
 (隱居の勸告)
 (一〇六)山口藤女の遺書……………三四一
 (若山切害の自首狀)
 (一〇七)眞田侯より竹中織部へ……………三四二
 (大地震の通知)
 (一〇八)宇津木靜區より父へ……………三四六
 (遺書)
 (一〇九)梁川星巖より金森匏庵へ……………三四八
 (全唐詩翻刻の打合せ)
 (一一〇)頼春水より長久保源兵衛へ……………三四九
 (尾藤二洲の推薦狀に就きて)

(一一一)頼杏坪より篠田剛藏へ……………三五三
 (山陽の出奔につきて)
 (一一二)頼山陽より母へ……………三五三
 (子を持つて親の恩を知る)
 (一一三)頼山陽より筑山奉盈へ……………三五六
 (身上を頼む)
 (一一四)頼山陽より小野泉藏へ……………三三八
 (頼まれ物遅延の詫)
 (一一五)頼山陽より小島船山へ……………三七三
 (招待)
 (一一六)頼山陽より知友へ……………三七三
 (梅を請ひ得たる禮)
 (一一七)頼山陽より平塚飄齋へ……………三七四
 (京の花見の通知)
 (一一八)頼山陽の妻より小野泉藏へ……………三七六
 (夫の病狀)
 (一一九)頼鴨屋より櫻任藏へ……………三七九
 (蓄米の議)
 (一二〇)田能村竹田より伊藤喜市郎へ……………三八二

(詩文に關する噂話)
 (一二一)田野村竹田より門人へ……………三六六
 (修業をすむむ)
 (一二二)市河米菴より進庵へ……………三六八
 (書を習ふにつきて)
 (一二三)家里松濤より森春濤へ……………三九〇
 (詩人の噂)
 (一二四)曲亭馬琴より樸亭琴魚へ……………三九四
 (自著小説の批評につきて)
 (一二五)曲亭馬琴より石井夏海へ……………三九六
 (助言を求む)
 (一二六)曲亭馬琴より某へ……………三九八
 (萬八樓書畫會の模様)
 (一二七)式亭三馬より愛敬館主へ……………四〇七
 (化粧品屋を兼ねる作者の面目)
 (一二八)山東京山より東條琴臺へ……………四〇八
 (謫居中の友を慰む)
 (一二九)葛飾北齋より書店の主人へ……………四二六
 (老畫伯の意氣)

- (一三〇)成田屋さより某へ……………四二七
- (八代目團十郎自殺の顛末)
- (一三一)成島稼堂より慎徳公へ……………四一九
- (君道を論ず)
- (一三二)岩瀬忠震より介堂へ……………四二四
- (含蓄多き短文)
- (一三三)妻木樓碧より目付某へ……………四二五
- (時事を論ず)
- (一三四)菊池大瓢より一ノ關侯へ……………四三〇
- (時事に關する意見書)
- (一三五)鍋田晶山より藤田東湖へ……………四三三
- (鶴峯戊申の推慮狀)
- (一三六)江川坦菴より新婦某へ……………四三七
- (婦道を論ず)
- (一三七)柏木忠俊より江川坦菴へ……………四三九
- (パンの製法)
- (一三八)平塚飄齋より淺野中務少輔へ……………四四三
- (御陵の頽廢を歎く)
- (一三九)三條實萬より井伊直弼へ……………四四九

- (公武合體成功の希望)
- (一四〇)徳川齊昭より臣下へ……………四五四
- (直言を求む)
- (一四一)徳川齊昭より佐藤一齋へ……………四五六
- (弘道館につきての相談)
- (一四二)徳川齊昭より老女よし田へ……………四五九
- (子どもの育て方)
- (一四三)靜寛院宮より橋本少將へ……………四六一
- (徳川家存立の哀訴)
- (一四四)靜寛院宮より臣下へ……………四六二
- (戊申の際の告諭)
- (一四五)高野長英より茂木茂恭へ……………四六六
- (老母の身上を頼む)
- (一四六)高野長英より家郷へ……………四七〇
- (身の上を訴ふ)
- (一四七)藤田東湖より友人某へ……………四七二
- (養氣の法を論ず)
- (一四八)藤田東湖より永井某へ……………四七四
- (大鹽平八郎一件の顛末)

- (一四九)藤田東湖より關藤藤陰へ……………四八八
- (講武所につきての意見)
- (一五〇)佐久間象山より藤田東湖へ……………四九八
- (下田開港の議を排す)
- (一五一)佐久間象山より綿貫東陽へ……………五〇〇
- (文學談、母子別居の説明)
- (一五二)佐久間象山より姉へ……………五〇五
- (志士の覺悟)
- (一五三)佐久間象山より三村晴山へ……………五〇八
- (祿を辭せんとする志士の心事)
- (一五四)佐久間象山より山寺常山三村晴山へ……………五一五
- (獄中より、吉田松陰が外船に投ぜんとせし前後の事情)
- (一五五)吉田松陰より妹へ……………五四
- (信仰につきて)
- (一五六)渡邊華山より江川坦庵へ……………五三〇
- (交誼を求む)
- (一五七)蓮田市五郎より母へ……………五三三

- (遺書)
- (一五八)橋本左内より松田東吉郎へ……………五三八
- (俗論を排す)
- (一五九)梅田源次郎より坪内孫兵衛へ……………五四〇
- (幕府譴責の勅命降下の報)
- (一六〇)平野國臣より父へ……………五四二
- (遺書)
- (一六一)河井繼之助より妹へ……………五四三
- (女子の心得)
- (一六二)徳川慶喜より母堂信徳院へ……………五四五
- (蛤門戦争前後の模様)
- (一六三)大久保一翁より松平春嶽へ……………五五六
- (籠居の非を論じて奮勵を望む)
- (一六四)横井小楠より毛受鹿之助へ……………五六〇
- (時事につきて)
- (一六五)西郷南洲より某へ……………五六一
- (大島貶謫中の所懐談)
- (一六六)木戸孝允より岩倉公へ……………五六八
- (治民の策を建てる必要)

(一六七) 福澤諭吉より中上川彦次郎へ………五〇
(處世に關する主張)

Faint table of contents with multiple columns and rows of text, mostly illegible due to fading.

新書 翰集

(一) 西行より藤原定家へ

(歌合の判につきて)

西行一歌僧、圓位と號す、俗名佐藤憲濟、鳥羽上皇に仕へて北面の士たり、建久元年二月十六日京師に寂す、年七十三、その著山家集あり

歌合うたあはせかへしまいらせ候。勝負とく付つひおはしましてまいらせおはしませ。是をまたせ給て未調いまだまじのへめされ候はず。御裳みも濯すす宮河みやがわに急披露いそぎひろうし候べしと、人もまちいりて候よし、度々申つかはし候。神の御めぐみうたがひおほしめすべからず候。かならず急てしるしおはしませんとする事にて候。先御神まづみかみの御使として嬉うれしと思ひ候はど、三返見候はぬ人に三度讀ておろく聞候。猶ゆるぎ覺候おぼえへば、手づから頭をもたけ候て、やすむく二日にみはて候ぬ。本文ほんぶんの候所はこころえ候はねども、おろくさに候めりと、おして思ひつゝ過候

081.6
Y

ぬ。心も通はぬ所どもの候は、初て心付候ておもしろく見候。誠におもしろく覚え、めづらしき判の御詞どものいひやるべくも候はぬを、それたる様に仰られとどめて候。伊勢の御方にむかひて御神恵みおほしめすらんとおもひやりまいらせべく候。なに事とはしり候はねども、御所望もしも叶おはしさんと覺候。歌よみどものもとへ、心得候て祈念しまいらせよと申やり候べく候。事あたらしき様ならずはからひ申候はんずるに候。此御判の中にとりて、九番の左の、わが身をさてもといふ歌の判の御詞に、作者の心ふかくなやませる所侍ればとかえ候。かへすく面白候物かな。なやませなど申御詞に、萬みなこもりてめでたく覺候。これあたらしくいでき候ぬる判の御詞にてこそさふらふらめ。古はいと覺候はねば、歌のすがたに似ていひくだされたる様に覺候。一に申上て、見參にうけたまはらまほしく候物かな。御感もかうぶりさふらひかしと、あらましごとしに思ひつゞけられ候事どもあまた所候。もし命いきて候はゞ、かならずわざといそぎ參候べし。さて又右の歌の、春をおしめばさそふ山水と候春のもじ、妙に聞

候。たけ高くなり心もこもりおもしろくも覺候。散をおしめばよりも春をおしめばと、少も思ひよらず候ける。おもしろく覺候。思出をもし過たるこそよく候へ。是は思ひ候はざりけり。こもるさまなをくおもしろく候。うれしさ伊勢の御神御らむじ候らむ。ほいある様におほえ候。はじめたるやうにて、よかれあしかれ判のこと葉は書候に、なをなをうれしく候。かく申置候て後、又いまひときは更に唯今思事候。たゞ塵をおしめばさそふ山水にて候べきやらんと覺候。一には歌がらの花さへになんと申はじめつゞけて候。體の輕きおもむきのすぢに候。もとより作りはじめたる歌にて候。まこひかにとよろかに、詞心こめて、慢じたる様に成候はん事や。一くならず候はんずらむと覺候ければ、くるしみ候べからねどと申になり候ぬれば、爪づくべき事に候ぞかしと覺候。又一には、仁和寺賀茂邊にあつまり候歌よみども來り籠りて、わづかにいかにぞやおほゆるをば、かたぶきくし候なれ。そこもむつかしく候。たゞ二にとらば、かたぶかれぬにてや候べきやらむと覺候て、かく申候。もとよりかたぶかれ候はんやと思ひ候て、

神にうらある秋の夕ぐれ、雪ゆきに心をしかすればとて、あたりの原はらに雉子かひす立たちなんとして候こそ、くるしからず候へ。さらざらんはしたがふべしと覺おぼえ候。處ところにいてえがたきたとへに候べし。かく申候こそ、あしくおもひ候はん人の爲ためには、申まをにくくせうしなる様やうに聞候へ。是はさはおほしめすまじければ、思おもふまゝに申候。また此文このぶんちり候まじとふかく信しんじ候て、おもひのまゝの事、露つゆとどこほりなく申上候ぬ。人にかきやり候ほどに、かく御らんじにくけに書付て候。おきあがり見候。ふしぎくくに候。散ちりをおしめとて、ふるく披露ひろうし候ににたる時に、さてもや候べからんと覺おぼるかたも候。

(二) 源頼朝より範頼へ

(出陣中の弟への訓令)

十一月十四日の御文、正月六日到來。今日このひ是より脚力きゃくりきを立てんとし候ひつる程ほどに、此脚力到來、仰遣おほせつかはしの旨ひね、委くはしく承うけたまはり候ひ畢おほぬ。筑紫つくしの事、などか従したがはざらんとこそ思ふ

源頼朝一左馬頭
義朝の第三子、
鎌倉第一代の將
軍、正治元年正
月薨なず、年五十
三

事にて候へ。物騒ものさわがしからずして、能々よくよく國くにに沙汰さたし給ふべし。構かまへてく國くにの者どもに惡にくまれずしておはすべし。馬まの事、誠まことにさるべき事にてはあれども、平家へいけは常に城傾しみがたけてうかどふ事にてあれば、若もし自みづから道みちにて押おへとられなどしたらんには、聞耳きこみみも見苦みくるしき事にてあらんずれば、つかはさぬ也。又内藏くらたく六むが周防すほうのせいを以て志こころざしをさまたけ候事こと以ての外ほかの事也。當時たうじは國くにの者の心を破やぶらぬ様やうなる事こそ吉事きちじにてあらんずれ。中略二月十日の頃ころには、一定いっぢやう船ふねをば上のぼせんずる也。佐々木三郎筑紫つくしへは下くだりさがりたるによつて、下くだして備前びぜんの兒島こじまを責落せめおしたる也。構かまへてくいかにも物騒ものさわがしからずして、閑しづかに軍いくさしおふすべし。侍さむらい共ひとの事、是により彼かによりなどして、私語ひそごとなどして、人に見うとまれ給ふべからず。又路々みちみちの間あひだなくなりたるなど、京みやうより方々かたがたに訴うへ申せども、さほどの大勢たいせいの軍、糧料らうりやうにて上のぼらざりしかば、争いかはさなくて有あべきと思ふ也。坂東はんとうにも其後そのご別事べつじもなし。少しも騒事さわごと候はず。委くはしくは此雜色このぞつしきに仰舍おほせ候ひぬ。恐々おそおそ。千葉ちのほのすけ介すけこと、軍いくさにて高名かうみやうしてけり。大事だいじにせられ候べし。

正月六日

賴朝

(三) 源義經より大江廣元へ

源義經一義朝の第九子、賴朝の弟、文治五年閏四月晦日卒、年三十一

(腰越狀)

左衛門少尉源義經。乍恐申上候意趣者。被撰御代官其一。爲勅宣之御使。傾朝敵。顯累代弓箭之藝。雪會稽恥辱。可被抽賞之處。思外依虎口讒言。被默止莫大之勳功。義經無犯而蒙咎。有功雖無誤。蒙御勘氣之間。空沈紅淚。倩案事意。良藥苦口。忠言逆耳。先言也。因茲不被糺讒者實否。不被入鎌倉中之間。不能述素意。徒送數日。當干此時。永不奉拜恩顏。骨肉同胞之義既似空。宿運之極處歟。將又感先世之業因歟。悲哉此條。故亡父尊靈。不再誕給者。誰人申披愚意之悲歎。何輩垂哀憐哉。事新申狀。雖似述懷。義經受身體髮膚於父母。不經幾時節。故頭殿御他界之間。成孤被抱母之懷中。赴大和國宇多郡龍門之牧以來。一日片時

不住安堵之思。雖存無甲斐之命。京都之經廻難治之間。令流行諸國。隱身於在々所々爲栖邊土遠國。被服仕土民百姓等。然而幸慶忽純熟。而爲平家一族追討。令上洛之手合。誅戮木曾義仲之後。爲責傾平氏。或時峨々巖石策駿馬。不顧爲敵亡命。或時漫々大海凌風波之難。不痛沈身於海底。懸骸於鯨鯢之腮。加之爲甲冑於枕。爲弓箭於業。本意併奉休亡魂憤。欲遂年來宿望之外無他事。剩義經補任五位尉之條。當家之面目。希代之重職。何事加之哉。雖然今愁深歎切。自非佛神御助之外者。爭達愁訴。因茲以諸神諸社牛王寶印之裏。不插野心之旨。奉請驚日本國中大小神祇冥道。雖書進數通起請文。猶以無御宥免。我國神國也。神不可稟非禮。所憑非干他。偏仰貴殿廣大之御慈悲。伺便宜。令達高聞。被廻祕計。被優無誤之旨。預芳免者。及積善之餘慶於家門。永傳榮花於子孫。仍開年來之愁眉。得一期之安寧。不書盡愚詞。併令省略候畢。欲被垂賢察。義經恐惶謹言。

元曆二年五月 日

左衛門尉源義經

進上 因幡前司殿

(四) 熊谷直實より平經盛へ

(敦盛の首に添へて)

直實謹言上。不慮奉參會此君之間。插吳王得勾賤。奏皇遇燕丹之嘉直。欲決勝負之刻。依拜容儀。俄忘怨敵之思。忽拋武威之勇。剩加守護。奉供奉之處。大勢襲來之間。始雖辭源氏。參平家。彼多勢也。此無勢也。樊噲之威還縮。養由之藝速約。爰直實適稟生於弓馬家。幸眩武勇於日域。廻謀落城驛旗。虐敵雖天下無雙之得名。如蠅螂合力而覆事。螻蟻一心而穿岸。勉挽弓放箭。空被奪愚命於同軍之戟塵。覃于憂名於傍輩之後代。自他背身之本望。非家之面目。然間奉仰此君御素意之處。早賜御命。可訪菩提之由。依被仰下。乍抑落淚。不謀而賜御頸。畢恨哉。此君與直實。奉結緣於惡世。悲哉。宿運久萌。至今成怨酬之害。雖然。翻

熊谷直實一武藏の人、次郎と稱す、頼朝に仕へ、後朝野に連生と稱し、承元二年九月十四日歿す

此逆縁者。爭互截生死之絆。不成一蓮之實哉。然則偏卜閑居之地形。懇可奉祈御菩提。直實所申。眞僞定後聞。無其隱候歟。以此趣。可有預御披露候。恐惶謹言。

二月十三日

進上 平左衛門尉殿

直實狀

(五) 袈裟御前より母へ

(遺書)

さらぬだにも、女は罪深しと承り侍るに、うき身の故に、あまたの人の失せぬべければ、わが身一つを失ひぬ。ひとり残り留りおはしまして、歎き思召さんことこそ痛はしく侍れ。何事も然るべき事と申しながら、先だち参らせぬる悲しさよ。相構へて後の世よく弔ひてたまはらん。佛になり侍らば、母御前をも渡をも必ず迎へ奉るべし。萬

袈裟一衣川の娘源渡の妻、遠藤盛遠に殺さる

こまかに申度侍れども、落る涙に水莖の跡見えわかず。
露ふかきあさが原に迷ふ身のいと闇路に入るぞかなしき

(六) 俊寛僧都の女より硫黄島なる父へ

(思慕の情を訴ふ)

その後便なきみなしごとなりはてて、御ゆくへをも承る便もなし、身の有様をも知らせ参らせず、いぶせさのみ積れども、世の中かきくらしして晴るよ心地なく侍り。さても三人同じ咎とて、一つ島にうつされけるに、二人はゆるさるよに、などか御身ひとり残り留り給ふらんと、人知れぬなけき、たゞ思召しやらせ給へ。人々島へ流され給ひて後、そのゆかりの者をば尋ね求めて、手足を損じて責め問ふべしなど聞え侍りしかば、召使ひしものどもも、遠く國々へおちうせて、舊里に一人もとどまらざれば、都には草のゆかりも枯れはてて、立紛るべき方もなく、あはれいとをしと問ふ人もなし。公達も召し

俊寛僧都—京都法性寺の執行、藤原成親等と平家を亡さんことを謀りて、事あらはれ治承元年鬼界が島に流さる、享年三十七

捕らるべしなどきこえしかば、母御前、弟、我が身三人引具して、かすかなる便につき、鞍馬の奥とかやへ迷ひ入り、日影も見えぬ山里に、住みも習はぬ柴のいほに、忍び居てゆひしほどに、朝夕は御事をのみ歎き給ひしにうちそひ、いとけなき身のゆくするいかにせんと、隙なき御物思のつもりにや、病とならせ給ひたりしかば、弟と二人、とかくいたはりて、慰め参らせしかども、かなはずして空しく見なし参らせぬ。生きての別、死にてのわかれ、せん方なければ、二人歎き暮し泣き明し侍りしほどに、又弟も瘡とかや申すいたはりをして、今年の五月に身まかり侍り。同じ道にと歎きしかども、はかなき露のいのちといひながら消えもやらで、つれなく今までは草のいほりに残り留りて侍れば、うき事も悲しき事もおほしめし知るべし。拙き果報のほどこそ、宿世の身のつとめはづかしく思ひ侍れ。故母御前御いたはりの時、我死なば、誰をか便と憑みおはしますべき、奈良の里に、姨といふ人おはします、尋ね行きてうち歎かば、さりとも憐み給はんずらん、と仰せられしを承りおきて、當時は、奈良の姨御前の御許に侍り。

おろそかなることにはあらねども、かすかなる住居、おしはかり給へ。さても此三年まで、いかに御心つよく、有とも無ともうけたまはらざるらん。母御前にも、弟にも後れて頼む方なし。誰に預け、いかにせよとおほしめすにか。とくして御上りたまへ。戀しともこひし、ゆかしともゆかし。みとせの思ひなけき、水ぐきにつくしがたく侍れば留めぬひぬ。あなかしこ。

(七) 松下禪尼より時頼へ

(佛法の信仰につきて)

其元常に早く隱遁の意おはして、近來佛教を信じ、殊には建長寺蘭溪、異國より遙々本朝に遊化せられ、古今稀なる高德、貴賤渴仰の頭を傾げざる無し。其元にも信仰淺からず、毎々參禮し、頗る禪の味を契悟せらるよよし、自らにも隨喜に堪へず。おもふに唐土梁の武帝の時、天竺より達摩尊者梁に入り、始めて禪宗の頓悟を示されし往事も

松下禪尼—安達
景盛の女、北條
時氏の室、時頼
の母

斯くやらん。去りながら武帝は本聖賢の道を尊び武道に達せし君なりしに、俄に佛道を信じ、寺を建て、捨身の行を爲し玉ふ程に、上を學ぶ下のならひ、高位貴官より庶人の賤きまで、都て佛法に傾き、公卿大臣は、罪人有れども佛の戒を破るを恐れて刑を宥め、訟の事あれども尋ね鞠むる事を怠り、天下の政道に間あるを窺ひ、候景といふ者兵を發して都を攻めけれども、武の備へ弛み防ぐこと能はず、謀叛人に和談し、武帝は憂に沈みて崩じ玉ふ。國こそ變れ、斯る先蹤有れば、佛道は尊き教なれども、文武を以て政を施し、國家を治むべき身にて、此道に傾きては、政道立ち難からんか。御身隱遁の志あるには、さてしも有らん、子孫に於ては、唯々經傳武備を捨てず、治國の要道を修せらるべし。斯く云へばとて、邪見を以て佛道の佛法を禁ずるにあらず。尊き道は尊信すべし、傾くべからずと申す儀なり。扱近頃世の人殺生を事とし、獵漁を好み、鷹を臂にし、犬を牽き、山には良を掛け、水には網を張り、獸は檻に囚へられて友を慕ひ、禽は籠に飼はれて雲を戀ふ。剩さへ巢を傾け胎を割くと承る。人と物とは異りと雖も、

生きとし生けるが、命を惜むは皆同じ。以ての外の曲事なり。十悪の中に殺生最も大に、十善の中に命を救ふを専らとす。生死不知の族は、物の憐れを辨へず。貪慾の人は、罰の恐るべきを知らず。斯る惑ひを諭すは、佛の道に如く者無し。鎌倉中の道場に説法せしめ、頑なるに鬪なるを教へ導かしめば、自ら生類處を得るに近からん。所存聊か申通じぬ。穴かしこ。

(八) 楠正成より正行へ

(訣別の書)

今度隼人指遣はすこと、餘の義に非らず候。我等最期近く覺へ候。願はくは貴殿成長の器量見届け度候へども、義の重き所、更に遁れ難し。勤學懈怠無く、忠孝を勵み、成長の後、我等の心中察せらる可く候。猶卷衣三つ、君より拜受。具足は、祖父より著古し候へども、永く形見と送り候。

楠正成—河内の人、延元元年湊川に歿せず、年四十三。

兵衛正成

楠庄五郎殿

(九) 阿佛尼より紀の内侍へ

(隔れる女におくる訓戒)

なにはの事のよしあしも、思召しわきぬはんまでは、憂をもしのびすぐして、御身を去らでと思ひぬひしに、おのがさまなくになりぬべくはことの、さやは契りしと覺えぬて起きふし歎かれぬに、この御文にいさめしものと見えぬこそ、あまりにいとをししく思ひ參らせぬへ。けにさぞおほしめしゆらんと御心ぐるしく、ちかきほどの思ひだになく、都鳥にこととふたよりよりも、まれにかへる浪をのみうらやみて、くもでに思ふ事絶えぬ八橋の名も恨めしく、渡りもやられぬまじき心の中、またおほしめし歎きぬはんすることなと思ひつゞけれぬへば、萬ものうくこそなりぬへ。おほかたは三十路にあまりぬ程の

阿佛尼—有名な歌人、初め安嘉門院に仕へて四條又右衛佐と稱し、後薙髮して阿佛と稱す、藤原爲家の後妻爲相の母、著す所十六夜日記、夜の鶴等あり

よはひにこそ、うるはしく物は思ひしられぬなれ。はたとせがうちなどは、いかにも思ひ定まらぬことにてぬなるに、ましていかにと御心ぐるしくぬへども、いくとせつもりたらん人よりも、おほしめしわきぬべく、よろづおとなしく見まるらせぬ程に、御覽じとどめらるゝふしなくもやとて、こまかに申しぬぞ。
まづたゞ人は心にてぬなり。いかにみめかたちうつくしく、能世にならびなく聞えぬとも、心さだまらず、うつゝともぬはねば、いたづらごとにてぬぞ。御心に心をそへて、いかにくあらまほしく思召事にてぬとも、おのづから世にもれきこえて、人のもどきそしりぬべからんことをば、ふるまはせおはしましぬまじくぬぞ。人はたゞ年のほどよりも、およすけたるがよきことにてぬ。さればとて若きほどにあまりにおよすけたるも憎きことにてぬ。またあまりにふようめきたるも悪しくぬへば、すゝみおくれぬほどにわたらせおはしましぬへ。

また手は、女のほんたいと覺えぬ。はかなき筆のすさびにて、人の御ほども心のうちも、おしはからるゝ事にてぬ。みづしの御草子などたまはりて、かよせたまひぬほどにと思しめしぬべくぬ。すべらぎの御代つきぬまじければ、かしこき君にもそのあと御らんせられまゐらせて、しのばせたまひぬはんするつまにてぬ。まんなは、女房のすゝみかくまじきものにてぬへども、歌の題などにつけても、さるさまをも見しりぬはぬさまにぬはんするは、あまりにいふがひなくぬへば、かきならひて、筆のすさびには、かよせ給ひぬべくぬ。

繪は、たてたる御能にてもぬまじくぬへども、人のかたちうつくしくかきならひて、御つれづれならんをりには、物語繪などあそばして御覽じぬべくぬ。
かまへてく歌あそばしぬへ。女房の歌は、あまりにことづくしくて、みがきくだせるかたなどはぬまじくぬ。さればとて艶なるかたにひきとられて、たましひのぬはぬもわるくぬぞ。歌の姿おもむきは、夜の鶴にこまかに申してぬ。御覽ぬへ。あやまりて、古今、新古今などの歌は覺えさせおはしましぬへかしと、すゝめ申しぬひしを、ものうけ

におほしゆひしほどに、御心ぐるしくして、しひても、申しゆはぬ。かまへて御年の加はり給ひゆはんにつけても、御心に入れて、そらに覺えさせおはし申しゆへ。又源氏世繼などさるべからむものは、ひとわたり御覽じゆべくゆ。

箏の琴は、わきてあはれなるものねにてゆ。五年よりならはしそめまゐらせゆへば、かひなくしく、七にか御いままゐりの夜も、院の御前にてひかせあはし申しゆ。また八の御年とおほえゆ、春宮の御琵琶にあはせ參らせなど、すでに御名をあけたる御能にてゆひしかば、いよく上手の名をとり給ひて、ひかせおはし申しゆべくゆ。

また人にむかひて、何のすぢもなく、世繼の世より今の世まで、ことばつどかず時代をもしらぬいたづらごとなどおほせられゆまじくゆ。

また御知る人多くて、いたづら事なるすどろぶみ、しけくかきかはすこと、よからぬ事にてゆ。花やかにはえある人は、きはことにまさり、かひあるやうにゆへども、たちかへり見ゆへば、いかにぞや、みざめせぬやうはゆはぬぞ。人には濃からず薄からず、親

しからず遠からずふるまはせおはし申しゆへ。御知る人も、御心をえらびて仰せかはしゆべくゆ。すぢともなき人に向ひゆへば、その人にひとつやうにいひなされゆへば、あさましき事にてゆ。さやうの人には、にくいけにはゆはで、御心をうちとけさせたまひゆまじくゆ。またさるべき人などまゐりゆはんには、あまりにくもの遠く、春日野の春のあした、賀茂の社の川なみなどのやうにはゆまじくゆ。

御顔のおきどころ静に、几帳のはづれゆかしきやうに御入ゆべくゆ。ひじのもてなし、ことなくしきやうなどは、うたてしくゆ。人々みすのまへちかく居よりて、たれが冠の額、かれが靴の音など申し笑ふことなどゆはんには、ことば加へさせゆまじくゆ。あやまちて後にも、何とか申しつる、いかどなど尋ね申す人ゆはど、いさ何とやらむあらぬ事を云ひし程に聞かすなりぬなど、はかなげに仰せなすべし。人の心程に、おそろしく打とけにくきものは候はぬぞ。何れの道に車をくだき、何れの流に船をうかべたらんよりもと申しならはしてゆへば、よくくやうある事とおほしゆへ。したがひて世をすぐす

ほどはやすくはぞ。かたほなる事をばひきかくし、世にもれきこえてよかるべき事をばまなび出でて、人にまかせなどしはへば、よろづ心にくくはぞ。
常ならぬ世のならひ、頼みし松も枯れはてて、下葉ちりゆく吳竹のおのがよよに生ひわかれば後は、世にふるたつきも稀に、心ほそき事にては。たゞ御身ちかく朝夕めしつかはれは人の、見聞きはん事が、世に洩れきこえはんするとおほしめしはへ。遠き人のものを申しさたすることは、はぬ事にては。宮仕へもほどにつけて、人にまじろひあらそふ事にては。とにかくに心ぐるしきわざかなと見はひしほどに、まだ二葉より思ひさだめまるらせは事もはざりしかども、身のかずならぬに伴ひて、山がつにてはてさせ給ひはんするも、さすがにあたらしき様に覺えさぶらひても、百敷の御まじらひも心ならず思ひまるらせはひし。君の御おほえかひくしくはんにつけても、あらそふ人などにては、御心ぐるしくははん。また數ならずまうのほる夜のかす遠く、あるかなきかも知られまるらせはぬやうなる事にてはとも、いかで忝き君の御事をも思召

して、恨めしけなる色、つゆも見えまるらせ給ひはで、ふたとせも三とせも色もかはらでさぶらはせ給ひはへ。なほうき御心のほどをも見定めまるらせ給ひなば、さるべきついでしてまうでさせ給ひて、みだり心ことくしきよしをうるはしく奏せさせ、御さまうちかへして靜かに御行ひはへ。背くとならば、障りなくねがはせおはしませ。うき世には思ひ出もなく、後の世はくらきに迷はん御ことの、あまりに悲しくはぞ。宮たち一ところもちまるらせはど、心なぐさめてすぐさせ給ひはべくは。ふるき人などまりて、あら御いたはしの御すまひや、誰はかしこへゆきて、いみじき事侍るなれ、彼はいづこにてこそ、心やすきすまひなれと申しすよめはんするも、あなかしこ、あはあはしきさまの御事にまじくは。佛にも縁をむすび、木にも草にも契りおきたる事にはへば、それがさるまじきにてははねども、見ぬ世よりさるべしと定めおきたる宿業の、こゝを去りかしこへゆき、人かはり處あらたまりはへども、それによりていみじき事侍ふべしとおほえすはへば、たどかすかなる御すまひにて、葎は西東の門をとぢ、蓬は

軒をあらそひて倒れ、踏み分くるともなき庭のあさぢを眺めても、親のなごり止まれば、眞木の柱もなつかしかるべきをと思しめしゆへ。われゆる暗きやみにぞ迷ふらん、いかで其光を思しめしゆへ。いくばくもゆまじき世のはかなきをおほしめして、あはくしきさまの御事さぶらふまじくゆ。海龍王の后とかや欺きけんやうに、思ひまゐらせゆひし親の心むけたがへじと思しめしゆべく、いく程あるまじき世は、只心苦しからでありなむ。なからん後は、とてもかくてもと申し思ふ人のゆぞ、世にひが事とおほえまゐらせゆ。骨をば埋めども、名をば埋まらずと申すぞかし。なからん後のうき名をば、今の恥よりも心うかるべきと思召しゆへ、中頃さるちがひめゆて、親しきにも疎きにも恨みをなして、ある山里に籠り居たる事のゆひし。さる心細き有さまにて、御ことを頑なはしくかしづきすゑまゐらせて、あらしき風にもあてじと衾を重ねても、猶寒き夜の夜やうすくおほすらんと覺え、泉の水すさまじくても、暑き日は扇の風ぬるきことを心ぐるしく思ひ、朝に起きては花の開けたる心

地して、なほ常夏の花の匂ひも少く、ぬば玉の髪に千尋を祝ひても、尙他かぬ心地して、いかで萬の人にいたはりかしづかれ、皆いとほしく思ひまゐらせん人もがなと思ひゆひしに、心もつき命も惜からずおほえて三年を過ぐし侍りしに、目に見えぬ神佛をかたじけなく恨みまゐらせて、明し暮しゆひしに、うき世のさまは思ひ知りて、さる御住ひなどはいたはしくゆへども、下れるさまに身をもてなす人も、心のまよなることは少きことにてゆと深く思しめしとりて、とかく御身をさすらへさせ給ひゆまじくゆ。寐ても寤めても、御行末などまで、いみじきためしに引かれさせ給ひゆへかすと、こと事なく思ひまゐらせゆ。春日の神もいつはり申すこととは思しめしゆはじ。たゞいく度も申すやうに、人は心にてゆなり。御佛事などせさせおはしましゆはん時は、あまねく灌がせおはしましゆへ。一人を取り分け供養する事あるまじくゆ。猶無縁にてゆはんものを憐みおはしませ。大かたいかなる尊き聖賢き僧など申すとも、事しけくおほせかはす事あるまじくゆ。御佛事などゆ

はん時は、ことごとくしき佛の御前にて、人々多く御前にざぶらはせて、一日に一時もさだめて、戒をも受けもたもちもせさせ、かりにもその聖こそかの御所の御歸依よなどいはれさせ給ひはんは、浅ましき事にてはべくは。物知りたる尼たち多くはへば、なつかしき法の師に頼みおはしませ。また君の御心かたじけなくははど、いく程もはまじき世ながらも、いかどはせんにて御なぐさみはべくは。さて御たきものなど合せられはんに、御心をとめて御覽せさせ給ひへ。人に給はらせはんはんに、香具ととのふらずなどはんは、出されはまじくは。其御にほひなど人のまねぶことはんはんすれば、かきませの匂ひにてははで、如何にも美しくはんするを、出させおはしませ。御扇なども見所あるさまに、御心の末ゆかしきやうにて持たせおはしはしくは。春の花、秋の紅葉を、人にたがひて袖ふれじとはなくとも、なほ霜枯のせんざいの冬、けしきは、御心にしめて御覽じはべし。枯野のけしき程衰れなるものははぬぞ。近き前裁にも、取りわき植ゑて御らんせさせ給ひはべくは。かへすくも、たどはかなき世

のならひをば、花鳥につけても思しよそへて、あはれに御心をつけれはべくは。

五濁悪世のわれら、驕慢懈怠の心しきりにすよみ起りはを、拂はんと思しめしはへ。まうざうは庭の草の如くにて、いかに艱きすてはとも、根が絶えぬものにてはを、いくたびも心に入れてすき捨てはへば、けにはしけからぬものにて候ごとく、筋なき妄想妄念おこりははど、打はらはせ給ひはべくは。うき事も、いみじき事も、たど假寐の夢にてはへば、それを思しめし知らで、何事もはかなき世に御心を苦めははで、佛の道をいとなませおはしはしくは。

思ひ出ではまよ、萬の事申しつゞけさぶらひぬる。をことごとくしき事も、いかに多くははん。御らんぜられて、やがて火に入れさせおはしはしくは。あなこしこ。

雲井はるかに

隔つかたより

紀の内侍どのへ

一休禪師—高僧
京都紫野大徳寺
に住す、名は宗
純、幼名は千菊
丸、文明十三年
十一月二十一日
寂す、年八十八

(一一〇) 一休禪師の母より禪師へ

(我子を激勵す)

我々娑婆の縁つき、無爲の都におもむきぬ。御身よき出家に成り玉ひ、佛性の見をみがき、其まなこより、我々地獄に落つるか、落ちざるか、不斷添ふか、そはざるかを見給ふべし。

釋迦、達摩をも奴となし玉ふ程の人に成り給ひぬはゞ、俗にて不レ苦ぬ。佛四十餘年説法し玉ひ、つひに一字不説とのたまひし上は、我と見我と悟るがかんえうにぬ。何事も莫妄想。あなかしこ。

九月上旬

不生不死身

千菊丸どのへ

かへすくも、方便のせつをのみ守るの人は、くそ蟲と同じ事にぬ。八萬の諸聖教を

よみても、佛性の見をみがかずんば、此文ほどの事も解しがたかるべし。

これとてもかりそめならぬ別れてはかたみとも見よみづくきのあと

(一一一) 日蓮上人より日朗へ

(獄中の弟子を勵ます)

日蓮は明日ははや佐渡の國へ參るなり。今宵の寒さ牢の中の體相、思ひやられていたはしくこそ覺ゆるなれ。世間に法華經を讀むは、口ばかり詞ばかりは讀めども、心によまず。心によめども、身によまず。貴邊は身と心とに讀み玉へば、父母并に一切衆生を助け玉ふべき御身なり。法華經には、諸天晝夜常に法の爲めの故に之を衛護すと見えれば、たとへ今御身を苦しめらるゝとも、別の事は候はじ。御赦免ありて牢を出させ玉はゞ、疾に來り玉へ。目出度面會を遂ぐべし。

日蓮

日蓮—法華宗の
開祖、安房小湊
の人、實名重忠
の子、幼名藥王
麿、後足成坊、蓮
長、更に日蓮と
改む、弘安五年
寂す

日朗どの

(一一二) 日蓮上人より信者等へ

(遙に堅固なる信仰をすよむ)

九月十二日に御勘氣を蒙て、今年十月十日佐渡國へまかり候也。本より學文し候し事は、佛教をきはめて佛になり、恩ある人をもたすけんと思ふ。佛になる道は、必ず身命をすつるほどの事ありてこそ、佛にはなり候らめとをしはからる。既に經文のごとく、惡口罵詈刀杖瓦礫數々見擯出と説れて、かよるめに値候こそ、法華經をよむにて候らめと、いよく信心もおこり、後生もたのもしく候。死して候はゞ、必ず各をもたすけたてまつるべし。天竺に師子尊者と申せし人は、檀彌羅王に頸をはねられ、提婆菩薩は外道につきころさる。漢土に竺道生と申せし人は、蘇山と申所へながさる。法道三藏は面にかなやきをやかれて、江南と申所へながされき。是皆法華經のとく、佛法のゆへ

なり。日蓮は、日本國東夷東條安房國海邊の旃陀羅が子也。いたづらにくちん身を、法華經の御教に捨まいらせん事、あに石に金をかふるにあらずや。各なげかせ給べからず。道善の御房にも、かう申きかせまいらせ給へし。領家の尼御前へも、御ふみと存候へども、先かよる身のふみなれば、なつかしやおほさどらんと申ぬると、便宜あらば各御物語申させ給へ。

(一一三) 日蓮上人より某へ

(貰物の禮)

新麥一斗、たかむな三本、油のやうな酒五升、南無妙法蓮華經と回向いたし候。

(一二四) 親鸞上人より門末へ

(信行一致の釋)

親鸞上人一淨土眞宗の開祖京師の人、日野有範の子、弘長二年十一月二十八日

寂す、年九十
二、見真大師と
證せらる

四月七日の御ふみ五月二十六日たしかみ慥に見候ぬ。扱さては仰おほせられたる事、信しんの一念ねんざん行ぎやうの一念ねん二つなれども、信しんを離はなれたる行ぎやうもなし、行ぎやうの一念ねんを離はなれたる信しんの一念ねんもなし。其故よしは、行ぎやうと申まうすすは、本願ほんぐわんの名號なごうをごころ唱なへて往生わうじやうすと申まうす事を聞ききて、一聲いせこゑをも唱なへ若もしは十念じゅうねんをもせむは行ぎやうなり。此御誓おんちかひを聞き、疑うたがふ心の少すこしもなきを信しんの一念ねんと申まうすなり。信しんと行ぎやうと二つと聞きけども、行ぎやうを一聲いせこゑすると聞きて、疑うたがはねば行ぎやうを離はなれたる信しんはなしと聞きて候まうす。又信しんを離はなれたる行ぎやうなしと思召おぼしめすべし。此皆彌陀これみなみだの御誓おんちかひと申まうす事を心得こころえべし。行ぎやうと信しんとは御誓おんちかひを申まうすなり。穴賢あなかしこ、穴賢あなかしこ。生命いのち候まうすは必ず上かみらせ給たまふべし。

五月廿六日

親

鸞

(一五) ほうせう院より姫君へ

(嫁する女に對する訓誡)

ふとしてよそへこえ給たまふべき事、まことにめでたうおほえぬ。申まうすまでもぬはねども、身

ほうせう院—西
三條實隆の室

もちやさしく、心おとなしやかに、さぞれ石のいはほとなりて昔こひのむすまで、はんじやうし給たまひて、まごひこをやしなひ、わらはが行いくすゑをもはごくみ給たまべくぬと願ねがひぬほどに、ふでにまかせて申しまゐらせぬ。いづれもく、いきとしいけるもの、そのことわりをしらざるものはあるまじくぬなり。

第一、慈悲じひの心ありて人をあはれみ、むしけだものうへまでも、露つゆのなさをかけまくもかたじけなくも思はど、青柳あやなぎの風になびき、春の雪の梢こずえにつもりたるがごとく物やはらかに、人の心をしり、ひがめる心おしなほし、さてまた、心のうちは岩いがねよりもかたく、あだなる心ふるまひをきらひ、ひとすぢに心をむけ、賢臣けんしん二君にきみにつかへず、貞女ていぢよ兩夫りやうふうにまみえずと、くれぐれこのことわりを心こゝろにかけたまひてぬはど、神や佛も、御まもりもおはしましたまふべくぬ。

第二に、客人などわたりぬはんととき、うちには、いかやうなるむねんの事ことも、いさよかも、そのけしきを見せず、なにとなきやうにとりなして、たかきいやしきけ

ぢめなく、にほくと打ちむかひ、春は花うぐひす、夏は卯の花ほとよぎす、秋は千種の花月のうはさ、冬は雪霜時しらぬしぐれなどの、をりにふれたるものがたりなどして、いかにもねんごろにとりはやし給ふべくは。されども、あまりに年わかき人のむつまじけなるも、よそめいかどあるべくはや。たどなにとなくなざらへて、かたしのぎなく、あいくといはん事、あらまほしくは。

第三に、めしつかふ人疎略をなし、おもふやうにならずはど、しのびやかによまいごと、うらみをもいひかはしたまふべくは。それにて、かどなどやうにはど、折檻もあるべくは。それも、夫などのみきよたまひはやうには、口をしきことには。いかにみめかたちつくしきちご女房も、はらをたてたるかほばせは、見にくきものにては。しかもわかき人の聲だかにはては、あさましきことにては。さてく、よまいごとをもきくまじき人にてはど、こなたへかへしたまひはど、さのみまた苦勞にもなるまじくは。男女も、あまり短慮にはど、なんもむらいもいでき、

めし使はるよものもたいくつなれば、よそにて悪名をもかたり、のちにはにけはものにては。

よしのなるなつみの河のかはよどにかもぎなくなる山かけにして

此のうたの心は、よどの川は水はやくは、かもは水のうへにすむ鳥なれど、あまりにはやき所にはかなはず、河よどとて、水のよどむ所にすむものなり、いはんや人間は、けはしき所にはながらへがたくは。

第四には、夫婦間の事、たかきいやしきむつまじくあらん事こそめでたく、よその聞きも心にくくあるべけれ。たとひ萬世をおくり給ひはとも、いさよか男に見おとされぬやうに、たしなみたまひはん事こそ、なほく、千秋萬歳をたもちたまふべき事にては。さてく、むしんの事はとも、さのみおもひたまふべからず、たどうきよのありさまを、つらくと見きよたまひて、心をもみじかくなきすぐしたまひはば、行すゑもよき事あるべし。うたに、

ことたらぬ世をなうらみそかもあしみじかくてこそうかぶせもあれ
つらけれどうらみんとはたおもほえずなほゆくすゑをたのむみなれば
いづれもみなきこえたるうたどもなり。さてまた、きのありつねの女、

かぜふけばおきつしらなみたつ田山よはにやきみがひとりこゆらむ
と詠えいぜしは、その世までも、やさしき事につたへる。さて又、さいみやうじの百首
に、

人の妻のあまりりんきのおほきこそふたりのはぢをかくもとるなれ
此のことわりをけにもとおもひぬ。しかはあれど、世になきあつかひ御わたりなど
ぬはぶ、うらみをも述じゆつ懐わいをもたまふべし。さあらんには、よそのきこえもくる
しからずぬ。をとこにむかひぬて、或は陣立ちんたち、或はたか野、その外とほ道のくたぶ
れなどのときは、いかやうのうらみごとをもいたさるまじくぬ。その夜は、女なり
とも夢もむすばず、ようじんを心につけ、人をもいさめ給ふべし。それもあまりこ

とごとしきやうにぬはんは、けはしく見えてあしくぬ、たどなにとなくあるべくぬ。
第五に、わかれにしたしき人、すこしものどほにぬとて、こなたもなほざりにぬは
んこと、あらくしきことにてぬ。

つらきとて我さへ人をわすれずばさりとて中のたえやはつべき
我よきに人のわるきはあらばこそひとのわるきは我わろきかな
かやうなることのはこそ、きよであるえい歌とおほえぬ。ことさらむつまじき人の
そへいけん、又はよまひごとをも、いかにもねんごろにきよたまひ、よきことをば
けにとおもひ、あしき事をもふかく口をしとおもひたまふべからず。
第六に、高看經たかかんきん、口をしき事にてぬ。さうじて神佛しんぶつをも、けしからずうやまひたふと
みたまふべからず。

心だにまことの道にかなひなばいのらすとても神やまもらん
第七に、人中ひとなかにてはいかにも心かろく、はえぐしく有るべき事。たど男も女も、物

いひすごしは事あしくは。口は是わざはひの門、舌はこれわざはひの根と申は事の
はにも、おもひ出でられは。

物いへば父はながらの橋はしらなかずばきじも射られざらまし

かれこれおもひたまひはべし。ことさらをみなは、みつのさるをたつといふ事のは、
一つには見ざる、二つにはきかざる、三つにはいはざる、このことわり、ことさら
食事などなされはんに、口だち、よそめなどあること、あしきさまにては。また
からきものは、かならずむする事は。あまきものは、むしにあたることは。しほは
ゆきものは、のどかわき湯水をのみ、ざしきつねにたちてさわがしきものにては。
御心得あるべくは。

第八に、まひ、へいけ、うたひ、詩歌、その外、見ごと聞きごとほんそのざしきな
どにて、見聞たくもははずとも、おもしろきやうにとりなし給ふべし。たゞしそれ
も堪にたへたるかほばせは、見にくきものにては。

第九に、人あしきことをつかひ、また歌連歌、そうじて何なりとも、そしりわらひた
まふべからず。何事も、意ふかき事こそ、心にくきものにてはへ。

第十に、よそよりいさよかなるものきたりは共、はえくしく返事あるべし。ような
きものとして、つかひの見きく所にて、うちすてははん事、むけに有るべきにや。さ
れども、つよくうれしけなるも、いかどしくは、よろづつとしまたまふべし。さり
がたき用にて、しよまうなどはは、又それはそのものあたひほど、あなたへも
ほどこしたまふべし。

いづれも、心得のまへにてはへども、よきうへにもよくはへかしとおもひはて、か
やうに申しまゐらせて、めでたきをばかさねく申うけたまはりはべし。ふるき人
たちのうたども、かれこれとおもひ出ししだいに、かきまゐらせはうたなり、よく
よく御覽あるべし。

人前にしあんもなくともいふないひてはいはぬにおとることあり

ふかきふちうすきこほりのいましめをこゝろにかけぬ人ぞあやふき
 道すがらまづしきたみを見るとときぞ身のよくねんもたえてかなしき
 よもすがらけふのわが身のひがごとをあんじてあすをおほすべきなり
 かどみとぎひどにやとひてとぎたきは人のこゝろのくもりなりけり
 たはぶれをふかくななしそ河たでのからくわらひあさくとして
 なにごともまんずるひとはうたてきによるづひけしてこくしんになれ
 いくたびも後悔こいごわいをせばおのづからあしきをさりてよきになるべし
 たゞ人はひとをよかれとおもふべしひとのよければわれもよきなり
 よしあしと人をいろひてなにかせんわがみのうへのよしあしをしれ
 なにごともことたらずしてひとはあれ月もみてるはかけぬものかは
 そのともを見るにつけてもその人のよきもあしきもおもひこそやれ
 うるさきはひまある人のひまもなきところへきてのながるざふだん

平手政秀一に
 清秀に作る、織
 田の老臣、信長
 を諫めて自殺す

人はまづそらごとせじとたしなまんれいのものぞといはれてはうし
 しゆくらうはむづかしくともわかき人むづかしき事をかたるをばきけ
 わが身をばわれほど誰かおもふべきわれとあんじてわれとをしへよ
 親のばちあたるべき子を見るにこそにくさのあまりかはゆかりけれ

(一六) 平手政秀より織田信長へ

(死諫の書)

臣謹て啓上奉るの旨趣は、偏ひとへに主家の高運を壽こいぞき願ふの外に他義無し。夫れ今列國瓜うりの
 如ごとくに割わかけ、海内鬪争かみだいとうそうの巷ちまたと成り行けば、血路けつろを踏ふまざる無し。剩いまださる各國の諸將、
 淺井、朝倉、今川、北條、武田、上杉、佐々木、齋藤の面々、威ふるを震ふるひ權けんを争あひ、相あ互ひた
 に天下を併吞へいどんせんと欲するの時なり。君は行狀を誤あやまり無名の刑罪を下して管内に布しき
 及およほし、怨枉えんわうを持ち、萬民を酷虐こくぎやくす。悲しい哉悼いたましい哉。當家の滅亡めつぼうは此時なり。臣

情々舊き事を懐ふに、當國吉良大濱の合戦に君は初陣して、今川義元の逞兵を破り、名譽の功績を顯はし給ふ。爾るより以來、諸處の戦功は、全くあつばれ御大將の器量備はせられ、一族侍臣の歡喜は斜ならず。然るに、故信秀公の逝去の後、専ら非分の令を施し、就中往來の僧侶を捕へ禁獄せしめ、却て萬松寺に追福の設けを爲す事、是れ輕卒の至り、奇怪の一事と謂ふ可き者也。臣苟くも君を緹縲の中より御乳母爲れば、之を見るに堪へず、屢々諫言を奉ると雖ども、敢て容れられず。然るときは即ち當家破滅の基を目撃し、然るより國家陷るの時に至り、死後に何の面目有て先君に謁し奉る可きや。是に於て一命を抛ち史魚が死諫の誠を顯はし、一紙を残し、愚息監物をして遺言せしむ。政秀は戰場に非らずして徒らに命を飯し亡せば、遺憾の情は謂ふ計り無し。君愛憐を垂れて、九牛の一毛も此書に依て放逸の御心を翻へし、能を擧げ佞を退け、庶民を撫恤し、寛容にして淳朴を守り給はゞ、織田家の累代の不朽の嘉瑞疑ひ無し。恐惶再拜。

豊臣秀吉一慶長三年薨す、年六十三

(一七) 豊臣秀吉より大政所へ

(母を慰む)

さいく文給は、御うれしくは。こなたの事あんなされまじくは。いよく小だわらかたくとりまかせはにより、はやくくにく十の物八つほど申つけはて、百せうどもまでめし出し、ゆゑと申つけ候。小だわらの事は、くわんとうひのもとまでのおきめにてはまよ、ほしころしに申つく可は間、としをとり可申は。たゞしわがみは、そもじさま又はわかぎみみまいながら、としの内参りはて、御めにかより可申は。御心やすくはべくは。かしく。

かへすく、わがみ事御あんなされまじくは。一だんとそくさいにて、五ぜんもあがりはまよ、御心やすくはべくは。そもじさま、御ゆさんはて、きをもなぐさみ、わかく御なりはて可給は。たのみ申は。又大なんごそくさいのよし、なによりく

御うれしくは。いよくようぜうせんにてはよし、御申はべくは。以上。

五日一日

大まんどころ殿さま

てんか

(一八) 徳川家康より秀忠御臺所へ

(子供のそだて方)

一筆申入は、先は日増に暖氣に成はて、暮しよくは。その許彌御無事に、若達も息才に候哉承り度は。冬年はゆるく御目にかより悦入は。其節は何角御兩所の御世話ども、老後の樂に御座は。よくく其段表へもたのみ入は。

一竹、國、殊外人、悦入は。それにつき、先頃其へまるりは節、竹へ附入の事被申は様にと申置は、定めて申付られはんと存申は。

一國事は、一體殊外發明なる生れ付にて、重疊の事には。其御方別して御秘藏のよし、

徳川家康一元和二年薨年七十五

左様可有之には。それ故に存寄申入は間、能々御心得、生立は様可被成は。

一幼少の者、利發仕はとて、立木の儘に育ては、成人の後氣隨我儘に相成、多くは親の申事をも聞かぬものにては。親の申事さへ聞かぬ様成はては、召仕の者の申事は猶以の事に。左はへば、後に國郡ををさむる事はさておき、我身も立ち申さぬ様になり申は。一體幼年の節は直なるものにはまよ、いかやうに究屈にそだてはても、最初より仕付次第にて、外より存するほどは太儀にもなくは。これを植木にたとへはへば、初二葉にかひ割は節、人の産出と同じ事故、隨分養育いたし、もはや一二年もたち、枝葉多くなりはせつ、そへ木いたし、直になりは様に結び立て、そのうちにあしき枝はかきとり、年々右の通り手入いたしはへば、成木の後直なる植木になり申は。人も其通り、四五歳より添木の人を附置はて、悪しき枝をかき、我儘にそだたぬ様に致はと、後直によき人になり申は。幼少の時は育さへいたさばよきと心得、我儘にいたしおき、年頃になり急に意見いたしはても、我儘のあしき枝計茂り、本心本木は失ひは事故、直り不申は。是

には今以て存出ル事有之ル、三郎事出生之節、年若にて子供珍しく、事の上ひがひす故、育さへすればよきと心得、氣のつまりル事はいたさず、氣儘にそだて、成人の後、急に色々申聞ルへども、兎角幼少の時行儀作法ゆるやかに捨て置き、親を敬する事を存ぜず、心安く存じ、後は親子の争ひの様に相成ルて、毎度申ても聞入らず、却て親を恨みル様に成行申ル。夫にこりルまよ、外の子供は、幼少より我等が前にて、行儀作法より仕付ルものへ申つけおき、少しにても不行儀我儘のことは、我等へ隠し不申、速に申聞ル様に申付ルて聞置、前へ出ル節、毎度或は吐り、又は是はかやうには致さぬものぞと、一々申聞ル故、陰日向なく直そだち申ル。第一親をこはく存じルへば、愼よく、幼少より親へ孝行いたすこと覚え申ル。其上小身ものと違ひ、召仕ひルものの申事を、よくく承はりル様にと申事、專一に申聞ル事にル。親のあるうちは愼みルても、親の居ぬ時節になり、我儘になり、國郡を失ひルもの、古より多くこれありル。兎角常々例にて、召仕ル守の者の、第一孝行と、天命と、下へ慈悲をかけ、武家の事幼少より申聞ルへば、

自然と身持よくなるものにてル。君臣と申す事は、定まりし事にルへども、君たるものは、臣を君と心得申す事專一のよし、我幼少の節、安部大藏毎度申聞かせル。尤臣として君につかへル事故、いかやうに無理なる事をも、是非なく承はり、無道の君へも仕へルへども、夫れにてはまさかの時の用に立たぬものにル。兎角上よりは何事によらず慈悲をかけ、最負偏頗なく、賞罰正しく、臣を君の元と心得ルことよくル。臣ありての大名なれば、召仕ひルものなくては、大名の詮はなくル。兎角幼少のものには、召仕ルものの言を、能々きけくと常に御申聞かせなされル事、專一の事にル。人は人を鏡として、身を正しルほかなくル。

一我儘にて、終に我が願望の叶ふ事は、決してなき事にル。第一我儘にては親を恐れず、親に見限られ、第二親族にうとまれ、第三朋友にうとまれ、第四召仕ふ者にうとまれ、第五我身の願ふこと悉く叶はず。右五ヶ條の通り成行ルへば、身を恨み天道を恨み、人を恨み、後は煩はしくルより外は無之ル。唯幼少より物毎自由にならぬことを、能々

心得申度事に也。

一大名の惣領は格別、次男よりは召仕の者同様に心得也様、吳々可被申聞也。惣領より次男の威勢強きは、家の亂の基に也事。

一幼少の節、萬事大様に、輕きものは物いひまねぬ様に心得也事。夫もあまりおほやう過ぎては、却て下の情に委しからず、慈悲の心薄くなり申也。常々の遊びに、國々の名産の事、或は大名の家筋家柄の事、并に家來共もあれば、何の代よりの普代の者、何の節手柄高名いたし子孫杯と、囃致也へば、幼少より家中の者の、如在にならぬ事ども聞覚え也故、成人の後自然と仕置行届申也。大名の自身に嗜み也事は、弓箭第一、鎗、長刀、劍術も心得可申事、心得なくてはならぬ事に也。

一學文は、大名は自ら博學には及ばぬ事に也。學才ある者に、常々其道の講釋承り、其の外物の義理、善惡の事を尋ね、古の善人の行儀作法、名將忠臣の物語、佞臣の主の心をくらし、其國を亂し、代々の國郡を失ひ也事ども、常々承置、我身の曲尺ゆが

まぬ様に、心懸也事第一に也。兎角人の道は、五常を守るに止まりて、其外に我身の鏡なくては、何事も知られぬものに也、常の鏡と違ひ、外より磨く事はなく、我心にてとぎ立申也にて也。我身の行ひのあしきは、鏡のてらさざる故にて也まよ、其曇らぬ様に致し也事は、常々身の行ひの善惡を、人に尋ぬるより外は無之也。惡を聞く事を悦び、其座に其惡を改め、善をなし也者へ、褒美を遣し召仕へば、次第に鏡は照らし、身の善惡は其席にて知れ、家中の善惡、民百姓の取沙汰、居ながら知る事にて、身の善を聞く事を好み也へば、佞臣氣に叶ひ也事計いふ様に成行、身の惡を聞く事を悦べば、忠臣日に進み、忠言を時々聞く事は、一身の行ひにて、天地の道にかなふ事に也。此所主たるものの第一の嗜みに也。召仕の者利口にて、氣轉者計が氣に入、召仕也へば、其所より佞臣の取入也にて也。何事もにぶく共、正直なる者を選び召仕也事、第一の事に也。井伊兵部事、平日言葉少く、何事も人に言せ承り也、氣重く見え也へ共、何事も了簡決し也へば、直に申すものにて、取わけ我等の何ぞ了簡違ひか、評議ちがひか、爲になら

ぬ事は、皆人の居ぬ所にて、物靜に善惡申すものにては。夫故後には、何も先内談をいたし、外に申出す様になり申は。

一身の嗜みの事、人々好嫌ひ、得手不得手有之事にては。兎角物のかたよらぬ様に爲致可申事に。縦へば四季の花、色々さまざまに咲いて、何れも詠め有之は、どくだみと申草は、花も香もあしきものにて、何の用にも立申さざる草の根なれども、濕の薬に煎じ用ひ得ば、薬にては。其の如く、何藝にても、人の覺りたる事御承置、何ぞの時に入用あるものにては。第一自身不得手の事は、人の致すもいみきらひる者、間々有之事に。夫は大名の別して不致事に。我等中年の頃迄、碁を一向不存、人の致すも不用のもの、氣づまりにて用にも立ぬ事とばかり存じ、好みものはうつけもの様に存は處、近年碁を覺え得ば、雨降の徒然に慰みにもなり、先達てうつけ者と存る者を相手に致し。是にて察しに、何事も詮のなき事は、古より致し置ぬ事に。吳々も自分氣に入る者を善と存じ、氣に入らぬ者を惡しと存せぬ様に致こそ、第一の事と存は。只

身の智惠のとどかぬ事を、朝夕存る事に。

一幼少の者、得手氣に入らぬ事を申聞かせし時、側にありあふうつはなど、投ほふり、物を損じし事、虫氣故と計心得、捨置し事、甚だ親の毒を増と申ものにては。先虫氣に於て灸治薬を用ひ、つらぬ様に可致事に。成人の後も何ぞ氣に入らぬ事有之は得ば、物を損ひし事間々有之は。これ全く我儘の募り故の事に。器は損じても其通の事に得共、後は召仕る者、氣にいらぬ事申す進、手討にいたし、氣がさえくと致したる様に覺申す様に成行事に。病氣根入ふかくならぬ先に、はやく直す事に。一堪忍は身を守る第一に。何事の藝術も、堪忍なくしては、致し覺えし事もならぬものにては。殊に一國を治めんと存する身は、一入専ら心掛可申事に。天道に叶ふは、身の我儘いたさぬ堪忍也、地の理にかなふは、先祖よりの一郡一城を失はぬ堪忍也、人和を得るも、我氣隨をいたさぬ堪忍、其外身體ことごとく、堪忍を用ひし事に。仁は我召仕ふもの、竝に民百姓の賞罰を正しくいたし、疎きをも恵み近きをも罰す、是仁の

堪忍也。君に仕へて身命を顧ず、一度も約をたがへず、これ義の堪忍也。人の事を先にして身の事を後にし、起るよりぬる迄行儀正しくする、是禮の堪忍也。我に慢じて人をないがしろにする事をせず、是知の堪忍也。君父に仕ふるよりはじめ、假初にも表裏輕薄をなさず、古法を守り、我智のまゝに行はず、是信の堪忍也。五體の堪忍は、物好をせず、美器美服美色に心を動さず、是目の堪忍也。美香を好まず、穢しき匂にもをかされず、是鼻の堪忍なり。雷、又は戰場にて弓鐵砲の音にも恐れず、先陣にすゝみ高名を遂る、是耳の堪忍なり。酒を過さず、美味を好まず、是口の堪忍なり。其外手足にも堪忍あるなり。右堪忍を、一生の間全く守人は、大名は家を起し國を治む、小身は身上を起し家を修む。堪忍のなる事は、十全に至らねば、家をも國をも起す事はならぬもの也。たとへ十の内をば九守り、一二破りゆへば、其破れし品にて、夫迄の堪忍は徒らになり行ものにては。大方の堪忍ならぬと申す事、間々申事にゆへども、夫も義によりては、破るは破るといふとも、行はるゝものにては得ども、多くは我智恵の短きより

我儘に落入て、身を果し、家を破り、國郡を失ふ。たとへば弓を射る者の、手前を能く引渡しはなれてゆるみ、又はさし出で扨して、初めのよき手前もいたづらになる様成ものにては也。かく堪忍は十全ならねば、堪忍の詮はなき事にゆ。日本にて堪忍十全の者は、楠正成一人にては。始より一向堪忍の氣なしと、ことばにも出し行ひしは、近世武田勝頼にては。夫故一生の行道にかなはず、先祖より數代の家を失ひ身を果は。織田殿は近世の老將にて、人をも能つかひ、大氣にて智勇も勝れし人にては得共、堪忍七八にて破れは故、光秀が事も起りゆ。大閣様には、古今の大氣智勇至て堪忍強かりける故、卑賤より、二十年の内にも、天下の主にもなられはほどの事にゆへども、餘り大氣故、分限の堪忍やぶれは。大氣ほど能き事はなくゆへども、夫も身の程をしらず、萬事華麗に、過分の知行其外人に施すは、大氣にてはなく、奢と申者にて、知行其外人に施す品も、其分に當るこそよくゆへ。

一奢心なく、物毎儉約を用る、常に其程を能知るを以て、成道正しきといふなれども、

古より聖主の
此處誤脱あるべし

下々は過分に知行其外賜る物にあきたらず、其程に施しあたふるをば奢り者に引當て、吝嗇の取沙汰いたしぬ。古より聖主の過分に賜り物、萬事花廳の行ひをなし、身を慎み儉約を用ひぬ事には。

一惣て召仕候者の、何ぞ仕落か不調法にて、しかりぬ事、其者のよく得心いたし、向後改めさせぬ様に致しぬ事、主人たる者の第一にぬ。我者年若より専心懸ぬ故、異見を加へぬ者、誤を改めぬ者はなくぬ。兎角いか様にも人を捨てぬ様に致度事には。先あやまちぬ者へ、其あやまりぬ事計申てしかりぬ故、心得ちがひいたし、主人を恨みぬ様に成行、夫迄よく勤ぬものも、不足の心出来、不勤に成りて、主人を疎む様に成ぬ事、全く異見の致方惡敷故、人を捨ると申ものにてぬ。異見の致し方は、其者を呼出し、一人側にとりなしぬ者を置き、外の者をば退け、常よりも詞を和らけ、前に其方は箇様の節、何の手柄を致し、何の節能く勤めぬなどと、其者の心を悦ばしめ、其後箇様の不調法は其方に似合ぬ事と、心よく申聞せ、吳々此已後相改め、前々の通り心付つとめぬ

様に申聞せぬ得ば、其理に服し、身の過を存じ、相改ぬものにてぬ。主人たる者は、一人にてもよき人の出来る様、又如何様の輕き者にてても、科人の出来ぬ事のみを心がけ、身を慎みぬ事肝要にてぬ。いかやうの利發の者も、主人の目よりは行届かぬものにてぬ。まして竝々の者は、抜がちの事にあるべくぬ。其行届かぬ所をば、主人より行届ぬ様に心付、不調法にならぬ様にいたし、召仕ぬ事、心懸第一の事には。召仕候もの科に申付ぬ者多きは、主人の科にてぬ。

一主人の風儀は、側邊りに召仕ぬ者の風俗にて知れるものなり、側邊りの風俗大切にてぬ。上の事下にしれぬ様に、下の事はよく上にしれる様にありたき事には。取分氣に入ぬものの風俗、心懸肝要の事には、其者一人にて一家中の風俗變じ、善惡有之事には。一治世にも、身をらくに持ぬ事、保養にもあしく、何にても業のなき時は、婦色其外色の惡事出来ぬまよ、朝起てより臥までの行儀を定め、毎日其通に致ぬ事、食事も常に美味計給ひては、うまさものにあらず、平日の食物、随分輕き味の物宜しくぬ。月に兩

三度は美味給ひもよきよし承り及び。

一近年日課を六萬遍づつ唱へ申事、老人のいらぬ過役にては、遍數へらしむ様にと、みなみな申聞ひ。なる程遍數へらしめて、らくに成べくは共、幼年より戰國に生れ、多くの人を殺しむへば、責ては罪亡しにもなりは半、且年若より一日も隙に暮しは事はなき身故、當世は靜にて、隙過てこまり申ひ。何ぞの業を致度は得共、夫もいらぬ事故、念佛を日々の稽古事の替りに致しは故、毎朝早起致し、夜も早くは休み不申、怠らぬ様に心懸候事に。夫故食事の當りもなく、健にて、念佛の陰と存ひ。古より申傳に、まづ主人の行儀を知らんと思はど、平日の起臥の刻限と、食事の日々同の事か、又は多少有之かにて、行儀の正不正は知れ申ひ。よく左様に可右之に。氣丈過はてあやうき事に。勇氣は分てなくてはならぬ第一の事に。強きは強きを頼みにしてまづ亡び、堅き物の先へかけるたとへの通りに。只柔大様にありたき事に。召仕るものがさつに無之様可被申付。右之趣、能々御申聞せ、眞直に父子兄弟の中、禮儀作法亂れぬ様に、吳々御育なさるべくは。右之ふみは國へ御渡し、成人の後もよく相心得、御教なさるべくは。かしこ。

二月廿五日

返すべく、吳々も國事随分御心付なさるべくは。右之通りにさへ育はば、案じは事無之。以上。

(一九) 伊達政宗より羅馬法王へ

(宣教師の派遣を求む)

於世界廣大成貴御親、五番目之ハツハハウロ様之御足を於日本奥州之屋形、伊達政宗謹而奉吸申上候。

於吾國サンフランシスコの御もんはの伴天連フライルイスンテロ、たつときテウス之御法をひろめに御越之時、我等所へ御見舞被成候。其口よりキリシタン之様子何れもテ

伊達政宗一仙臺城主、輝宗の子、寛永十三年卒、年七十、明治三十四年正三位を贈らる

ウスの御法之事を承はり申候。其付しあん仕候程しゆせうなる御事、まことの御定め之みちを奉存候。それにしたがつて、キリシタンに成度乍存、今之うちは難去しあわせ申子細御座候而、未無其儀候。乍去某分國中おしなべて下々迄、キリシタンに罷成申候やうにすよめ可申ために、サンフランシスコ之御もんはのうちに、ワウセレハンテヤ之伴天連衆御渡被成可被下候。何やうにもしゆせう大切可存候。御渡被成候其伴天連衆に、萬事に付而、御ちからを御ゆるし候て可被下候。其伴天連衆に我等手前より寺をたて、萬に付而御ちさう可申候。同我國之うちにおゐて、たつときテウスの御法を御ひろめ被成候ために、可然と思食候程之事被相定可願候。別而大さなるつかさを御一人定め被下可願候。さやうに御座候者、頼而々々皆々キリシタンに罷成候事、一定と奉存候。我等何やうにも請取申候間、御合力之儀すこしも御きづかひ被成間敷候。是に付而、我等心中に存候程の事、此フライルイスソテロ被存候間、貴老様御前奉申やうに頼入り、我等使者を相定渡申候。其口を御聞候て可被下候。

此フライルイスソテロにさしそへ候我等家の侍一人支倉六右衛門と申者を、同使者として渡申候。我等めうだいとして御したがひのしるし、御足をすいたてまつるために、態ロウマ迄進上仕候。此伴天連ソテロみちに而自然はてられ候ば、ソテロ被申置候伴天連をおなじやうに、我等が使者をおほしめし候て可被下候。某之國とノヒスハニヤ之あひだ近國に而御座候條、向後エスハンヤの大帝皇トシヒツヘ様と可申談候。如其被相調可被下候。伴天連衆渡海成ため奉頼存候。猶以某之上貴きテウス天道之御前におゐて、御ないせうに叶申やうに奉頼申候。猶此國如何様之御用等可被仰付候。随分御奉公可申上候。是式に御座候得共、日本之道具乍恐進上仕候。猶此伴天連フライルイスソテロと、六右衛門口上に而可申上候。其くち次第に可被成候。早々恐入候。誠恐誠惶敬白。

慶長十八年九月四日

伊達陸奥守 政宗

於世界貴御親五代目之ハツハハウロ様進上

本多平八郎一慶
長七年十月卒
す、年六十三

(二一〇) 本多平八郎より留守宅へ

(短文の模範)

一筆申す。火の用心。おさん泣かすな。馬肥せ。

(二一一) 蔚山籠城中の加藤清正等より出征諸將へ

(籠城の覺悟)

追而申候。此面普請出來次第、歸朝之人數俄にたて籠候に付而、兵糧之儀右之仕合に候。以上。

急度申入候。去月廿二日に蔚山面へ、大明人數十萬取かけ、其まよ打つめ、同廿三日に總構おしよせ候處に、卯の刻より巳の下一刻まで防戦候といへども、寒天之普請に候へば、濠も無之、土手堀不首尾に付而、不及是非城中へ取籠候。然る處に本丸三の丸堅固に

加藤清正一慶長
十六年卒す、年
五十、或は五十
一

相抱在之事に候。毎日よせ候處に、手前々々において人づかをつき候。其に付而、敵勢殊之外うすく成申候。雖然兵糧無之候て、數日を送り候故、敵陣をきりたて候事も難成候。併し夜かせぎの儀は夜々に仕り、勝利を得候。當城御普請今少不出來に付而、兵糧丈夫に不_レ入置候。其内御加勢も難成候に付而は、各其覺悟仕り候間、可_レ御心安候。右之分にて於_レ令_二落去_一は、經數日かせぎ候通、可_レ預_二御披露_一候。恐々謹言。

正月一日

加藤主計頭 清正

淺野左京大夫長慶

筑前中納言様 安藝宰相様 蜂須賀阿波守様 竹中源介様 早川主馬様
熊谷内藏允様 垣見和泉様 毛利民部大輔様 福原右馬允様 御陣所

(二一二) 木村重成より猪飼左馬之介へ

(討死の覺悟)

木村重成一長門
守、豊臣秀頼の
臣、大阪夏の陣
に戦死す、年二
十一。猪飼は姉
也

一筆啓せしめ候。先以て御疵の痛みは如何、和らぎ申候や、朝夕心許無く存暮し候。御聞きも成され候哉、一圓寸暇を得ず、心外の至りに候。城中の有様は、墓々しき體にこれ無く、兎角天下は家康と存候事に御座候。昨夕石川肥後守、我等陣やへ忍び参られ、石川も我等と同腹中にて、城中の詮義評判に、御母公の下知にて、手前の手配は一圓承引これ無きよし、尤もに存じ候。我等事、昨朝七つの下知を承はらず鴨野へ罷出で、分際の働き、諸人の目を驚かし候。兎角一日も早く撃死と覺悟仕候。貴所は唯今迄の籠城、其上數個所の深手御負ひ候間、御油斷無く、草々在處へ御引込み、御尤に存じ候。誰とても嘲る者はこれ有る間じく候。我等義は、家康懇志の筋目ゆへ、板倉伊賀守より、内々度々内意を申越し候へ共、當君へ附られ候處を忘れるは、士の本意に非らず候。聊か面目も存ぜざる人々並に月日を送るは、是非無き事に御座候。然れば此香爐、姉君へ御届け下さる可く候。扱此太刀は、十三の年に元服の祝儀として、賜はり候。使ひ本多平八郎、口上に、家康祕藏の業物にて、來國俊の由、申來り候。數箇處の戦ひに、此太

刀にて一度も不覺を取らず候。これに依て大波と名附け、今日迄所持仕候へども、貴所へ形見に進じ候。随分御祕藏成さる可く候。一城中に在りながら、片時も心のまよに御意を得候事も相成らず、他人同前の有様、残念千萬の至りに候。嘸姉君お照殿、御恨みこれ有る可く候。誠に是非なき事に候。此段宜しく御云ひ分け下さる可く候。恐惶謹言。

五月六日

猪飼左馬之介殿

木村長門守

(二三) 木村重成の妻より夫へ

(死して義を勧むる遺書)

一樹の蔭、一河の流、これ他生の縁と承はりぬにこそ。そもをとせの比よりして、偕老の枕をなして、只影の形に添ふがごとく思ひまゐらせ、おもはれまゐらせぬ。此頃承はりぬへば、此世限りの御催しのよし、かけながら嬉しく存まゐらせぬ。唐の項王とやら

木村重成の妻
眞野頼包の女、
重成戦死の前日
此書を遺して自
刃す

むは、世に猛き武士なれど、虞氏の爲めに名残を惜み、木曾義仲は松殿の局に別れを歎くとやら。されば世に望窮みたる妾が身にて、せめて御身御存生の中に最後を致し、死出の道とやらむにて奉待上ぬ。必々秀頼公多年海山の御鴻恩、御忘却なき様、願上まるらせ候。あらくめで度かしこ。

妻より

長門守重成様

(二四) 瀬川采女の妻より夫へ

(想夫戀の情を訴ふ)

たよりの舟をよろこび、そごろに取向ひまるらせぬ。たゆるまもなくなつかしみ思ひ侍る事もおほかめれど、心をあはせかたらふべき人もなければ、ねやさび、ひとりかたしく袖の露、床は海、枕は山とたちのほるむねの煙、はるまもなきなみだの雨そよぎ、

瀬川采女の妻
小野菊

いつをかぎりの露の身の、きえやらぬほどもうらめしきぞかし。そのあらましを聊しらせまるらせぬ。そこほどは世わたるわざのことしけきにとりまぎれ、もはやことほどの事はおほし出さるゝ事もなみのおと、すさまじき御心とやなりぬらんと思ひのたね、むねの中にしけりあひぬるまよ、すどりにむかひ、とりわづらふ筆のすみも、なみだの海とやなる。

行水にかすかくよりもはかなきは、おもはぬ人をおもふものかは、とよみおく和歌のふることまでも、わが身のうへに覺えて、其人の心の中おしはかり、すこしはなぐさみぬ。思へばく、そひまるらせぬむかしも有つるに、こはなにのむくいにておはしますぞや、あさましかりつる我心かなとは思へども、よきにとまらぬ心のくせとして、又こひしう思ひまるらせ、物のけも有やうに人もいひなし、我も又心のたごしからぬ事をしれり。抑心は身にそふ物なれば、身のまよになるべき物なるか、されば心のまよに身はなる物とこそみえ侍れ。まことに心は身の主なりと、ふるき文におほく見えしが、けにもさ

も覺えぬ。いかなる神のむすびあはせにや、あさはかなるちぎりとは成ぬらん。ある人
ふかうかなしびあへりし事の有しを、いやそれは、はかなき事にて侍るなり、たゞ思ひ
すてさせたまへと諫つることも有しが、かく我身のうへになりぬれば、そのしなくらう
して、あやなきことをなん思ひこがるよも、女の身なればとて、また口をしからざらめ
や。心を心のまよにせざらんも、なほあきらかならずおほえ侍りぬ。たゞすの神の御慮
には違ふ事にて侍れども、これより後は戀せじとこそいのり申すべけれ。いにしへより
今にためしすくなき、こまもろこしとやらんへ渡り給ふ、かぎりなき海山を隔て、互に
風のたよりをさへ、きよかねりへば、かく思ひたえんこせしも、亦むべならざらんや。
天正十八年の秋より、某の春、こまの國へ御陣有べきむね、仰有しかども、更に實と
もおほえ侍らで、おほくの月日を過し侍りしが、いつの間にやらん、文祿の年の三月に
も移り來て、あすはこまの國へ舟出し給ふなると、何方もことごとくしうのよしりあへり
ぬ。大かた夜も半ちかう更しかば、行末の事など、かはらじとのみかたりつゝ、頼みお

きつるに、はや明け方の空に成て、別れを急ぐ鳥の聲々、打しきりしかば、
身はかくてさすらへぬとも君があたりさらぬかどみのかけははなれじ
とよみおく和歌のごとく、これをかたみにと、たよがみながら残しおき給ひしを、ま
ことに袖より外にもらすかたもなく、恨みてはよみ、よみてはかこち、あさなゆふな詠
めくらし侍りぬ。

思ひつよぬればや人の見えつらん夢としりせばさめざらましを
と小町のよみしことのはも、けにさることぞかし。

かぎりとてわかるよみちのかなしきに生まほしきはいのちなりけり
まことにはかなきいのちながらへ、かゝる思ひもあさましくおほえ侍れども、今一度見
もし見えもし、つもりぬることもはらしまるせたくはて、あだなる露の玉のをも、な
がかれとのみ祈る計にてこそゆへ。何事もくあはれとおほしめし出され候はど、かず
かず御うれしく思ひまるらせぬ。申たき事どもこよなうおはしましゆへども、あはたど

しき出船のいそぎにとりまぎれ、いかゞ申はや、みゆるしはほど。めでたくかしく。くり返し、そののちせうそこのおとづれもおはしませず、御床しさのほどたへがたく、あまりに入めもはづかしくこそはへ。まことに出やらぬねやのうち、ふかき思ひのふちとなりまるらせは。

かくあらんゆくへをしらでたのみつる我心をばたれにかこたん
是はみづからおもひよりにておはしましたは。御はづかしくこそはへ。めでたくく。

五月五日

菊

せ川うねめ殿にて

人々申給へ

(二五) 堀ろく子より堀半左衛門へ

(冤罪に死する妻の遺書)

堀ろく子—堀美
作守親良の女、
堀左近に嫁す、
萬治元年正月九
日自害す

一筆申置き参らせは。此度わが身かく成行きは事。若々氣もむつれはての事かと思しめ
さるべきかと存は。筆を染めり子細は、新右衛門様吾身へ御心御座はよし、左近殿申
かけられ、色々我身を糺明いたされは共、左様の事夢々有べき事にてなくは由、女に
似合ざるおそろしき誓を立て、血をそよぎはて、様々申譯いたしは共、いさよか合點
なく、最早此事下々まで聞えはへば、世間の取沙汰と成は半事、口惜しく存りて、千
たび百たび思きりは共、唯今わが身なむしくなりはほど、左近殿のうき名をも立て、
又獨の權之助事、かれ是一方ならぬ義理と情にかはり、われと我心をおし鎮め、命つ
れなくながらへはて、頼むまじきは心なりけりと詠みおきし古言を思ひ出で、我と心を
なぐさめ、とかくしてあかしくらしり内にも、左近殿の心さへかはりなく候はど、身
のあやまりなき事どもは、天が下の神々のしろしめさるゝ事なればと、おもひあきらめ
打過しりうち、日を経て左近殿の御心つれなく、猶又姑様の御心いとさがなくおは
しましはへば、とてもながらへはつべきうき身とは存ははね共、もしや左近殿我身の心

を引見んと思はれての事もやと、女心のはかなき頼みにほだされ、妹せの中のつれなき命、けふまでながらへり。思の外にむねをこがし、うき寝のところに袖をしほり、心にこめしうき年月のつらさ、思召やられぬ。さるが中にも取わけうかりしは、こぞの師走二十八日の夜に入りて、左近殿我身をいろくせつかんいたされて、いとどさへ寒夜の雪の中に、我身の衣はぎ給ひて、植籠のいと暗き所へつれ行き、夜もすがら頭より水をそよぎ給ひ、様々さがなき詞を申かけ、早くしにうせよとのよしりりし時は、さてさていかなる過世の生れ合にて、かよるうき目を見ゆ事か、二世とかねたる夫にはうとみはてられ、いとけなき子の行方をも見届けざる事よと、咎なき神を恨み佛をかこち、世にも稀なる事にあだ名を立てられ、恥をさらしゆ事やと、心一つにねんじわび思ひあまりぬへども、恩愛の道とて權之助に心ひかれぬて、今年早く明けすぎ、扱あら玉の年を迎へても、物思ふ身の上は、ことぶきても心すますぬへども、あさましき事共を、む月始より殿様の御耳へたて、奥様の覺し召しもはどかり多くぬひて、けふかあすとう

ち暮しり。されども又過ぎにし夜、例のよしなし事を思ひ出し給ひて、小夜ふけ方左近殿我身の側へ來り給ひ、よるの物引ちらし、山々なんだいをかけ給ひて後、扇をたよみてうたせ給ひ、今よりしてわれらを夫と思ふまじ、尤そちを妻とは思はぬなり、いそぎ臥處をかへて、何れの所へなりとも移り行きぬへ、そちが様なる遊女ごときの者は、見る目もけがるよぞと申されぬひし時は、さりとは今迄は、もしかくと思しを、こよひの言葉にて、もはや夫婦の縁はつきぬ、我つまながらも、さりとは道理に暗き胴欲人ぞとおもひとりぬて、既にかくごとと思ひ切りぬへ共、そひはてぬ權之助の事思ひ捨てがたく、いにしへ人はいかに成事をおもひてやありけん、人の親の心はやみにあらねどもとよみ置きしも、さこそありつらめと思ひしられ候にも、親子の契は此世の中と承り候へば、最後の名残と存じ、權之助ふしどに行きぬへば、母がなけきは夢にも知らず、心よけにいねぬひしを、さすがおこしぬへば、ねのびして目をさまし、わが身を見るよりにこくとわらひ、いだきつきぬひし時は、氣も魂も消はて、せきあへぬ泪

のところにききくれ、顔も姿も見失ひらう。さて又りふけい様、お菊様、其外様めい〜
 に文書き置き度存らうへ共、心せかれて筆の立處もわきまへがたく候まゝ、能き様に御
 心得頼入らう。此世の御えんつきははずば、佛の御國にして御けんなしらうべく、誠に
 はまのまさごのかずく、御名残惜しくこそらへ。あまりに思ひしづみらへばつみふかき
 よし、一しほ未來の程おもひやられらう。左近殿のつれなき此世の中こそうらめしく存
 らへ、後の世かけて何しにうらむべきに御座ら。此後は心をひるがへされ、新右衛門様
 御ふたりへ御孝行第一に存らうよし、御つたへ下さるべくら。さてまたはごかりながら
 奥様、つぎにみなく様へ、かたみと存じ、それらに書きつけいたし置きらうまゝ、
 御とゞけ下さるべくら。申してもく、御名残は盡きせぬ御事にてら。らう。

正月九日

堀 半左衛門様

おあもじ様

ろ

く

書置見贈りの覺

一 奥様より拜領の文庫一つ返し上げらう。

次に自讀の抄一部、又わたくしかきらう心經一卷。

右の通奥様へ上げ申たくら。

一 しうそくと申 雙紙六冊。お仙様へ。

一 伊勢物語一部。一 さんせ物語一部。此二色おみつ様御二人様へ。

一 會我物語一部。一 古今集上下。

一 つれづれ草上下。りふけい様へ。

一 おしゆんさいと申さうしは、江戸の友の方へ被遣被下べくら。

一 保元平治物語。おゆりへ。

一 金子二兩は、りうさん坊へ御届け被下べくら。

一 小袖一、帯一筋、太左衛門様御内様へ進じらう。

一伊勢物語の評十三冊。一見よし物語一部。

右二色そもじ様へしんじり。

一こさいふんしゆう、と申雙紙我身かき申。いまだ繪はかき不申。共、我身を御らん被成。と思し召、御覽可被下。繰返し御名残をしくこそ。過し四日に御目もじに入。御事、此世の御暇乞と成。申すに及ばず。共、くれぐれ權之助事頼上。ふとぞんじより。まよ、

なからへて此世のやみはよも晴死出の山路のいざ月を見ん

(二二六) 高尾より千里へ

(後朝の文)

けさの御わかれ、なみのうへの御歸路、御やかたの御しゆびいかど、御あんじ申。わすれねばこそおもい出さず。かしく。

高尾一江戸新吉
原京町三浦屋の
遊女

(二二七) 宮本武藏より細川家の家臣へ

(致仕を乞ふ書)

態と各様迄書附御理申候。兼て病氣に御座候處、殊に當春已來煩ひ申候て以來別而手足難立罷成候。此前拙者年久敷病氣故御知行の望杯不仕罷在候。先越中様も御兵法御數奇被成故、一流の見立申上度存。粗兵道之手筋被成御合點候時分、無是非仕合せ失本意候。兵法之科ども書付上げ可申旨御意候へ共、書付迄に御合點如何敷存。下書許り調差上げ、兵法新敷見立候事、儒者佛者の古語軍法の古沙汰をも不用、只一流を心得、私方の思ひを以て、諸藝諸能之道とも存、大形は世界之理に於て、明かに道を得候へ共、世に逢不申體無念に存候。今迄世間兵法にて身過候様に存候。右様の事は眞に兵法の病に成申候事に御座候。今申處、末世に拙者一人の儀は、古今之名人に候へば、奥意相傳へ可申候處、手足少も叶不申候。當年許の命も難斗候へば、一日成共山

宮本武藏一名は
政名、創道二天
流の祖、正保二
年熊本に歿す、
年六十二、或は
六十四

居仕り、死期の體世上へ對し蟄居候事に被仰付候様に御執計可被下候。已上。

四月十三日

宮本武藏玄信

式部殿 監物殿 宇右衛門殿

(二八) 澤庵より弟へ

(身の持方を教ふ)

澤庵一名は宗
彭、品川東海寺
第一世、正保二
年十二月十一日
寂す、年七十三

御手前萬事御才覺肝要に候。先書に、何事も天道次第との御文尤に候。其分なる義も候得共、たゞ天道より金銀米錢をあたへたる事はなく候、人の才覺にて候。縦一石の米をかたはしくらひはてて、其時天道より借銀借米有間敷候。何事も人間の業と御心得可有候。天道は此方次第のものにて候。世上申天道は、杳に違ひ申候。古今に蓮の葉は丸く、松の葉は細く候。其如く我身に應ずる天道をよくわきまへ、少年の者は引きがりて花麗をせず、大名は夫程に身を所持所、則天道に任ずると申候。百石取身にて二百石と

る人の體、天道に背き、身に不似合振舞をする人は、一生貧乏神の責物にて候。鵜の眞似する鳥は水に游て死する、天道の罰にて候。鵜は鵜、鴉は鴉の働、天道の本理にて候。ケ様なる謂を不知して、天道と計人毎にいふて、寢ていつも天道より彼に食を被與候様に思ふ事、大なる誤也。人は品々に世をわたる天道にて候。然るに細上人も定規なくてはならざるものにて候。人は人を定規にするが能候。但我心の様なる人を定規にせば、三五の十八にて候。分限を我と不申して身を持分別、能摺切ぬ人と申事にて候。酌子定規如何。貴殿のは御分限よりふり廻し手廣く見え申候。是は天道に御背候間、つまり悪敷候。半分笑止候。我等申事違ひ申まじく候。冬は寒きものにて候、若あたよかなれば明年涼しからず。夏暑からざれば秋萬事あしく候。物事に位の正しき處が天道にて候。大小ともに身の分限に應じて、十人抱て可然候得ば七八人、心持後悔少候。月を御覽可有候、十五夜は圓滿に候へば一分づつかけ申候。是人間の見せしめなり。思へたゞ滿ればやがて缺月の十六夜の空や人の世の中

此歌至極の理に候。長文のていむづかしく候へども、兄弟に生れあひ、御爲よく候へか
しと如^{ごとく}是候。何とぞふうを御かへ候て、借金^{かんと}のなきやうに御分別^{ごふんべつ}專一に候。親類に遠
ざかり、したしき知音^{ちいじん}に恨を結ぶも、多分貧故にて候。

心だに誠の道に叶^{かな}ひなば祈^{いの}らすとても神や守らん
皆是にて候。尙^{ごし}期^{ごう}後音^{ごういん}之時候。恐惶。

(二九) 中江藤樹の書置

(大洲侯に奉る)

我等老母一人、江州に罷在候。母子相はなれ候ては、養育心にまかせず候ゆへ、文にて
申遣候へば、返事に、婦人は境を不越^{まうしこし}と申越、其國を出^{いづ}べき氣色^{けしき}なく候。親一人子一人
の事に候へば、某^{それがし}を頼^{たのみ}たよりにいたし罷在候處に、かよふに國をへだて、親を他國に
捨置候事道ならず存候故、しきりに御暇^{おんいさま}之義奉願候へども御宥^{ごいうのん}免なければ、ちからおよ

中江藤樹、近江
の人、通稱與右
衛門、近江聖人
と稱せらる、慶
安元年八月歿
す、年四十一、
贈正四位、

ばず、たゞ今立退^{たちのおき}申候。しかれば不忠の者と可被^か爲^な思召^{しめ}候へども、つらく忠と孝との
二つをかけくらべ候に、君は祿^{ろく}を以て御招候へば、我等ごときの庸儒^{ようじゆ}は、いかほども御
家^{あつち}に集^{あつ}り可申候。さて又老母は、某^{それがし}にはなれ候ては、他にたのむべきもの無御座候。
されば忠孝の二つをわきまへ見申^{まうす}に、孝はおもくして忠はかろし。我等はおもき方へ心
ざし、かろきをすてて立退申者也。かやうに御家を出て、かさねて二君^{にきみ}に仕^{つかふ}へき心底^{しんてい}無
之候。此段聞^{きこ}し召^{めし}つけられずして、不届^{ふとぎ}に被^か思召^{しめ}候はゞ、如何とも可被^か仰付^{おほせ}候。少も御
恨に不奉^{ふたう}存候。道の重きにひかされ罷出候へば、かりそめに御厚恩^{おんこうおん}をわすれ申候に似^にた
れども、天命の至極におゐては、愚夫^{ぐふ}の了簡^{れうけん}此上に難^{がた}及、如此御座候。以上。

(三〇) 中江藤樹より佃氏へ

(治心の要を諭す)

色々の障御座候て、御退屈^{ごたいくつ}被^か成候旨、自反^{じはん}慎獨^{しんとく}の工夫^{くふう}、手に不入^{にふ}入故にて候。御心にすく

み御座候に付て、外物さはり、氣之毒に御思召故、いつとなく志をうばはれ候。心にすくみなく候へば、世間の萬事、一もさはり不申候。殊に交る所の善惡是非は、少もかまひに成不申ものにて候。自反慎獨の工夫は、心のすくみをとろかしすて、いかにもひろびろとして、天地萬物入てつかへぬ本體を不失様に仕候、專一にて候。大學に心廣體胖といへるにて、能御合點可被成候。吾人の心、本來廣大にしてさはる所なきものにて候者を、いつ程よりか、習にそまり、是非の素定、好惡の執滯、名利の欲、形氣の便利などにて、ねぢかためすくめ候故、親の我を愛する事さへ、たち障りさかだち候得ば、自餘の事は不及申候。このすくみをとく心得なく候へば、學問にて却てすくみをかさむものにて候。能々御體認して、すくみを御とき候はゞ、何事もつかへ申まじく候。萬事のつかへ候は、他人の非は無之候、皆我心にすくみたる非ある故にて候。されば狐も狸も、亦是天狗も、ばかしなぶるべき縁なき人をなぶることあたはずして、心になぶるべき縁ある人をばかすものにて候。世間の人は、我心の立様によりて、魔ともなり、

又は父兄師友とも成ものにて候。世人の魔障をなす魔縁なき様に御心持肝要に候。其魔縁は、右中心のすくみにて候。くはしくは懸御目申承度候。合點参りかね候はゞ、重て可承候。

(三二) じゃがたら春子より故郷の女友だちへ

(じゃがたら文)

千はやぶる神無月とよ、うらめしの嵐や。まだ宵月の空も心もうちくもり、時雨とともにふる里を出しその日をかぎりとなし、又ふみも見じあし原の、浦路はるかにへだたれど、かよふ心のおくれねば、

おもひやるやまとの道のはるけきもゆめにまちかくこえぬ夜ぞなき
御のかしさのまよ、腰おれかき付参らせし。前業とは申ながら、かゝるうき世にかひなき命ながらへ申さむよりは、たゞ世になき身となりぬはゞ、いかにうれしからましを。

春子一寛永十六年、平戸長崎等にありし紅毛人の血統の者十一人、じゃがたらに放流せられしその一人なり、時に十四歳なりしといふ

たまく、花の世界に生まれきて、此身となれるとし月をかぞふれば、十とせあまり四とせがほどとこそおほえに、かくうらめしき遠き夷の島にながされつよ、きのふけふとおもひながら、はや三とせの春もすぎ、けふは卯月朔日。まだ東雲に、あすは出船と人の聞えつるに、せめて筆の跡してもと存じ、なみだながら硯にむかひ参らせぬ。いまだ夜ふかきほどにて、いたふくらければ、ともし火すごくとかよけつよ、おもひ出る事共かきつゞくるに、此文のうら山しくも、古郷にかへるよと思へば、我文ながら、ありしよりけにものがなしくて、

水ぐきのあとはなみだにかきくれてむかしをいかに人の見ましや

はづかしながら筆にまかせ参らせぬ。そこもとよりの御文、ことに御るんしんとどきまいらせぬ。まづく御つよがなく御ざなされぬよし、めでたくぞんじ参らせぬ。さてさてそこもとの御文、くりかへし見参らせぬへば、ひとしほく御なつかしさ、御すいもじなされくださるべくぬ。わが身はいまにつれなきいのちにて、ながらへるなり。いつ

のとき日にか、日本を出りや、いまはさだかにもわきまへがたふ、こなたのとし月にはなぞらへがたく、たゞよるひるとなく、ふるさとのこと、つかのまもわすれやらす、おもひなぐさむひまも御ざなくぬ。たまく故郷にて見申たるにおなじものとは、月日のひかりばかりこそ、そこもとにかはらずぬゆゑ、ひるは日の出るかたをながめ、夜るは月の出るかたを打ながめ、袖のかはくまも御ざなくぬ。かゝる憂世にながらへて、かへらぬむかしをこひしやとのみおもはんより、たゞ此世になき身ともがなとこそいのりまいらせぬへ。さりながら、又うちかへしおもひかへせば、世をも人をもうらむべきにては御ざなくぬ。幾萬づの人か、此世に生まれきたる中に、我身いかなれば異國の人の子と生まれ出たる事も、前の世のむくひありてこそとおもひなり。しからば今さら、世をも人をもうらみ申まじき事にて御ざぬ。もにすむ虫のわれからと、ねをこそなかめ世をば恨みじと、二條の后もつらねさせ給ひしと、承はり候へば、いさよか世をも人をも恨み申さず、われからとなくより外は御ざなくぬ。さりながら、此まゝにてはてなんと

は存申さず。たゞ一たび神や佛の御あはれみにて、日本へ歸申べしとこそ思ひら。たとへ三日をすぐし侍らで、きへ果參らせはとも、いさよかくるしからず。とかくすへは日本のつちとなりはんとぞんじら。あはれく神や佛の御はからひにて、今一度御けんに入申たくはと、くれぐ念願にて御さ。もしも又此世にて逢申さずはば、わが身かねく申たるごとく、友だちは七世の契と承りらへば、かならずく來世にてはめぐりあひ申べく。けにく御かたみの短尺、又おし鳥の羽など、かた時も身をはなし申さず持ら。必ずく來世にては、これをしるしにてめぐりあひ申べく。又ぞやわが身花だんのはなとおほせられて、御みせなされはこそ、しづこよろなくきへかへりら。此花のさかりには、そもじ様とこそながめまいらせはに、かれくになりはてて、ひとりながむる山ぶきの、とへどこたへぬいろなれば、そさまの花の袖の香に、おくれし夢の面影を、見ることもだにもまほろしに、あふはあふかはもろ共に、つるに消なん露の身の、われや先だつ、人やおくるよ。うらめしやありし世にだに戀しきを、め

がれなく契らはで、今は何事も、みなあだごととなり行、むかし語と成り事こそ、ふかきおもひのたねとあがれら。あらこひしのそさまや。しのばしの友人や。ひとへ二重の色のみか、やへ山吹をおくり給ふ情のいろくちはてすおもへとの、御心のうちとこそおしはかられら。

山ぶきの花の千しほはかはるともいはぬいろをばわれわすれめや
われらこよろの中、いさよかかはりなふくれくおもひら。

もろともにうへてながめし山ぶきのちりてもはるのおもかけぞ見る
なつかしや、こひしや。古郷を出しは、いつの時日にやとおもへば、袖のかはくまも御
さなくは。いやしき夷の島にすみらととも、御おもひすてくだされまじくは。わがみ
の露は秋の田の、穂のうへてらすいなづまの、光のまもわすれ申さず。折から雨風の
そよぐにつけても、御なつかしさおほしめしやられくださるべくは。あまり日本のこひ
しくてやるかたなき折ふしは、あたりの海原をながめはより外は御さなくは。けにや古

き歌に、

大ぞらはこひしき人のかたみかはものおもふことにながめこそすれ
と讀し人までも、身のうへにおもひあはせり。又すぎにし彌生三日の日、家の門の女
ばう達、みなくあそびに出られぬに、わが身もさそはれぬへ共、參申さず。それに
つけても、そのもとの御事共おもひ出り。そもじ様へかやうにわかれ申事、かねてよ
り存まいらせぬほど、よるひるとくはなれ申さず、なれむつびはん物を。いつまで
もとおもふものから、有のすさびにもてなしり事、今さらく心にかりり。

わするべき時しなければむば玉のよるはすがらにゆめに見えつよ

と古ことの葉におしはかりくださるべく。細く申入たき事、濱の眞砂のかずくは
へ共、あまりあまり心みだれ、あとさきわかちかねぬまよ、あらまし申り。助右衛門
様九郎様同じことに申り。又ぞやこうぜん町おかた様へ、文まいらせたくはへ共、出
船いそぎぬまよ、そへ筆申り。おたつ様へ申入ぬ。何とて御文こまぐとあそばしく

だされずぬや、心もとなく存り。かならずく此舟のかへさには、御文くはしくあそ
ばしくくださるべく。まことに我身居申時とおほしめし、きくを御見捨くだされまじく
ぬ。かならずく秋の比は、こまぐとの御文まち入り。何ぞるんしん申たくはへど
も、めづらしき物も御さなくぬまよ、その儀なくぬ。心ざしばかりにおび一すぢおくり
しんじり。もはや日本の花などは、みなくわすれぬて、あらましおほえぬものばか
りぬいり。もし人の笑ひ申はど、繪そらごととおほせぬべく。又々平吉様へ申
り。御無事のよしめでたくぞんじぬ。ことに御文うれしくおもひり。しかれば何と
て毎年御文くだされずぬや、そのみふしんに思ひり。たとへそれがし方へ文たまひ
ぬはずとても、御心がはりとは存申さずぬ。かまひてく此便には、御文こまぐまち
入り。かやうに申はもせめて御筆の跡成共とぞんじ、ながめりはんまよ、こまぐ
とあそばしくくださるべく。あらむかしこひしや。かしこ。

一おたつ様へ申り。爰もとあつき國にてゆゆゑ、それより少持わたりり、を、みなみ

なつかひきりゆまよ、ひようぶきやう一かい、此便にたのみり。細々申たくはへ共、筆にはつくしがたくは。下のうばへも申り。ずいぶんくそく才におはしはへ。わがみもやがて歸朝いたし、御けんもじにて申まいらせたくは。あら日本こひしや、ゆかしや、なつかしや。見たやく。

一杉かさ、この手がしわのたね、杉のたね、はうきぐさのたね、御るんしんたのみり。かへすくなみだにくれてかきりへば、しどろもどろにてよめかね申べくはまよ、はやはや夏のみしたのみ入は。我身事今までは異國の衣しやう一日もいたし申さずは。いこくにながされはとも、何しにあらゑびすとは、なれ申べしや。あら日本戀しや、ゆかしや。見たやく。

じやがたら
はるる

日本にて
おたつ様参る

(三二二) 大石良雄より堀部安兵衛等へ

(輕學を戒む)

大石良雄一通稱
内藏助、赤穂四
十七士の領袖、
元禄十六年二月
四日死を賜る、
年四十五

一筆致啓上候。各様御無事に候哉承度存候。爰元相變義無之無恙罷在候。
一吉良氏去る十一日御隠居、御家督無相違、左兵衛殿へ被申請候由、扱々珍重、何茂様御満悦察入、御尊申事に候。内々申談候通、一義取立申にて可有之候。其元何も彌被仰談、おもわく無之候哉承度存事に候。最早押詰申候間、春永に得と申談、須懷之考仕取立可申候。下手大工衆事を急ぎ被申にて可有之哉と、此段無覺束候。此上は得と地形下地より存分念入、幾重にも申談、木柱も集め仕組可申候。只今御不勝手之事に候へば、夥敷御普請取立候段、世間え之御沙汰御座候而、旦那衆御手前以外不宜候間、普請之義少も御沙汰なしに、穩便に御心得可被成候。爰元大工衆へも寄々申合候。事をいらち急ぎ候而、是材木等も龜相に候間、出來之程無覺

束候。年に入候而、思召候様之材木に而も、十分に御念入候上ならでは、出来無覺束候。此段吳々御心得御尤にて候。御隠居へ懸御目申度候得共、日來之御氣儘愈愈御引込思案に而、御逢候處いかゞに不定に候。兎角御逢無之、御承引無之候はゞ、御隠居は御心儘仕り、若旦那能く面談可申候。左候はゞ御普請いらち申事少しも無之候。得と春永に申相談相究可申候。各様春は御越可被成之由、御勝手之好き節御出可被成候。貴面に可申談候。彌兵衛様は御普請功者に付、此度も委細に得御意候間不及申、彌兵衛様へ被仰談様子此御報に待入存候。彌兵衛殿へも思召御返事承度と、御傳へ可被下候。右申候通御不勝手故、殊之外御遠慮に候間、御普請之事少も外へもれ不申、沙汰之なき所第一に而候。かりそめにても御口外御咄し被成間敷候。彌兵衛様狀御届可被下候。恐々謹言。

十二月廿五日

高田様

大石内藏助

堀部様
奥田様

(三三) 大石良雄より京都の友へ

(討入の前日の通信)

尙々此書狀家來に可進候得共、若道中滯候はゞ如何と存候故、死後大津より其許へ相達候様頼置申候。家來兩人登せ遣候に付、昔の鬼王藤三郎もかくやらむと泪に候。一啖申事に候。以上。

家來左六幸七暇遣し差上候間、一筆致啓上候。甚寒御座候得ども、各様愈御堅固可被成御座珍重に奉存候。其元御城主も被仰付、珍重の御事に御座候。前々之通寺社領も被遣候事に候や、無心元存候。

一在京之内は何角不得隙候而、書狀を以ても不得御意、御無音罷成候。兼而御聞

及も可被成、十月初京都出足、無異儀、父子共下著仕候事に候。今日迄一段と兩人共無病に罷在候事、誠に神佛之御加護と難有喜悅仕候事に御座候。在京之内は從公儀も拙者へ附人有之、一足も踏出す儀不成、慥成筋より聞出しなど候て、岡本粕屋等彼是申候得共、不慥成儀承知申事も不存、若左様之儀も候はど、其節の了簡可有之と、其手だても致し罷在候處、道中御關所無滞、少も心掛りの儀無之下著仕候。申談之鎌倉へ立寄、五六日滞留、夫より川崎近處半間村と申處に在宅申、其後石町へ致借宅、父子、十内、斧九衛門、清助、瀬左衛門、金助、半之丞、三村治右衛門、家來三人にて罷在、孫左衛門、爲助は半間村へ残置候。同志の者共糶町に四軒、みなと町、石町、源助町、寺居一軒、都合十軒餘に五十人餘、宿宅申方角により、浪人共追々下著、拙者も罷下候沙汰色々有之、若御老中にも御老中にも御存知之旨に候得ば、何の御いろひも無之内破り候得ば、格別其通に被成置候事は被察候。亡君のため忠死を感心之道理歟、何の滞少も無之、致安堵罷在候。折々上野介殿他行を承、晝夜心を碎き、途中心

懸候得共、不仕合にて出合不申候。右屋敷も間者を入、二三度見聞申候處無滞、因茲近々打込甲事に候。乍此上首尾好兼ての本望を達候様に願度候。もはや間も有之間敷、其節の趣追而御聞及可有之候。上方にて追々變心之者共之儀御聞及可被成候。其許へも歸り居申候者多く御座候。依之小左衛門父子無著可有之候。上方にて岡本治郎右衛門、粕屋勘左衛門、小山甚五右衛門、近藤源四郎、仕方不及是非、人外之事共、品々様々の事共申も恥敷存候。奥野將監、河村傳兵衛存外之儀共に付、只今に至候而は、空助、源左衛門了簡増候と存候事に候。當地へ下り候ても中田理平次、中村清兵衛、鈴木重八家來瀬尾孫左衛門、爲助、爰元勝手にては田中貞四郎、小山田元右衛門立退申候、孫右衛門儀は、山科において達而指留候得共、腹立申罷下り、事急に罷成り立去候。當然拙者外聞と申、死後までも人に喜悅申處、無是非次第にて候。右之品々申入候事にも無之候得共書付候。此度暇遣候家來兩人事、爰元不入相宿も多く候得共、晝夜骨を惜まず物しくれ、過分不便に存候事に候。急なる事可有之と存、いとま

遣し候。存命二つも有之候はゞ、此兩人事は何方へなりとも無心申。安住申様仕遣度候程に存候。役にも可立ものにて、若相應之思召も御座候節は、此者共之儀御言葉も添可被下存申候。申台候者共四十八人にて、かやうに志を合申儀は、冷光院殿此上之御外聞と存事候、死後爲御見分口上書壹通建置候間、思めし何れも忠心の者共候間、御回向被成可被遣候。其場にて生殘候者共、定而引出され、御尋御仕置にても可被仰付、勿論其段人々覺悟之事、可被御心易候。猶御聞被成度事候はゞ、京寺井玄溪方へ御尋可被遣候。様子共よく存在候事に候。將又拙者妻事存寄有之候而、京都より離別仕、縁者方へ返し申候。悴娘儀可被成候にも其通にて候儀、爰元へ罷越候而承り候得ば、次男吉之進事出家に成、何方へ歎遣し候由に候。不存寄事に候。以後萬一無別儀世間に罷成候様子に候はゞ、吉之進事は一度武名の家を起候様に仕度にて候。少は心底に懸り候。此儀は些事に候得共、人性凡夫の拙者に候得ば、御はつかしき事に候。乍去一事之邪魔に罷成候。良雪様へ去年以來の御物語、失念不仕、日々存出候。

此段當然の覺悟に罷成、辱次第に御座候。日來御心易得御意候各様故、別而御殘多御暇乞旁、如此に御座候。死人に口なし、死後色々の批判とりく可有之と被察候。口貞御坊へも同前申度候。遠林寺、神宮寺もし噂も御座候はゞ、宜敷御心得可被下候。恐惶謹言。

十二月十三日

大石内藏助花押

惠光様

良雪様

神護寺様

(三四) 大石良雄より細井廣澤へ

(復讐の事を報じて後事を托す)

一筆啓上候。先以、舊冬は色々預御厚志、御蔭を以て、其夜兼て存立候通、同志相催

上野介殿屋敷へ打手向ひ候。家來は切捨、如本意上野殿討取、印は泉岳寺へ致持參、備亡君顔前、去春以來之散憤鬱、大慶御察、貴丈にも御満足可被下候。折節上杉御人數打出不申、半弓其外大勢を防ぎ候道具、無益になり、をかしさに、

覺悟した程にはぬれぬ時雨かな

夫より吉田忠左衛門、富森助右衛門を以て、仙石伯耆守様御屋敷へ訴出候處、翌夕、公義御評定之上、皆共儀、諸侯御四家へ御預けに相成候内、拙者共十七人は、細川公白金御屋敷へ罷在、誠以日々御馳走共、冥加至極難有仕合に御座候。最早近々罪名可被仰付と相待罷在候。段々武運に叶候儀、本望不可有此上候。此趣京都寺井立溪宅へは、貴丈より御通達御頼申候。尤皆共何様に罷成候跡にて、定て世間取々之雜説可有之、年月寸志能々御存之貴様に候間、其時相應之噂可被成下候。第一芳志と頼置候。右御禮、旁爲可被御意、餘命之内如此認置候。恐々謹言。

二月二日

大石内藏助

細井次郎太夫様

(三五) 小野寺十内より妻へ

(復讐の決意を示す)

去る七日のふみ夕邊一度にとどき申は。はゞ様何事のお座被成はよし御嬉しく存は。ずいぶん心を付けて朝夕をもうまきやうにして進じ可被申は。そもじおいよぶじ一段の事にては。此元の事きづかいのよし尤にては由、さぞくとおもひやりは。

九左衛門、作右衛門、一兩日中にのほり申べくつもりに而は。それんぐたいそのやうすによりての事と見え申は。我等共存は通、當御家之初めより、小身ながら今まで百年御おんにておのくをやしなひ、身あたゝかに一生を暮し申は。今よの内匠殿に格別之おなさけにはあづからずは得共、代々之御主人くるめてかうおん、又は身ふしやうに而も小野寺氏之ちやくそんにて、一族日本國に多くはに、かやうのときにうろつきては家の

小野寺十内！名は秀和、赤徳四十七士の一人、享年六十一

きづ、一門のつらよごしもめんほくなくゆゆへ、せつにいたらば心よく死べしとたしかに思ひきはめ申ゆ。老母妻子ををまはぬにてはなけれ共、武士のぎ理に一命を捨つる道ぜひにおよばぬ所、合點して深くなけき給ふべからず。はゞ様幾ほどの間もあるまじくゆ間、いかやうにしても御りんぢうを見届け給べくゆ。年月の心入にてじよさるあるべしとも露ちりおもはず、申に及ずゆへ共、頼入參せゆ。わづかの金銀家財是をありきりによふいくしてまいらせ、御命猶永く、たから盡たらば、共にうそじに申さるべくゆ。是もぜひに不及ゆ。おいよ事望の御方も有つれ共、病ひよく成て之事よ、または國のおや方衆に聞ての事よと思ひて一日々々と延々にし、其事なくて今此やうに時節に成ひまよ、今さら進じ申べくと申べきにあらず、いかやうにもをかうく又世の道さまをも見申さるべくゆ。

一さてく、思ひかけぬ世の有さまぞかし。話に聞上留理人形之太平記やうのものにて、見聞し風情、今此身の上に成りゆ。誠に風前之ともし火、はずへの露をあらそふ命と

成り、日頃萬につきて深かりしよくをわすれ、心之清き事氷の如くにて、わざはひはかへつてゑんよと思ひゆ。

一九左衛門、作右衛門、歸りても今の御代に而ゆまよ、其ほど計りがたくゆ。かりそめの事に而は、中々家中合點申間敷、十分に思ふやうにはまいる間敷ゆ得共、兎角死にてのゆ事に、一つもめんほくあるやうにも成りゆはゞ、いきて二度逢申べくゆか。其元の住居の事も、女の身として難儀之程、とりぐ思ひやられ、いたわしく候。しかしある御方へ身をまかせ申べくゆ。

一藤助に萬事頼むとこと傳申ゆ。此節文にて申に不及、何事も御察し可給ゆ得と申入ゆ。

一松尾どの御無事もさすが他家之人、殊に近國に而ゆまよ、わざとひかへ而不申進ゆ。毎日々々人も給り申ゆ由、近頃忝存ゆ。その方を頼申事、よくく御申有べく候。此文之やうにみなこそ不申とても、御出ゆはゞよき程に噂もめさるべくゆ。重々其方

の心次第見合に而也。そうじて人に御申有まじく也。世上にあらはると日は、おのづから人も聞く事に而也。其内にいふもいかどに而也。まづくきたなし。

一慶安どのへよくく頼入申也。狀進じ也時節にてもなく也故、進じ不申也。萬事頼而さしづ請可被申也。

一御目付衆十六日に御越しと申也。城請取十八日との御さたにて也處、ちども不知候。

金十兩遣し申也。出納也長兵衛むすめ子むかひに参り也に頼みて遣し也。命つなぎの爲にて也。又々遣し可申也。此方一文も入不申也。申に不及也へ共、わすか之金銀にても、誰殿にも預け申間敷也。手をはなさずにて、是切之露命つなぎにめさるべく也。かならずくにて也。外に書付之通り遣し申也。

一おいよも同じ事に頼申也。かしく。

四月十日

おの寺十内

おたんだのへ

尙々色々とき申也。半三郎書によくつかはれよたのむと申候。

尙々幸右衛門は我等とは違ひ、おんもうけぬ者に而也まよ、やうすも有べき事かとかくは知れ不申也。何事も此元之成行を聞とどけて後之事にめさるべく也。其内しんびやうに御入べく也。必ずく能々がつてんめさるべく也。心の内思ひやりてしやうしまんくにて也。又々文して申べく也。

(三六) 小野寺十内より妻へ

(江戸下著後の消息)

元禄十五年之冬、都を立てあづまに下るとて、

おき別れ今朝うち渡る加茂川の水の煙りはむねに立そふあふ坂を越して、

立歸り又逢坂とたのまねばたぐへやせまし四手の山ごへ
しが之浦にて

古郷にかくてや人の住みぬらんひとり寒けき志賀の浦まつ
都のそら次第に遠さかれば

古郷は心あてなる大ひゑの山もかくるよあとのしらくも
日にく時雨降りければ

別れ行思ひの雲の立そふやけふも時雨るよ東路のそら
所々に而よむ歌の中に

よりくに都へ歸る旅人の数にもれなん身の行衛かな
わすれぬぬ都の友の面かけに道行く人をたぐへてぞ見る

東路より日の出る頃、富士のすそ野を通りて、
浪間より伊豆の海づらさゆる日に光りをかはずふじの白雪

江戸に到りてたづぬれば、古き友の残るはなし

枕かるのかりの草も枯れはててしもにおきふす武藏野の原

秀和

と申遣し。藤兵衛よりふつうのよし申。そのわけはしらす。兄と不通に罷
成。得ば、我等も逢事成まじきと申参り。返事見せ申候。藤兵衛よりおどしてやられ
ぬものと存。せひもなき兄。たちと存。かやうの心にては此方之成行まで、そもじ事
もかまはぬにて有べく。彌たよりのもなくて一分之はたらきにて渡世たいぎ千萬にて
ぬ。年月も過てほとほりもさめぬほど、いかなれ見すて給はじとはぞんじ。兄へ共、知ら
ぬ事にて。此うへ行衛之事はあち次第にめさるべく。我等みながらみ寄もなく候。互
かう院様へ御心得、此はなしめさるべく候。
一これまで、きのふの晝、人のすきにかく書置申所へ、夕方みのや方より十五日六日之
文二通届申。十七日に参りたると申。共、我等居所しらせ不申故、とりて被下

をまち居申はと申はとか、昨日取に遣申人取て参りは。十六日迄の便を委敷聞珍敷逢見たる心地にて、巻返しそろく見申は。そもじ以前之如くに左之胸之下いたみて、左をしきてねる事ならず、みやくもつかれたるとて、慶安どの参たく被申は由尤にては。氣のつかれさぞその筈にては。何事を思ひても身よわりてはならぬ事にては。たよりすくなき身に成り給へば、すこやかにいか様にも世を渡る事、かんのうのかくごにてはまよ、薬のみ被申べくは。心からいかふおとろへて見申とすもじ致、一入いたわしく思ふ計りには。

一二條へ書付上申とて、我等之行先町代より尋申はとて、家主申て藤助摺換尤に申は。萬一重而尋申は者はへば、立歸に江戸へ直につれ有之、下りたると聞へ申はと可申見は。最早爰元一入すみ申はへば、其外之事に而は。内藏助殿御事も、よそながらといにくるもの之、摺換尤に而は。とりくのさた有より察し申は。宿之事金澤慶安藤助申されやう、其身のおもはくも委敷聞届申は。何も心入聞は。たのもしく存は。

其内慶安被申候處、そもじの心にもかなはぬ事在由、何事かわけてはしらすはへ共、誰人の御申はとて、そもじの心になわぬ事は、しても末のとけぬものにてはまよ、かくご次第とめさるべく候。御申のごとくに、それ程に今からかくす事に而もなくは。またはしる人の出入もなき程にとの事、此所聞届がたくは。定而ていをか別にかへよとの事あまりにて、左様之被申はものとすもじ致、尤に而はへ共、俄にそれ程ならぬ事と存はまよ、先々その屋どに住て、世の中のもよふを見て、其上之とうりうの次第にめさるべく候。其内さのみ長き事も在間敷はへば、今宿替にせわやき被申はもつるへにては。其内九疊敷にかりても有之、用心も心易も成ははど一入之事には。その宿ちんに三四欠も安き高きとて、一年に一枚か一兩計りの違ひにて、一兩年之間それほどのそんなしても、又かつえもさるまじく候。其末はともかくもくろうめされぬやうに成行まじきものにも無之は。左はへば俄にいかふ替りめされはんも本意なく存はまよ、しばしその分にて、此もの共のまい世之有さまを聞届可被下候。萬一日々と

一つのがれぬしゆびかくるよしゆびに成はば、其時に相應に人々に談じて、さしづ御請被申は。爰元より是非いか様にとの指圖、きわめては申がたくは。あたりはづれしらぬ事に而はまよ、先右之通に覺て、その上は時節相應にめさるべくは。いかていに成はつれはても、さわぎ給ふまじき心だてをしり申は故、中々安堵して居申は。宿を替られはば、金澤か藤助か、とかく近所か大佛かとの事尤に而は。一十四日寺参りすぐにひじもふるまひのよし、過分に而は。おほとのもおいせのほどにて、かつらも能くは由悦申は。一藤助いよ心入の由、さてく満足とかふれいを申べきやうもなく、何事もく々なかなか一人とたのみて居申はと可被申は。十五六日迄も、おふくろとまりに御越は由、扱々過分にては。心得て被申べくは。一兼而之かくごもちがい、手も力もなく、晝はまざれ、夜のめもいね給はで、思ひめぐらし被申は由、さこそと思ひしり、此方にても同じ事に而、水はなれと申はあやまり

申は。御申のごとく、月日之立にしたがひてうきはなしは由、事見るやうにては。常申ごとく、人間之榮おとろへ常なき道理と、よくくさととりはば、うきもかへつて誠の道に入だに成べくは。か様之事はあらましがつてんの前にも、猶又心ある人々に出會てはなしも聞、すよめをも聞て、さとり玉ふよふの心得も慰みも有聞敷は。通にし跡を思ひ出し、行も残るも其あまりさまを思ひめぐらして、思ひきる事あるま敷は。たがひに心之内をも身のさまををかことと、せめて思ふをわすれぬたね、命在内心ゆかしたも思ふより外、すべきかたなくは。只いたわしく思ふ計に而は。一此方の歌、とりわきあふ坂の歌あわれのよし、よくきと玉ふと存は。そこもとの歌、さてくかんじ入は。なみだせきあへず、人のみるめを思ひ、誠になみだをのむといふ心に而、幾度かぎんじ申は。おくの方まさり可申は。これに付而も必ず歌をすて玉はで、たへすよみ可被申は。歌どもすき間に書て送り可申は。道中にてはくたびれても、心の外にまぎると事なくて、歌をもあんじはへ共、是に付而は、五十人あまり

同士の人々に、入替々毎日出會て、心のひま一寸もなく、心もとりしめてあなじならず、只見る事聞事に付て、そこもとの有様を思ふまでに而る。次第々々にかんそに成りゆ事と思ひやり、いにしへ世に在し時、中島ふんりうが留守を見るやうにこそと思ひくらべ申る。思ひても盡まじく、筆にも及ぬ事に而る。

一こともとのありさま一日々々とくらし申候。若きものはことさらにいきりて、さてさていさぎよく見へ申る。忠左衛門、惣右衛門、久太夫、われくとしよりもて萬事申合申る。朔日にも芝居のつら見せにて、若きもの幸右衛門も見物に参りゆと見へ申る。内のものもなくて、みづからなにもかもするにてゆ。若き者共ほねおり申る。我等老人とて、殊之外かはゆがりて、朝夕のかよひまでしてくれ申る。名をも若きもの共よりて、いしやに而る。仙北十庵とつけて、十庵様さまと申て、殊之外ちそう申、ほねをり申こともなくて、酒をのみ肴をくひて、一日をくらし申る。はやきるもの袖口もきれかより、すそも少々やぶれゆへ共、だれにたのむべき事もなくて、少しの

間と思ひて著申る。裏のほころびは、今日幸右衛門にぬひてもらひゆ。夜はさむさに、きるもの共をとりかさね、き申るへども、晝はたしみておき、入用の時之はれにてたしなみ申る。そもじの、きりもの一つもつてゆけと御申るに、もつてよかりつるものと、今おもひ申る。さりながらおや子ともしやうぞくされるにて、せめて心よくゆ。

一鴈を此頃より合て料理いたすとて、みづから鳥屋へ買に参り、あまり見事に安くゆゆへ、一羽かい申る。そこもとへ送り可申ためにてゆ。身所を鹽しておくり申る。珍敷しやうくわんめさるべくゆ。跡は幸右衛門方へ喰へとてやり申る。さて此料理早くめさるべくゆ。あまじほに而るまよ、久しく鹽を出し不申、さつと水に入て汁にめさるべくゆ。大根いてうをつまにして、うすみそにて汁にめさるべくゆ。藤助に頼みてこしらるふるまい可被申る。慶安御出は、吸物にして御酒一つ進めさるべくゆ。それもそこ元のやうす次第にめされゆへ、ものをおませるかぎりともなるべきにてゆ。一宿之事慶安せひと御申は、十内とうりうの程きはまりての相談にいたし可申と

申ておき可申は。

一會衆みまひてあるらしく申されはよし、忝と申はと、慶安へ御申可被下は。正賢人太兵衛杯へ、つるでの時にそへて御申はべくは。太兵衛は文の返しの禮よく可被申候。

一われ等事、ちからどの一ツ屋どへうつり申は。今迄之所にてはなく、幸右衛門とは少しへだたりたる方へ参りは。先々今日迄たつしやにてはまよ、心易かるべくは。其元何事もさとり、心づよくくらし可被申は。いつの日いかなる事をかきかんとの御事、尤に申は。いまもいかなるよを、はや聞たると思ふ心になりて居申は。又々文遣し可申は。人多くはまよ此文もいく度にかしたよめ申は。そろく見可被申は。返事にも此方からいひてやりたる事を、みなかたはし返じに及ずは。そこもとの事のみを御申越しはべく。かしこ。

十一月三日

仙北又四郎

おたんだの

尙々彌左衛門へことづて申悦被申はぶしに而候。新兵衛へ文わたし申は。幸右衛門に返事せよと申はへども、いまだこし不申は。此鳥は幸右衛門鹽して包み申は。さて又鳥にあぶらをぬり申は。これに而風味よく御座は。水にてつよくあらひはへば、鳥のあぶらぬけ申はまよ、その心得に藤助とぬされよと可見申は。そこもとの歌跡よりまたみき可申と待申は。

(三七) 萱野三平より大石良雄へ

(遺書)

爲ニ年始之御祝意先達奉呈愚札候。然者舊冬以來、吉田忠左衛門、近松勘六申合、當春江戸え可罷下と奉存候處、愚父七郎左衛門儀、不知其主意強制止之候。最本意を申聞候者、却而喜悅可仕とは存候得共、御手前様え差上置候神文之手前茂御座候得

萱野三平一名は重賢、赤穂の臣、元禄十五年正月十四日自殺す、年二十八

者、假令父子之間にても、此儀口外難仕、君父忠孝之間に於て、聊當惑仕、依之自殺仕候。最吉田、近松を以別紙不申候間、從御手前様可然奉憑候。恐惶謹言。

正月十三日

萱野三平重實

大石内藏介様

(三八) 萱野三平より父へ

(遺書)

去年亡主傳奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿え如何様之御鬱憤被成御座候哉、於殿中、被及刃傷候處、御同席之御方々御押留被成、不被遂御本意、御生害之節、嗚御残念可被成御座一段、我等式迄難忍仕合奉存候故、去年赤穂被召上候節より、同志申合候儀有之、時節を考此度罷下候に付、御暇乞をも不仕罷下候而者、後日之思召も恐多、不孝之沙汰及可申處、心外之儀存御暇乞に參上仕候得者、達而御留被成段

御尤之思召入難有奉存候得共、神文に而申合たる儀、兎角難申上、御心逆申事に候。思食隨候得者、忠義忘申に似たり、忠義立可申存候得者、思召違、不孝之罪猶可被重候。依之自殺仕候。一通殘置候間、於山科大石内藏介え、早々御届可被下候。且又、此度同道申合候衆尋來可申候。右之衆中えも、申置度候得共、事急候間無其儀候。宜御傳可被下候。以上。

正月十四日

萱野三平

七郎左衛門様

(三九) 大高源吾より母へ

(訣別の書)

一私昔今度江戸へくだり申はぞんねん、かねても御ものがたり申上はとふり、一すじにとの様御いきどふりをぞんじ奉り、御家の御ちじよくをすよぎ申度一筋に御さは。か

大高源吾一名は忠雄、子葉と號す、赤穂四十七士の一人、元祿十五年死を賜る、年三十二

つは侍の道をも立て、忠のため命をすて、せんぞの名をもあらはし申度御座は。もちろん、大勢の御家來にて御ざはへば、いかほどかく御厚恩の侍も御座はところ、さしての御こんいにも遊ばし不被下、人竝の私儀にて御座はへば、此節大抵に忠をもぞんじ、ながらへはて、そもじ様御ぞん命の間は、御やういく仕り罷在はて、世のそしりもあるまじきわれらにて御座はへども、なまじいに御そばちかき御奉公相つとめ、御尊顔拜し奉り、あさくれの儀今以て片時も不奉忘は。誠に大切なる御身をすてさせられ、わすれがたき御家をも思召はなされ、御うつぶんとけられははんと、思召つめられは相手をおうちそんじ、あまつさへ、淺ましき御生害とけられははんだん、御うんのつきられはとは申ながら、無念至極、おそれながら其時の御しんていおしはかり奉はへば、こつすいとふりて、一日片時もやすき心ごさなくは。されども、御たんによにて、時節と申所と申し、一かたならぬ不調法ゆへ、天下のおいきどふりふかく、御仕をきに仰付られは事に御ざはへば、ちからおよび申さぬ事、まつたく天

下へ御恨可申上様無御座は儀にて御座はゆへ、御城はしさいなくさしあけたる事に御座は。是天下にたいし奉りて、異儀をぞんじ奉り申さぬゆへにて御座は。併し殿様御らんしんとも無御座、上野介殿に御いしゆござはよしにて、御切つけなされたる事にてはへば、其人はまさしくかたきにては。主人の命をすてられはほどの御いきどふりござはかたきを、あんおんにさしおき可申様、むかしよりもこし我朝ともに、武士の道にあらぬ事にては。それゆへさつそくかたきの方へとりかけ可申ところ、大がく様御閉門にてはへば、御めん被成は時分、もしやとの様御あと少にても被仰付、上野介殿方へも、何とぞ品もつきて、大學様外聞よく、世間もあそばしはよふにも罷成ははど、との様こそ右の通にはとも、御家は残り申は事にては。しかればわれら出家沙門となり、または自害仕はても、いきどふりはやすめははんと、此節まで口おしき月日をも送りは所に、そのかいなく、安藝國へ御座被成は。へいもんおゆるしと申名斗にて御座は。月過ははど何とぞ御世に出させられは事も御座あるべく

ははんか、よし左様に御座はとも、此儘にてとの様おあとはたへ申たる事にござはへば、此上前後を見合せ申は、おくびよふの仕る所、武士の本意ならぬ事にて御ざは。此上にも天下へ御せせう申上、何とぞ相手へ御手あても下り、大學様にも世間ひろく御とりたて被遊被下様に、一命にかけて御なけき申上、ぜひおとりあけ無之、その時相手方へは取かけ可申由、しきりにそうだんの衆もござは。尤一理ござは様にはござはへども、中々左様の徒黨がましき事可仕道理とぞんじ不申、その上おねがひ申上、おとりあけ御座なきに付、相手へ取かより申はだん、ひとへに天下へおうらみ申上候にひとしく御座は。しかれば以外の儀、大學様初御一門のかたぐ様までも、おためよろしからぬ事にてはゆへ、たど一すじに、殿様おいきどふりをはらし奉はよりの外の心無御座は。

一だんく右申上はごとく、武士の道をたてはて、御主のあだをむくひ申までにて、まつたく天下へたいし奉り御恨申上はにては無御座は。しかれども、いかなる思召

ざはて、天下へ御うらみ申上たるも同前とて、われくどもの親妻子御たよりござはとも、ちからおよび申さずは。萬一左様の事になりははど、かねて仰せられはとふり、何ぶんにも上よりの御下知のとふり、じんじやふに御かくご可被成は。御はやまりはて、御身をわれと御あやまち被成は事など、くれぐも有るまじき事にてはま、かならずく左様に御心へ被成たくは。世の常の女のごとく、かれこれと御なけきの色も見へさせられ、おろかにおわしましははど、いかばかり氣のどくにて、心もひかれははんを、さすがつねぐの御かくごほど御座被成はて思召切、かへりてけなけ成る御すよめにもあづかりは御事、さてく今生の仕合未來のよろこび、何事かこれに過申ははんや。あつばれわれく兄弟は、侍のめうりにかなひ申たる儀と、淺からぬ本望に奉存は。さきぐの首尾のほど、御ころにかけさせられまじくは。私三十一、幸右衛門廿七、九十郎廿三、いづれもくつきやうのものどもにては。たやすく本望をとけ、亡君の御心をやすめ奉り、未來ゑんまの金札のみやけにそなへ可申

ぬまよ、御心やすく思召し、たゞ御息さいにて、何事も時節を御まち可_レ被_レ成_レは。御
 よわひもいたふ御かたぶき、いくほどあるまじき御身に、嘸_レ御心ほそく、便_レもあらぬ
 御方に、とほしく月日を御しのぎあそばしはんとぞんじ奉_レはへば、いかばかり心う
 くはへども、そのだん力および申さずは。時にのぞみはては、主命_レをそむき、父母を
 かたにかけて、いかなる山のおく、野の末にもかくれ、又主君_レのために、父母の命を
 もうしなひ申_レ事、義と申もののやみがたきためしにては。これらの道理くらからぬ
 そまじ様にておわしましはへども、筆_レにまかせ申残しは。九十郎母とお千代へも、よ
 りくは仰きかされはて、かならずくおろかになしみ申さぬ様に、たがひに御ち
 からをそへさせられたくは。さいわいかな、御法體_レの御身にてはへば、此後いよく
 以て佛_レのおつとめのみにて、うさもつらさも御まぎれましく、未來の事あさ暮_レに御
 わすれなく、世も穩_レに御座ははど、寺へもせつくおまいりあそばしたくは。ひと
 つは御歩行_レ御ようじやうとも成申べくは。うばにもあきらめはように、よく仰せられ
 たくは。かしく。

元祿十五壬午年九月五日

(四〇) 大高源吾より水間沾徳へ

(俳諧の師に寄せたる討入後の音信)

其後は彼是御無音無_三本意奉_レ存候。何_レも御堅固に御座候哉。さては私義所存_レ之一筋難_レ
 止、今晚存立候趣に御座候。年來御懇意に罷成_レ、一道御傳へ、御厚情彼是以_レ生々世々に
 及び候事に御座候。

山をさくちからも折れて松の雪

春帆、竹平も同じ道にて候。進す事は氣之毒、涓泉は御存候ごとくにて候。さては恩借
 之御ふとん、其儘打捨置申候。左様御心得奉_レ頼候。御一句之御引導奉_レ願候く。以上。

十二月十五日

子葉

沾徳先師

尙々もつとも尤世に沙汰御座候迄は、御さた被成彼下まじく候。以上。

(四一) 間光延より女へ

(訣別の書)

間光延—喜兵衛
と稱す、赤穂四
十七士の一人

一ふで申り。まづくそこもとかはること御ざなく、御そもじ御そく才に御くらしは
や。大さかにて、いづかたへも御こしなされはや。又あかほへ御下りおんくだなされはや。その
のちびんぎ御ざなく、こころもとなくぞんじは。申までもなくはへども、せつかく御身
もち大じになされ御くらしはべくは。こよもと、しゆびもよくあすのあささうく、か
の方へおやこ三人まるり、うちじにいたしり。そこもには、御のこりおほくおほし

めしははんずれども、うきよのならひにて御ざは。あとのしゆびは、さだめて又すけか
たより申まるりははんまよ、御きよはべくは。御いとまごひながら、文しんじり。め
でたくも。

十二月五日

はざまぎひやうゑ

おすま殿

尙々、うたよみりまよ、かきつけしんじり、御らん被下べくは。

みやこどりいざこととはんものよふのはぢある世とはしるやしらすや

わたくしの事、この心にて御ざ候。かしこ。

又申り。此文とよのへ申ところ、かの人、よそへまるられはよしにて、のびり。
かへりしだいに、きふにまるり申まますはずゆゑ、口づけちがひり。そのとききふに
へば、文しんじがたく候まよ、此の文あづけおきり。御のこりおほく御ゆくすゑ
いかごと御いとほしく、なみだをながしり。申たき事やまくながら、申のこし

ら。かしこ。

(四二) 間光興より母へ

(復讐前の消息)

一ふで申上り。まづくそことも御そもじ様、いよく御そく才様に御ざなされぬや。ことのほかじぶんがらんじり。おとも事も、いよ松やまより御もどしによしうけたまはり。もはやそこともへかへりや。ふゑんもへば、せひなくぬ。つちもそく才につとめまるらせぬや。すきこと、たよりござなく、心もとなくおもひり。きさい様も、だうちう御そく才にて、ここともへ、あとの十一日御つきにて、よろこびり。いまほどは御しよくじも、ことのほかよくまるり、中々御そく才にて御ざぬ。わたくし、しんろく新六、千馬三郎さやちうびやうゑと、一とこころにるり。ここともとの事、すこしも御きづかひなされまじくぬ。

間光興十次郎
と稱す、光延の
子、赤穂四十七
士の一人、享年
二十四

なかたとうない事も、一つにるりしが、いやに成りしや、あとの月二十三日に、こしもとゑもんのうちへまるるとて、大阪へもどり。さてく、大分のそんをいたし。かねなどもかしに、みぎのしやはせにぬ。さはんには、つくしがたくぬ。大らくいん三郎ゑもんのにても、みなく御ぶじぬや、うけたまはりたく思ひり。てかはらにても五ひやうゑかた、みなくそくさいにるりや。との様おん入ひまはなくぬはんが、かつてのためにぞよくぬはんとぞんじり。よく御こゑたのみあけり。べにやおばよ、おかた、惣そとゑもん内にも、いよくそくさいにぬや。みぎのとほりいでいりいたしぬや。どれへもよくたのみ上り。柳田次郎衛どのにても、ぶじにぬや。まるられぬはど、よく御こゑたのみ上り。しんはま半ゑもんのも、をりく御いでぬはんとぞんじり。平ゑもんの御きしよくいかどぬや。平ゑもんの御内様御きしよくいかど、かんきのじぶん、こゑもとなくぞんじり。とかく何事も、平ゑもんのへ御たのみ、はらひしものは、はやく御はらひ、かねになされぬて、御もちあ

そばしゆべくは。平丞もんどのほ、わたくしも御ぞんじのとほり、こころやすくやひ
 まるらせはまよ、御じよさいはなくはまよ、さやうに御こころえなされり。さてもお
 とわこと、ふしあはせとぞんじり。されども、ふ丞んはせひなくはまよ、ものも御く
 らうになされずとも、御そくさいのやうになされり。大高源吾どの御ふくる様、さだ
 めてをり、御出ははまよ、御ねん比になされべくは。京にて、ことのほか御やつ
 かいにあひり。新六、わたくしとも、ぶじにくらしり。御きづかひなされまじくは。
 なにとぞめでたく御めにかよりははんと、朝夕ねがひり。よきたよのきよいだしり
 まよ、あとよりくはしく申上りべくは。めでたくも。

十一月五日

はさま 十次郎

御 母 人 様

(四三) 原總右衛門の母より總右衛門へ

原總右衛門一名
 は元辰、赤穂四
 十七士の一人、

元祿十六年死を
 賜はる、年五十
 六、母は、赤穂
 城を没收せられ
 し時、自害せり

(子を勵ます遺書)

過し別れの折から、返すくも母ありと思ふべからずよし申はへども、又立ち歸りわれ
 をとふ事、孝に似た事の不孝たり。とかく我世にあれば、かくみれんも見らなれば、我
 先立ちて死ををしへ、侍の恥ならんことをしめしり。是も子を愛するの道にもあら
 んと、女心の一筋におもひ極りて、かくなり侍る事に。

六月六日

はよ書置

原總丞もんどの

(四四) 武林唯七の母より唯七へ

(自刃に臨みての遺書)

一筆残しり。扱も、今日殿様御身のはて、思ひもよらぬ御事のゑ、とはうを失ひ、お
 どろき申は。しかれども、力なき御事とあきらめ申ところ、いかにしても馴れさせたま

武林唯七一名は
 隆重、赤穂四十
 七士の一人、享
 年三十三

はぬ冥途の御たび、たゞ御一人にてなほどか御たよりなく、死出の出ぢとやら、御まどはせははんと、不斗心づきしより、とても老の身の、ながらへて何のせんなく、せめてめいどの御ともして、はなしの伽ともなりはんと思ひつめ、かくはなり申は。しかも一人のそなたを捨てしことにはなく、たゞ殿様のおいとけなきときより、數十年の春秋を馴したひ奉りしところ、今更御わかれのかなしさに、一つは身を失ひ、二つは、母もかくなりぬ得ば、御遺恨ふくまれし御方にも、さだめて君の御仇とて、いづれも御覺悟あるべき事なれば、なほさら御手前にかぎりて、母のために仇なりと、向ふに力の入るべき事と推量いたし、及びなきことながら、唐の王陵元直の母、刃にふして義をすすめし例にならひて、かたぐ身捨て申は。このところ篤と覺悟ありて、御仇の事において、たとひ御手前一人なりとも、心をつくし申さるべくは。草葉のかけより見まゐらせ、なほどか悦び申べし。及ばぬ事ながら申のこしり。

母より

武林唯七どのへ

(四五) 松尾芭蕉より榎本其角へ

(大酒を戒む)

もろこしわが朝に、もろ／＼の上戸達のさたし申さるゝ酒もりにもあらず、又かちんをくひ茶をのみて飲む酒の酒にもあらず、只往生極樂の爲には、南無阿彌陀佛と申して、疑なく往生すると思ひとりて、一杯のむより外、別の子細は候はず。但し三獻四種の肴など申す事の候ふは、酒宴も決定して珍らしき酒肴求めたると思ふうちに籠り候ふなり。此外に、深く大盃は二尊のあはれびにはづれ、本性をうしなひ候はんを愛せん人は、たとへ一代の法を學ばずとも、一文不知愚鈍の身にふして、下戸にも常にふるまはせて、只一向に酒を飲むべし。

右飲酒一杯起請は、尊朝親王御作のよし承り候。尤さる人の許には、眞筆にて掛物に

松尾芭蕉、伊賀の人、名は宗房、忠右衛門と稱す、別に桃青、風羅坊等と號す、俳人、正風の祖、元祿七年十月十二日大阪に歿す、年五十一

して床にかより有之候。あまり面白き御作故、ちよと寫し來り候。貴丈常に大酒せられ候故、この文句を寫して、大酒は無用に存候。仍て一句、

朝がほにわれはめしくふ男かな

如何。委しき事は、やがて御目に掛り、萬可申述候。以上。

(四六) 松尾芭蕉より向井去來へ

(借金の申込)

一近日芳野行脚存立候間、金子二歩御かし可給候。おしつけ貰ひ溜返濟可申候。されど我等に候へば、得なす間舗も候。以上。

(四七) 榎本其角より鹽川文鱗へ

(義士討入當夜の情況)

榎本其角一又寶井其角、竹下東順の男、榎本は母方の姓といふ、江戸の人、通稱源助、寶晉齋又雷堂と號す。

尙々、文章御土産、偏願入候。以上。

歲尾之爲御壽、如例年遠來之處、酒料一封、藍鹽漬一桶、被贈下、御厚志之程、幾久敷致受納候。御序御家内はじめ、御社中へもよろしく御傳下さるべく候。しかれば、去る十四日、本所於都文公、年忘之一興御催し有之、嵐雪、杉風、我等も一席にて、折から雪面白く降出し、風情手にとるが如く、庭中の松は雪をいたゞき、雪間の月は暗を照し、風興今は難捨して、夜たゞ更行事も、もはや丑みつ頃になり行き、犬さへ吼ず、うちしづまり、文臺料紙も押かた寄、四五人集りて蒲團をかつぎ、夢のうき世といふ間もあらせず、はげしく門をたゞくもの兩人、立關に案内し、我等は淺野家の浪人、堀部彌兵衛、大高源吾にて、今夕隣家吉良上野之介やしきに押よせ、亡君年來の遺恨を果さんとて、大石内藏之助始、都合四十七人門前に彳み、唯今吉良氏を討亡し候處、近隣之御好み、武士の情、萬一御加勢も候はゞ、末代之御不覺と存候、願くは門戸を嚴敷御防、火之元御用心下され候はゞ、忝存候とて、いひも果さず、たちいづる、その勢の神

寶水四年二月三十日歿す、年四十七、芭蕉の高弟

妙たることいふべくもあらず。今は俳友もこれまでなりとて、其角幸こよにあり、生涯の涯の名残をみんとて、門前にはしり出れば、おのく吉良家にしのびいり候ほどに、

我雪とおもへばかろし笠の上

と高々に一聲呼はり、門戸を閉して内を守り、堀越に提燈とほし、始終を窺ふ事、そのあはれさ骨身にしみ入、女人の叫び、童子の泣聲、風飄々と吹きそふて、曉天に至りては、本懐已に達したりとて大石主税、大高源吾、物穩使に謝義を述たる事、武士の譽といふべきなり。

日の恩やたちまち碎く厚氷

と申捨たる源吾が精神、いまだ眼前に忘れがたし。貴公年來之熟魂故、具に認め進じ申候。早春まで彼是御指繰、御出府候はど、彼落著之承、届、無餘儀、伏劔に及申候はば、竊に追善も相營可申候。先は餘日も無之、書餘期、貴面之時候。恐々謹言。

十二月二十日

其 角花押

文 鱗 様

月雪の中や命の置どころ
寒菊や古風の残る硯箱

(四八) 榎本其角より俳友へ

(江戸の近況)

書面相認候處、預御返章不殘拜見仕候。其半様倍御賢勝遊され、御巡政之旨珍重目出度奉存候。貴様御近膝不相更御勤之事重疊令存候。下拙戸内無事相揃候。去冬震中空地板を敷寝候。霜雪火事々々の逃筋とも、氷風になやまされ、故疾どもかび餅淺漬の風味ばかりにつれて、酒疝わづらはしく、諸事不性に相成候。松山のせがみ、遠近の連衆交遊かさなり候。雨二日挾の宿醉御察し可被下候。酒饌の招き、たどもかへされず候故、折々發句仕候。檀泉も一向俳源に染候ゆる參會申候。御屋敷御用の閑に、

對交御噂申出候。例の桔梗屋幸八が簾を下させ候て樂しみ合候。秋航楓子のそよりもをかしく、士農工商此春計とぞよめき候。先以雪の中ながらも、御安慰に翫酔と、山々御羨敷御噂申出候。破屋いまだ手も附不申候。類火のがれ候當日の樂みと存候て、一句心を和け候。

此花に花見ぬ人や家の豆

花は例の冠里公より拜賞仕候。

正月晦日の吟。山吹も柳の糸のはらみかな。二月晦日の吟。春雨のひどきものには枯つよじ。三月の山吹つよじは古歌詩人のもの、連歌の手玉。此二句俳諧的星と自讃致候。花好の御眼中ひどきを能々御心付られ可被下候。尤其筆様へ被仰達可被下候。

一めうが屋太夫、聖堂の大儒三七と申浪人に、桔梗屋久兵衛奥にてさし殺され申候。儒者は牢にて死罪。太夫の心中の事、世始まりてこれがはじめての事に存候。三月二十四

日の夜六時、四十餘りの女房を、犬八疋にて喰殺し申候。清八など出合、傘にふせぎ候得共、傘をくどつてしてやり候。四月十日あけや町より江戸町に曲り候河岸にて、三春と申羅生門宿なし男と心中、半ごろしにて是も成敗にて候。其外淋し。米は百俵にて六十兩。天徳寺門前の日雇吉兵衛妻二十七にて、三月十四日に一腹三男子を産申候。名を三番叟と名け申候。公儀より御扶持被下候。御書付社寺方へ出申候。此きさらぎ、團十郎刃傷にてうせぬ。一子九藏俳諧のまねごと余にちなめり。かれをいたみて、

塗顔の父は奈落やきじの聲

親子の赤づら此ものにて候。年ごろの句集は、滿紙遂精工一候へども聊か力足り不申候。つくば山登りかねたる有増、分入御心奥候て、其元御補ひを相待候。猶もやう次第、珍敷事重便可申述候。恐惶謹言。

三月十日

其

角

紫 紅 様

虎吟御言傳申候。其元の雪如何、死なずに御暮しなされ候哉。去年の刈田其外、御作承度事にて候。秋色も古著柵仕舞、そば切屋いたされ候。冷めぎはのうんどん一盃進じ度候。必々江戸をなつかしいとおほすな。

(四九) 園女より某へ

(兄弟他人の始といふ事を論ず)

諺に兄弟は他人の始めと、誰渠常々申すことなるが、これに二色の意味おわしまし、一色には、高祖父母、曾祖父母、祖父母、父母、己、子孫、曾孫、玄孫と、正統の血脈九代の間、己より上に四代、下に四代に定め、此上は幾代も先祖、此下は幾代も後胤と稱し、百代も連綿たる血脈にて。右九代各兄弟有つて、伯父、叔母、甥、姪、從弟等の親類となり、遠類となる、是れを九族と申す。從弟の子は從弟違ひ、其子は又從弟、其子は名目も無く他人にて、血脈肉親の他人となる始めは、兄弟有るに依てなり。若し兄

園女一女併人、
四世一淵の妻、
鶴見氏、湖十の
門、寛連舎、連
華庵等の號あり

弟姉妹無ければ、肉親他人となり行くこと無し。扱こそ兄弟は他人の始めにて。又一色には、一腹一生の兄弟三人四人有る時、孰れも晝は親の膝に遊び、夜は抱かれ、親の丹精に育立つは、皆替ることなく、漸く懷を離れ、親の手に遊ぶ内は、兄弟食物を分ち、起臥を俱にし、睦きこと、猫の子の、四疋五疋累り合ふて乳を飲むと思へば、一時に狂ひ戯むるゝに異ならず、餘念も無く惡念もなし。段々成長しては、惣領に嫁を迎へ、次よりは或ひは分家し、或は他家を繼ぎ、或は嫁に遣はす。此頃は各自慾心の私出で來り、友愛の善心を掩ふゆへ、親の財寶は面々我物にせん、配分の物は我ぞ餘分を得んと、慾心より兄弟いつしか不和の思ひ有り、各妻を持つ時は、他人雜つて相談の相手となる故、いよく不和の心を増し、竟に内心互に仇敵の如きも、世間の謗りを怖れ、表に愛情を飾れども、全く偽りゆへ、心と詞は表裏の差ひ有り。毛詩と云ふ書に、兄弟牆に閱けとも、外には人の侮りを禦ぐと有り。斯く成り行けば、後には、育立てられたる親の高恩も忘れ、親の子を愛するに依估有つて一ならずと怨む。最初め親の意には、兄

弟多ければ、亡き後迄も互ひに扶助け有りと、末頼もしく思ひの外、兄弟他人には遙かに劣り、恃みにも力にもなる可からず。第一親の心を安んぜず、不孝此上もなく、天罰遁る可からず。親子は長しなへに親く、兄弟となれば、情愛疎くなり易きを、他人の始めとは申すなり。成長より腰の屈局む迄、父母の膝下に遊び合ひし意を忘れず、親のなき後は、肉縁に兄弟ほど近き無きゆへ、萬事互に相談を遂げ、他人なく力を添へ合ふぞ、兄弟の道に叶ひ、親をも没き後までの孝行、面々子孫繁榮の基におはしましぬ。穴賢。

(五〇) 近松門左衛門より和田忍笑へ

(葛粉を望む)

存之外永々之御逗留、もし御病氣もやと、盆前はよほど無心元、御宿所へ尋候へば、一段御堅固、少御用にて御逗留之由、清三様より被仰聞、安堵仕候。けしからぬ残暑、ふらぬ事たまるものにてはなく候。彌御無事、御宿所何も御替りなく、珍重奉存候。世

近松門左衛門
本姓杉森氏、幼
名平馬、名は信
盛、長門秋の人
淨瑠璃作者の泰
斗、巢林子、平
安堂等の號あり、享保九年十一月二十一日歿す、歳七十二

上病人多く御座候處、此中にのがれ候事、佛神の擁護難有事に御座候。拙老氣分も、何のかわる事もなく、其中次第によはり申候。西行法師が、おなじくば花のもとにて春死なんそのきさらぎの望月の比と、かねく詠をかれ候に不違、二月十五日に終焉之本懐遂られ候と申候。我等も西行程はなく共、同じくは來月十五日名月に終をとり申度と、あまりくるしき時分は存候。然る處に、此四五日我等工夫、又醫心有友と相談仕、醫者をのけ、我等手合之藥四五服、人參少づつ入給申、めつきり心能く、土用八專曆いらす之老人、今度之八專にのみあたらす。今日は庚申、常なればあすう呻申に、見事此文も書申候。

一先日は天狗石二、御のほせ被下、先々見かけも珍しく、さて燧のそばへ寄候へば、早うたぬさきに火出たがり申候。石燧揃名物祕藏此事に御座候。

一近々やかましき用事共、もはや致遠慮と存候へ共、□□を便之勝手能可有かと存申進候。便宜の勝手悪敷候はど、大阪へ御歸り候ても不苦候。我等病中の給物は、葛餅

其外、葛は藥にて候。當地天滿にて、上々として求候ても、色黒味にがみ有惡敷候。八百屋にて吉野とて申は、色は白く候へ共、ねばり候て、餅米のまじり有様に候。前方八百屋干物問屋いたし候仁の物がたり、とかく山ざらしと申が上々に候。丹波四國方々出候。大分之事之中、吉野第一能候由にて候。去々年か、帶刀様衆を少もらひ候。各別に被存候。是からが御無心之段、清印公へ被仰遣、上々を吟味被成、三升程御調へ被下候様に奉願候。五升もほしく候へ共、定而高直に可有候。葛粉より命がさきに皆に成候ては無益候。三升御のほせ被下候様に奉願候。此便其元々勝手能可有と存申進候。勝手あしくば、大阪御歸り候て成共、御了簡次第。其中はやくほしく御座候。女も多門何も無事、御言傳申入候由、能々申様にと申候。清藏様へも、御參會之節宜御心得可被下候。且那御機嫌能候哉。又少大阪もすてぬ中に、よいかけんに御のほり可被成候。御なつかしく存候。猶期後蒙之時候。恐惶謹言。

七月十九日

近松 平 安 花 押

和田 忍 笑 様 參 る

尙々、ねていて書申、無正體候。葛之事奉願候。

いつの間に天滿は秋の風吹て味のわるいぞうらみ葛の粉
大阪から直にたのむが吉野よりこよにもあれどあしきよりくす

(五一) 近松門左衛門より某へ

(いもせ海苔の禮)

尙々、海苔我等好物と申、又和歌之浦之名物人のもてなし、彼是祕藏仕候事に御座候。重而御出阪之節、必御立寄所希御座候。以上。

當月十八日之御連簡相届、忝拜見仕候。如仰先頃者、思召寄珍敷預御芳尋、始而得貴慮、本懷此事御座候。愈以御兩所様御勇健御勤仕之旨、珍重目出度奉存候。野生等家内相替義無御座、皆々堅固に罷有候間、乍慮外御心安思召可被下候。先以御

約束之妹背海苔、澤山に被懸御意、被入御念候程之印見え候て、色合各別之義、句なども懸隔成事御座候。一昨日相届申候故、いまだ風味不仕、先傍友にも見せ候て、見はやし申候。寔以無御失念、被掛御心候段、不淺辱奉存候。

山川をへだててかよふ御音信いもせの道ののりをしれとて

と存候。如被仰下、今に國性爺繁昌仕候。五月菖蒲之甲、のほり團之繪、野も山もこくせんやくにて御座候。如何様盆之比は新淨ルリ替可申候間、其節被得御隙、御見物御上り奉待候。其御地幸田傳次左衛門殿、國性爺に御由緒有之由、貴面之比御咄にて御座候。未得貴意候へ共、若不苦候はゞ、可然御意得被成可被下候。猶期後蒙之時候。恐惶謹言。

(五二) 德川光圀より今出川内府へ

(大日本史草稿進覽の依頼)

德川光圀一水戸藩主、伊房の第三子、元禄十三年十二月薨す、年七十三、私に義公と諡す

特に飛札令啓達候。□□之時節、御家門彌御清勝被成御座候哉、承度奉存候。然者内々申上候、記録草稿十五卷、并凡例書目一卷、此度爲指上申候。土御門殿御相談被遊、可然候様に御執奏被成下候様にと奉存候。尤御家門え隱密仕候事に而は、會以無御座候得共、光圀慎謹言被爲御座間、於御前御開封被成候様に仕度奉存候。最前より申上候通、折角編集仕而も、天氣に協ひ不申候得ば、無詮事に御座候間、此草稿何様にも御改削被遊候様に奉願候。左候はゞ、以後其格例を以編集可仕候。憚多申事に御座候得共、迎の儀に勅命を以、此書之題被成下候はゞ、光圀一生之□後世迄、家之面目と奉存候。且又採用之諸記録目錄之通、光圀年來所持仕候分を部類仕候。此外に名記共數多有之様に承及申候。光圀所持之記録之内にも、殘編に而全備不仕候書而已に而御座候。依頼者上之御威光を以此書に□申候名記、又は全備不仕候書共、皆々取集補入仕度奉存候。何分にも御家門御了簡を以、可然之様に奉願候。此旨宜敷願洩達候。恐惶謹言。

追啓。此記録編集之事仕候迄は、其御地にて少も御沙汰無之様にと奉願候。關東方に少々遠慮之子細も有之候。以上。

十二月七日

(五三) 淺野綱長より姫君へ

(訓誨)

一 大納言御所へ御引取之事、いろくときよ合せせらば、とかくねぶかきにてなく、大納言には、しかく御存もなき事のよしに。もちろん、そのかたへ少もく、おもはくのなき事に。ふと右府殿おほしめしちがひ、御引取のやう子に。右府殿も、そのかたの事おろそかにおほしめしあやにはなく由。こんど、備後守、そこもとへまるり時分、右府殿大なごん殿にも、まへくのごとく御たいめん被成ら。さやうに候へば、われらへもふかきおもはくなく、やうすもしれ申。それにつ

淺野綱長一侍從
兼安藝幼名岩松
大納言の國主寶
子安藝の國主寶
曆二年正月二十
三日卒す年七十

きこのかたより申入らば、大なごん殿、からす丸へ御もどりなされはんとぞんじら。されども、此たびのなされかた、何ともきこえがたき事に。そのかた、さぞ心にかより可申。大納言殿、烏丸へ御もどり。そのかた、此たびの事心にかより。大なごん殿へ、少も心おき。ては成申さず事に。こんどの御しかたのあしき事は、そのかたよりは、われら、ことのほか心にかより。へども、もとより一所内、重々のゑんつゞきに。事へだたり。ほど、まことに一家の事を、世上へともくにあしきやうに。さたにかより。事、ほんいなき事に。第一は、そのかた、右府殿養子になされ。らば、おや同事に。いか様になされ。かけ。而も、此方よりは、したひ申され。は。すに。大なごん殿へは、猶更幾重にもしたひ申され。事、女の大せつにつしむ道に。ま、右府殿、大納言殿、たとひ此後、すきと御かまひなされず。とも、そのかたよりは、たいせつにいたされ。べく。まして御心もとけ、からす丸へ御入給は。ど、何事も之なきまへよりも、一入に大納言様たいせつにめされもつ

ともに。このたびの御しかたに付ては、此方よりも、いたしかたいか様も御座は
ん事、ましてわれらは、なか／＼つよく心にかゝり、きつとそのかたを引取はんか
とぞんじはへども、左様にしては、だうりにそむき、そのかたをもだうりにそむかせ
申あやにゆゑ、其の心をふりすて申。その上そのかた、われらへ御あたりのやう
に御たんによにて、わけもなき被成かたに、さぞばし人にも、右府様よろしからぬや
うに、ひはんに御あひ被成。それを此方よりもおなじ事にいたしし事にてはなく
。さだめて無事にすみ申はんまよ、とにもかくにも、右府殿、大なごん殿へ、か
う／＼にめされはべく。さて又、めしつかひのものどもの内、いか計はかり、そのかた心
にかなひ見はなし申されぬものにて、大なごん殿、御心にかなひ申さずはへば、お
やをつとに御かへ候にはあるまじく。さて／＼、われらくらうさ、そのかた、力な
くいかどはんかときづかひ、かれこれ御さつしはべく。此上ながら、われら申入
は通にめされ、少も／＼御をむき給たまはまじく。おやの身にて、よきが上にもよきや

うにとぞんじは事に。そのかた、くらうにはん事もさつしはへども、われらに御
たいし、もし／＼何とぞおもひはとも、大なごん殿、烏丸へ御入はほど、何事も御ふ
りすて、むつまじく大せつにめされはべく。第一のわれらへのかう／＼とぞんじは。
かたをかはじめ、女子共ごもは、いろ／＼とおもはくもはて申はんすれども、それはま
ことの道になく。身をすてても、おやをつとの心にしたがひ申こそ、道にてはまよ、
よく／＼御心得はべく。くどき事ながら、何事も／＼、われらのかう／＼とぞんじ
られ、申遣は通にめされ可給。その上にも、何かとそのかたおもはくは間、としよ
りわれらへ、いかう苦勞くろうをかけ申されはとぞんじは。つぎに片岡かたがわなど、心にかなひ、そ
のかためしつかひは事、右府殿など御心にあひ申さずはほど、このかたへよびよせ可
申。つね／＼たいせつにほうこうつとめ申ものにはまよ、ずるぶん／＼、われらね
んごろにいたし、此方に成なりともめしつかひ申べく。申までもなくはへども、此文このふみ、人
に御みせなく、そのかたの心に、よく／＼御とめはほど、まんぞく可申。

月 日

猶々申入の通、御きよとどけのだん、早々御返事御申こしはばど、あんど可申。

(五四) 新井白石より室鳩巢へ

(火事見舞)

昨日の御報拜誦、驚愕、是非に及ばず候。然りと雖ども火急の處に、御全家の御異事無きを、此上の多幸と思召さる可く候。當時御寓居の藩府の中は、御遠慮多と、いかにも御尤に存じ候。但し常の時と差ひたる事にも候、只今の事に候間、中々少しも御容身などの所も得難く、これ有る可く候歟。側身をよせられ候方は、同じながら經費を御覽合せられ、御心靜に御求め、然る可き事に候。これよりゆくさきの事は、必々天命に御任せ、兎や角と御思惟に及ぶまじき事に候。流止行藏は、もとより期し難き事のみ候。但惜む可きは、多年御拮据候て、御求め得られし御書籍と、御手録のもの事は、承り

新井白石初名は與、後君美、本姓荒井氏、儒者木下順庵の門人、享保十年五月十九日卒す、歳六十九

候だに心を苦しめ候。但し是も身より外の物、是非に及ばず候。貴兄既に御學業も成就候へば、是より後は、書籍をたのみてたのまぬ事に候。令郎はいまだ御學問未成業の御事に候へば、せめて書籍をば御のこし候御謀ごとなるも、あながちに俗輩が田を買ひ候等の事に比す可からず。某家藏の書、もとより多からず候へども、二重になり候もの、少少これ有り候。書目の簿も、なにの内にやらん入置き候也。昨夜たづね候へども知れず候へども、覺へ候分は、藍本の四書、茅鹿門の史記漢書など有之候。則令郎へ之を進ず可く候。此外の書、恩賜の外は、何にても御用次第御借し申可く候間、御事もかよせまじく候。此節手前の事は、御物語り申候通り故、わづかの御用にも立ち候はぬ事、口惜しく候へども、力なく候。御うらみなど、これ無く候はん歟。其位は、恩賜の物、猶これ有る可く候。必々御心置き無く仰せ下さる可く候。廉潔を立て候も、事にもより、相手にもより候。尋常同門も、兄弟の親に同じく候。況やたどに同門と申すばかりにも無之、春風は子と同袍と申すは、此事に候。仰せ下さるゝも、少しもく御恥かしかる

べき事にもなく候。必々子々たる小丈夫のごとく、又匹夫匹婦が溝瀆にくびれ候如き事は、吾儕にあるまじき事に候。土肥生事も、本より貧困のうへ、斯の如き事は、御察し成さる可く候。深見翁の事も、なにやかや焼失、是又居所にまどはれし事に候。錦里文學は存じ候よし、承知、せめてもの事に存じ候。是も麴町邊へ借宅あるべきよしに候。それに今しばらく御滞留候はゞ、なにとぞ小舟になりとも、辻駕籠になりとも御乗り候て、深川一色町と御尋ね御出でなさるまじく候や。面に事を談じたき事のみ候。返々其許御引きはなれは、旬日の間、猶御猶豫のかた、ましに候はん歟と存じ候。貴報に及ばず候。

尙々貴報下され候はゞ、舊宅へ下さる可く候。今迄の屋しき、望み人候はゞ、早々御借し然る可く候。

(五五) 新井白石より佐久間洞巖へ

(花の噂)

三月十八、廿五、兩日之御細書到來、御平安之御便、承知、幸甚之事。玫瑰花いかにもく途中無恙、殊にさだめて道よりの事と見へ、葉もよほど出候て、著しく候故、半日餘水など澆、日陰にさしをき、暮に植候。葉もいかにも痛み候氣色も不見候て、珍重之至。次には、去年之玫瑰花も、三本まで芽を生じ、いかにもく氣色よく、此通に成長候はゞ、今年の花をも見候はむ歟。白芳宜も芽を發し候。但しこれは玫瑰花よりは悴け候體に候。前かたの紫芳宜は、植つけ候て、既に三年になり候故か、當年の盛氣は殊にくくすぐれ候事に候。美人草も、はや六七花を見候。種々の色交り候て、見事なる事、昏眸を醫し候て、何もく御遠慮にて、郊居のあれ候地に錦繡をしき候心にて、自愛無他謝辭申つくしがたく候。令愛御母子御堅固めでたく、此方二男於今々々存候様に引たちかね候へども、一日々々と快き方に候。女甥にて候ものを、去比御番入り被仰出、うる奉公にて、とやかくといそがしく、此方も取込候へども、まづよき事故に、一段と申す事

に候。高橋殿にも、此中御出被下、老朽此ほど腰痛、ことに難儀し、客をば辭し候へども、はるくくの御事と存じ、携杖罷出、しばらく御物語など仕候き。なにと仕候歟、當年はなにやかや煩しく、元朝に出仕候まよにて、於今出仕もなり兼候て、心外に罷在候事に候。研銘も、一方よりは出來候て進じ候由、珍重に候。さだめてほどなく御とりたてと令察候。宗對州より到來候もの、朝鮮の筆墨、わづかなから高橋殿へたのみ入進じ候。今はこれらのものも、當方にては不自由に候。道のほども相とどきやすくやと存候故に、高橋殿へ御對話に頼入、如此候。猶期改信之時、萬縷申殘候。恐惶謹言。

(五六) 室鳩巢より青地禮幹へ

(安積澹泊の人物)

安積覺兵衛義、當代に而よき儒者に而御座候。中々當地抔に者無之候。其上史學に殊之、外多識に而候。二十一史など何も髓に覺候而居被申候。拙夫も益友と存候。別而申通

室鳩巢一名は直清、通稱新助、駿臺、滄浪の號あり、幕府の儒官、享保十九年八月十一日歿す、年七十七

義に御座候。第一無我成生質に而、人の善を服申候。天性難及所有之候。此度論贊之中抔ひたと往復致し、愚案を尋候而、愚案千慮之一得候へ者、早速服し候而、殊之外得益候由に而、悦被申越候。流石と感じ申義に御座候。其内此方存誤候事は、亦急度申越候故、此方之益に罷成申候。先日も安部仲丸事、日本を渡唐致し羈旅之候せつ、大唐之歴々之詩人異材共と交遊致し、名譽を施し候事、論贊之中にも少も褒稱之詞無之候故、いかどと申遣候處、あさか申越候は、仲丸入唐して異朝の官爵を請け、唐に臣たる事、不義之人と申物に御座候、かやふ之人大義におるて闕申事有之候處、材を以て稱美致し候故、我朝に而、古來仲丸が罰を不存候。名教之罪人と可申由に御座候。是に而拙者も初而合點致し、只今迄氣付不申事と存候。かやう之所、學術大筋正しく御座候。其故此度論贊一つも議論正しからぬ事は見へ不申候。只勝れ而菊數寄に而、常時菊之栽植にかより居申候。是はいかどに候へ共、其外口之義は赦し不申候而成不申候。此度論贊相談之事、安積が内所に而、拙者え相談と存候故、下問を恥ぬ心底を感じ入候

而、隨分不殘心底を申遣候。去年より一年餘之事にて御座候。此度論贊出來に付、大日本史二百五十卷、水戸侯より御獻上被成候處に、上にも内々御望に思召候物を獻上候事、御満足被遊候に付、即日有馬兵庫殿爲上使被遣候。首尾無殘所由に而、水戸御太義、當甥始、史館之役人、不殘御祝儀被下候。然所に拙者論贊之事相談、勞心力候由、役人中迄、安積内々に而申達候處、水戸侯にも内々に而御聞被成、御満足之由に而、安積より、水戸出産の品など大分給候。態々水戸侯より表立候而は、御付届無之候故、安積より申達候由、不存寄事と存候。かやうの義も、安積有様成生付に而、人之善を我致し候様拵候事仕間敷と存候故と見へ申候。餘程生付も能見へ申候。今度大日本史之序、當水戸殿御代作を、安積被仰付候而書申候。其節急に候故、先達而拙者え草稿をば相談不致残念至極など申越候。跡に成候得共、向後之爲に候間、見候て吳候様先日申越候。大方よく調申候。其内少々愚見候處申遣候。未返事は無之候。

(五七) 兩森芳洲より新井白石へ

(推舉を求む)

兩森芳洲一名は
俊良、通稱東五
郎、木下順庵門
人、寶曆五年正
月六日歿す、年
八十八

正月十七日之貴札致拜見、委曲之御紙上、誠如面晤、圭復仕候。先以貴様彌御健固被成御座候由、珍重不過之候。先年以來、四五度も御書狀被下候由、遠方之儀に御座候故、何分に浮沈いたし候や、何も相達不申、遺憾千萬に御座候。

一先年心腹之話申進候儀、別之事に而も無御座候、此段貴様思召之程も如何と存候得共、切迫之餘、顯於言辭、申候事に御座候。拙者遲留斯島已過十稔、人情風俗無一適意、觸景感懷、如坐針氈、日夕愁歎、不勝推胸、第窮鳥困魚、已墮籠鉤之中、終無解脫之望。此生遺憾、何以加此。足下以龍潛之舊、膺寵任之榮、不知、亦有意拔諸於泥淖、推之青雲、肯爲司馬之揚得意耶。唐人之俗語に、陰溝洞裏蝦蟇思量、天鷲肉契、と申事御座候。是は雲に梯なりと申心と同然に御座候。私存寄之儀も、蝦

暮之思量に違申事無之、如何程心易奉願候而も、被申入^{はず}一筭^{はす}にても無御座候へ共、右
 申候通、當地之住居萬々残念之義に存候。委細之儀は、筆紙に難申盡候。殊爲邊地之
 鬼候事、一生之大憾と存候。乍然今更脱身之策決而無之候。富貴榮耀^{えいぎょう}を望候念は、天
 日在上、毛頭も無之候へ共、何とぞ一生之内に、邊地寄留之苦を免れたく存候に付、
 萬々一も貴方之御力にて、預御提拔候事も可有之と、不得己心腹之趣、委細に書
 付致呈覽候得共、其書狀相達不申候由、是又天數と奉存候。其折節、麓末^{そまつ}なる絶句
 二首進呈候、左に録之、掛御目申候。

一從辭紫陌鬚髮日蒼々 悵悵上林句 難逢得意揚

四海誰知己 乾坤一病身 休怪彈冠急 青雲有故人

御閑暇之節、高和所希に御座候。此度南山氏へも以書中申入候。乍慮外御傳達
 奉願候。偏期後音之時候。恐惶謹言。

三月朔日

(五八) 雨森芳洲より宣藏主へ

(老學者の意氣)

舊歲御狀相達、御返書未仕候内、新歲之法翰又々相達、忝拜見仕候。彌御堅固御重
 歲被成候由、欣慰此御事奉存候。此元不相替、私義無爲に罷在候。兩度共に御佳作
 御爲見被下、諸々御上京以後、別而御精被出候御事に御座候哉、各別に御上達被成
 様に奉存、珍重不過之候。詩者、做多、看多、商量多と申候。兎角多く御作被成、
 上手に御成り可被成候。商量の字、先は人と相談する事を申候へ共、人と相談いた
 す計りにては無之、以心問心、我心にて思案する事も商量と申候。俗話にも、人
 の申事を承り、思案いたし、御返事可申と申候時は、待我商量回話と申候。和韻
 いたし遣申候様に被仰下候。此元御逗留中は、一時の御挨拶と存じ、めつたに詩も
 作申候へども、上方まではづかしく御座候て、登せがたく御座候。夫故和韻をば仕不申

候。御容恕可被下候。此に一つをかき咄御座候故、書付掛御目候、御笑可被下候。去年より繁右衛門など、皆々寄合、歌の會をいたし、間には、私其座へ參候事も候へば、私にも是非歌をよみ候へと申候へども、詩迄は平仄なりと習覺居候へども、歌は、終に百人一首の講釋をさへ承りたる事も無御座、かな、けり、らん、一つも埒は明不申候。其上歌ことばとては、猶々存不申候に付、兎角古今をひたと讀候はど、歌ことばにても覺へ候はんやと存候に付、古今千遍讀と申願を心に立申候而、最早百五十遍は、昨日迄によみおほせ申候。今迄の積りにいたし候へば、八十四の七月に、千遍の數滿申候積に御座候。其間に老耄いたし候か、又は閻羅王より勾死鬼など遣し被申候へば、可仕様も無之候得共、先は願を滿候心に御座候。右千遍讀濟候而、さて歌をよみかより申候心に御座候。是に壽命の事は、わきにのけをきての分別に御座候へば、さりとはおかしき事に御座候。しかし私最早世間に望ある者にもなく候へば、かくいたし、死を待候も一奇事と存立候事に御座候。此段書付掛御目候は、老人さへかくぞんじ候

事に御座候ゆる、皆様にも、御年少に被成御座候へば、猶々むだに御くらしなされま
すなと申上度、如此御座候。桂洲師、大懸師、岱宗洲、同志之御面々へ御參會之節、此
旨御傳被成可被下奉願候。申度事も御座候へども、老筆難堪、早々及貴答候。餘
期後。恐々謹言。

二月十五日

雨森東五郎誠清

亶藏主様

(五九) 谷秦山より三宅尙齋へ

(神道を論ず)

神道之儀、又々御異見、忝奉存候。事長く候間、一々來書に愚意を注し申候。不
當義共無御退屈、御示教所仰候。

來書曰、神道之儀委細被仰聞候、左様程に我國にはへ付たる正道御座候はど、儒學一

谷秦山一名は重
遠、通稱丹三郎、
土州の人、山崎
關齋門人、享保
三年六月三十日
歿す、年五十六

向御やめ候て、御申被成候へかしと存候。先生へも其不審晴れ不申候。高は來書、低は拙答、下是にならへ。
如仰我國にはへ付たる正道は、開闢以來不相替三種神器の御相傳、申も恐多候。是を本に仕候からは、儒學やめ候て可然由、御尤なる異見に候。應神天皇以前は、儒學の儒ノ字も無之候へ共、御代々七八十年づつノ御治世にて、千年ノ内謀叛叛逆之輩無之、上下むつまじく立候へば、今更儒學止候とて、事缺申まじく候。指當り當代も、國々之山谷村野に生立候もの、儒學不仕候へ共、事上攝下、人の風俗すなをに候は、我國祖宗の教の餘澤にあらすや。然共我々共、儒學之中から生立候故か、神道之古傳簡古高潔にして、文理密察ノ所へ推廣申候事、俄には難及事有之候。是愚按短才の故也。孔孟之書は、世變人情こまかにわれくだけ、しかも根元を考候へば、三種相傳之内に行はれて、無差別相見え候事のみ候故、事之外調法大切に存じ、學び申事に候。是即平心無私ノ所爲に候。たとへばめしと汁とは、人の命をつなぐ物、大切無餘儀候。然共酒も亦人と歡を合せ、老をやしない、病

をいやし、かたぐ益多物、すてられ不申候。めし汁被下候上には、酒も被下候て可然物に候。然ば孔孟沙汰申候事にくからぬ事ならずや。あながちに堅固なる儒者こそ、酒がよくばめしをやめよ、めしがよくば酒をやめよと申し、儒學奥妙に見込申候て、我國祖宗傳授之正脉をも、見まい聞まいと立申候へ、我國ノ道ハ、左様之法花坊主様成事は無之候。山崎先生などの、神道を主にし、儒道を資に被成候、眞實公平正大の御心を、御うたがひ被成候は如何。萬一數仞之牆などにては御座有まじく候哉。

若又我國にはへ付たれば、是非其國には其通が正道と申事に候はゞ、天然にては御教を正道に可仕哉と存候。

沙汰に不及。其國の人はいか様に申たり共、聞申まじく候。やすい事、主君を殺も事によりて不苦と申候道、去方に有之候。此方が見申候時ハ、以ノ外ノ事と存候へども、其國之人ハ中々申ても聞不申、聖人の正道じやと申候。剩他國にもばか

もの御座候て、同意仕候。如此に候へば、天竺衆のせわ迄を、何としてやき可申候哉、我身の蜂さへ、(以下脱字
あるべし)

我國之道に違候へば、孔孟道も御取不被成候由、愈以孔孟沙汰、向後御無用に被成候様にと存候。

御諷諫迄もなし。君を弑申候も、事によりくるしからずと、もろこし第一ノ易に出候へ共、此方に不用候。不合事を不用候からは、合候事を用申候も自然之道理にて候。其人の本心にて候。むせぶにこりて食をすて候は、愚昧ノ人のする事、不足法候。

我國上代洪荒質朴ノ世、天地自然ノ道ナガク行ハレ居可申候。天地無二候へば、道も無二候。唐ノ道天地ニ本ヅキタレバ、我國天地も正道ナラバ、合可申候。同一ノ道にも候はど、拙者など天地自然の道を學候へば、神道稽古仕と同事候。

是 我國之道を視る事、秦人の越人の肥瘠を見がごとし、我國に忠なる言と可被申

候哉、何トヤランたのもしくなき心術ノ様に聞へ候。譬へば養子に參候人、他人なれ共親にして、本統の服忌を請、我本生候親には、半減ノ服忌を受る心に似たり。抑 近時ノ學者、誠實忠孝貴丈のごとき誰かあるや。然に學術之差を以、如此水くさき御言出申候、別非所望之限に候。如何々々。

簡様に申候へば、唐人ノ合點と被仰候。

唐から日本をながめて申たる言にて無之候哉、再三御讀候て御覺可被成候。

拙者など、神道は祕事々々と申候故哉、又ははつきとしたる教もなき故哉、幼年ノ儒を學候、今更此外に又道あるべくも不存候へば、神道是に叶候へば珍事と存斗に御座候。神道祕せぬ道にしても、貴様などの様成不信向なる御方へ、持參してウソ付申様には仕まじき事也。況 祕あるをや。我國の教、神代卷に見えたり。いつそ一二返も御覽被成候哉。乍去此一段之弊、世間皆一同に候、貴様の罪とばかりは不被申候。

只我國ノ歴代故事にうとくて、唐ノ故事等を精出し、第一に學候。是尊諭ノごとく、御尤至極と是ノミハ存候。

如此被仰候は、餘りつよく御しかり被成候故、少御すかし被成候と存候。實ハ歴代 天皇ノ次第、御諱等も不存候が、純唐人にてほんの儒者可爲候。

先生、風水とや風葉とや申書も、世上に出不申候へば、承可申様もなく、神道ノ教ハケ様ノ事ニ候哉、是も一向合點不參候。

風水風葉を傳たる衆中、千年以前ノ人を掘起し、傳たるにても不可有之、定て當世ノ人可爲候。信向し尋候は、傳手も可有之候。只我國に背て邪智を申學者多候故、むざと出さぬにて可有之候。

貴丈御病中ながら講書も被成候由、其程之御精力珍重存候。しかし右申候通に候へば、儒學ヲする人ノ、老莊ノ書などなやみ候合點にて御覽可被成候。

全く左様にて無之候。異國の聖人ノ書と存じ、隨分尊で玩味仕候。只湯武の放伐

などをとらぬにて候。以上の來書一字をのこさず舉申候。

(六〇) 佐藤剛齋より三宅尙齋へ

(陽明學を論ず)

尙々、陽明の權謀の氣象見へ申候。傳習錄御一見候哉。第一之不博は、晩年定論之作、不得其意候。あれをするなれば、朱學を批し候事は不入事に候。朱子を尊仰する筈に候。晩年定論なれば、己が意と一致なれば、學と徳と先輩と、彼是以て先師と仰ぐはづに候。此所御考可被成候。畢竟の意が、格致の説を云つぶさふと存候私心より、晩年定論をこしらへ候所、明白に候。存命再會の節も有之候。三輪氏へとくと相談可申候。以上。

鈴木重五歸郷之節、御狀拜見。御家内御無事、彼是の様子、重五物語承知、珍重存候。三月末に御返書、遅く相届候。其段先日三輪氏迄申傳候。拙者無恙罷在候。重五對

佐藤剛齋一名は直方、通稱五郎右衛門、備後福山の人、山崎闇齋の門人、享保四年八月十五日歿す、年七十

談 上方之様子承候て一見之心地に候。野田彌三郎へ之御狀、中川平助より拙者方迄參候。

一先日より陽明文錄、傳習錄見申候。兼て存候よりは、かひなき論說共に候。論孟の中にてつかへ候事共も有之候。存寄共書付申度と存候へども、李退溪文集に傳習錄の批判有之候由承候故、李氏の說一見の後と存候。三輪氏とくと論孟を考候て、正道見出候様にと、千萬之願に候。猶期後便候。恐々謹言。

六月廿日

佐藤五郎左衛門直方 花押

三宅 尙 齋様

其元御暮しも可也相調候由、一段の義に候。近年之中與風再會候事も可有之哉。拙者も今一度上方一見申度候。古希に近付候ては、心許にて可有之候。安西丈步行不自由の由、遊行之御樂有之間敷と存候。吉野遊歴折々存出、彌太左衛門が合羽を著候事床敷候。貴様三輪氏などは、遊行之患無之、一樂と存候。

一松平甲斐守殿内、萩生總右衛門と申人有之候。餘程博識にて、文字も仔細に吟味有之候由、經學は無之由、助字などの事餘程意得候様に聞へ申候。御存知候哉。

善藏へ遣し候不審書、其元へも、善藏より遣し申候哉。段々不審の事見へ申候。畢竟王氏は文字に暗所有之、文才疎と存候。如何。

一文太郎へ一傳申入度候。御意得可被下候。拙者方へ書狀越候へかすと存候。三世の知意にて候故、疎に不存候。此段能御申聞せ可被下候。以上。

(六一) 萩生徂徠より某へ

(聖人の道を論ず)

再三被仰聞候趣、致承知候。如何様にも只今迄之御學問、邪魔に成候而、御了簡も付不申と存候。前書申進候趣は、數百年來之儒者之誤候處にて御座候得ば、容易には御得心も出來申間鋪候間、今一往根元之處より、具に可申述候。堯舜禹湯文武を古

萩生徂徠一本姓
物部氏、名は雙
松、通稱惣右衛
門、號諱園、古
文辭派の棟梁、
享保十二年正月
十九日歿す、年
六十三

之聖人と申候。皆古之人君にて御座候。道と申候は、天下國家を平治可被成候爲に、聖人の建立被成候道にて、是を天地自然の道と見申候事は、元老莊の説より起り申候事にて、儒者には無之事候。尤聖人の廣大甚深なる智恵にて、人情物理にさかはぬ様に御立候へば、無理成る事は毫髪も無之候へども、聖人出給はぬ以前より、天地に自然と備はり有之候道理に而、今日の人も、我心に立かへり求め候へば、をのづから見え申候事と説候は誤にて候。されば古の人君の、天下國家を平治可被成候爲に、建立被成候道にて御座候故、仁を根本に仕候。依是仁心より見開き不申候へば、聖人の道の上は、事々に了簡の付けよふ皆違ひ行候。是聖人の御本意を忘れ候道にて御座候。士大夫の君に仕へ候も、天下國家を君の御治候相手手傳を致候事故、民の父母と申所より、了簡に付不申候へば、夫々の職分も濟不申事に候。たとへば鷹野に出候に、鷹を遣ひ候人も有之候、犬を牽申候人も御座候。犬を牽申候人は、犬を己が職分に致候而、鷹には少も構ひ不申候得共、鷹を助候爲之犬と申候事を、心付不申候へば、其職分違申候。

又子供を教訓候に、せつかん致候人も有之候。とりさへ候人も有之候。せつかんの役人はおそろしき貌を致候得共、心より惡み候にても無之、教訓の主意を失ひ申さぬ事に候。取さへ候人は、其子共の味方になり候様に見へ候得共、實はせつかん致候人を助候役人にて候。其業別に候へ共、樂に心をよく會得致候故、仕手、脇、拍子揃ひ候て、狂言の仕組も出來申候事に候。然ば臣たる者の道は、君たる道を不存候而は、了簡違申事明に御座候。是のみに限らず、世界の綱體を、士農工商の四民に立候事も、古の聖人の御立候事にて、天地自然に四民有之候にては無御座候。農は田を耕して、世界の人を養ひ、工は家器を作りて世界の人につかわせ、商は有無をかよはして世界の人の手傳をなし、士は之を治めて亂れぬ様に致候。各其自の役をのみ致候へども、相互に助け合て、一色かけ候而も、國土は立不申候。されば人はもろすぎ成物に而、はなれぬに別なる物にては無之候へば、滿世界の人ことごとく、人君の民の父母となり給ふを助け候役人に候。如是御覽候はゞ、よく相濟可申事に候。此故に士大夫の事を、君子と申

候は、男子通稱にて、君徳有男子と申事にて候。孔子の、君子仁を云ていづくんぞ名を成さんと被仰候も、君子といふ名は、仁より附たる物と申事に而御座候。老莊の道は、山林に籠居候一人ものの道にて候。釋迦と申候も、世を捨家を離れ、乞食の境界に而、夫より工夫し出したる道にて候故、我身心の上之事計に而、天下國家を治め候道は説不申候。此故に聖人の道も、専ら己が身心を治め候にて相濟、己が心さへ治り候へば、天下國家もをのづから治り候と申候説は、佛老の緒餘と可被思召候。尤聖人の道にも、身を修候事も有之候へ共、夫は人の上立候人は、身の行儀惡鋪候へば、下たる人侮り候而、信服不申事、人情の常にて御座候故、下たる人に、信服さすべき爲に、身を修候事に而、兎角は天下國家を治め候道と申候が、聖人の道の立意にて御座候。たとひ何程心を治め身を修、無瑕の玉のごとくに修行成就候共、下を樂の世活に致候心無御座、國家を治る道をしり不申候はど、何の益も無之事にに。依之民之父母と申所より、見開き不申候はど、何程の金言妙句も、孔子の御相傳被成候、堯舜禹湯文武周公の道とは、雲

泥萬里の相違に而御座候。聖人の道と佛老の道との分かれめ、只此處と可被思召候。以上。

(六二) 荻生徂徠より某へ

(歴史を知るの要)

此間歴史を御覽被成候由、一段之思召と存候。通鑑綱目を御覽被成候由、同じ事にて、資治通鑑よく御座候。資治通鑑はかきつゞけにて候故、渺々といいたし候而、御覽被成がたく可有御座候。其時は目錄を御覽可被成候。通鑑綱目の綱は目錄にて候。目は本文にて候。されば資治通鑑と別に替候事も無御座候へども、綱の書様目錄と違候間、一字之褒貶と申事を立候而書申候故、被成御覽候内、早く理窟たち候而、御學問之風、朱子派の理窟に罷成可申候。此段氣之毒に存候事に候。俗學者は、綱目にては道理よく分れ候と思ひ候へ共、夫は實學と申物にては無御座候。綱目に有之候、歴代

之人物之評判をよく覺候而評判致し候分にては、悉皆覺事にて、人のうはさ計に候。人のうはさを致し候を、學問と存候故、人柄の能人も、學問いたし候へば、人柄惡敷成候事多く御座候は、皆朱子流理學の害にて御座候。通鑑綱目を見候得ば、古今之間、氣に入候人一人も無之なり申候。此見解にて、今世の人を見候故、人柄惡敷成候事ことはりに候。其上綱目之議論は、印判にて押たるごとく、格定まり道理一定して、おしかた極まり申候。天地も活物に候、人も活物に候を、繩などにて縛りからけたるごとく見候は誠に無用之學問にて、只人の利口を長じ候迄にて御座候故、事實許之資治通鑑、はるか勝り申候。其上四書近思錄にて、惡敷理窟つき申候を、又其上に綱目御覽候へば、古今の事跡之上へおしわたし候て、朱子流の理窟を彌習熟いたし候にて御座候。惣じて學問は、飛耳長目之道と、荀子も申候。此國に居て、見ぬ異國之事をも承候は、耳に翼出來て飛行候ごとく、今之世に生れて、數千載の昔之事を今日にみるごとく存候事は、長き目なりと申事に候。されば、見聞廣く事實に行わたり候を、學問と申事に候故、學

問は歴史に極まり候事に候。古今和漢へ通じ不申候へば、此國今世の風俗之内より、目を見出し居候事にて、誠に井の内の蛙に候。常ていの世上之人も、功者なる人ならでは、物之用には立不申候。功者と申候は、老人に有之物に候。國を多く見候老人殊に宜候。然共無學之人は、わが年に限有之候故、五六十年来の事ならでは不存候。何程國を多く見候共、六十餘州は見盡され不申候。是にて御了簡可被成候。經書を御覽候共、古之事實を御存知無之候へば、今世之事にて、聖人の時代を思召やり候故、違候事のみ多く御座候。文盲なる軍者之申候を承候に、頼朝卿之事を、今之將軍家之様に存候。秩父和田杯をも今世の大名之様に覺え申候も、時代を不存故に候。國土の替り、時代の替りを、よく不存候へば、治亂盛衰之道理、古今の差別なく、聖人の道は末世までも用候様に、聖人の御立候と申候事は、慥には被知不申事に候。其上歴代之間、様様の事變、様々之人物御座候故、我知見を廣め候事限り無御座候。是皆歴史之功にて御座候。歴史の内にて、史記左傳は、良史の筆にて、事之有様を今日に見るごとくかき

取り候故、第一面白く覺へ、見る内に事之情、心に移り、感發いたし候徳御座候。殊に上代の書にて御座候故、古學之風儀残り候而、宋學之學問の窠臼に落不申候益も有之候。資治通鑑は、綱目より勝り申候へども、文章拙く候故、事之情心に移りがたく、感發之益無之候。乍去遠國は、書籍も乏敷候へば、何れなり共、只國々を遍歴なされ、長壽にて古今を御見わたし候心にて、理窟をば何共御つけなく、ひたもの御覽被成候はば、何れもく得益むなしかる間敷候。以上。

(六三) 太宰春臺より服部南郭へ

(詩の聲律を論ず)

先日者預貴書、美伸より被成落手致拜見候。寒氣甚候處、彌御平安之由致恐喜候。平野氏之喪に得御意候儘に而、疎遠に打過候。彦次郎も相應に跡目被仰付、一段の事御同意に存候。爲學業相續足下御指南之事、守山侯より御頼候付、先頃彼御

太宰春臺一名は純、通稱彌左衛門、本姓平手氏、信濃の人、徂徠門の巨擘、延享四年五月三十日歿す、年六十八

招、御進見之上にて、世子御饗應有之候由、此邊にても致承知、誠に敦き思召、御念入御事奉感候。彦次郎、足下御指南被成被遣候事、金華之本懐、地下にても大慶可被存候。一兩年此方會讀に出席候へ共、是は其節より察候に、貴宅は甚遠く、拙宅は甚近く候故、當分近きを取様に致候儀にて、金華之本意には有まじくと存候へ共、只管之頼故始致許容候。金華平日、足下をば泰山北斗と仰ぎ、徂徠をも、足下の御弟子に致度ほどの所存にて候得者、此度彦次郎を御門下に列候事、さぞ大慶に可有之と、拙者も珍重に存候。彦次郎生質好ク見へ候間、如何に而も學者に成申候て可有御座候。折角御指南被成可被遣候。諸は護國錄彙誤謬之處抄出懸御目候に付、委曲に被仰下、御紙面具に致拜見候。先以御障も無之内、御熟覽被成、且又拙者吟味之趣、尤に思召候由、御挨拶被仰下、忝存候。就者、尙又愚意有之候間、左申入候。一五音平起有韻之句、第二字に一平を置候を犯律申候に付、古人之詩も希に見え候由之仰付候。凡此事は、拙者若年之時、少々承候事有之、それより、其頃見候唐詩之集共を

致_二點檢_一、宋、元、明之詩迄、大抵流布之詩集、目に懸り候ほどの集をば尋見候處、一句も見出し不_レ申候。三十餘年今日迄未_レ見候。愚見狹く候間、必とは申がたく候得共、中華之人の詩に終に見へず候故、中華の人者、此律を固く守候と存候。五言絶句は拗體多く候得者、不_レ論候。それも一首全篇聲律調候詩に者、之犯律見え不_レ申候。況_二五律排律_一に者未_レ見候。足下若御覽付候はゞ、一句にても御書付可_レ被_レ下候。覺置申度候。拙者はおかしき事、若年之時承り候故、惡詩ながらも數者餘程作候へ共、只今迄、一句も此律をば犯し不_レ申候。古人中に希に見へ候と被_レ仰候其句承度候。七言第四字一平は、唐詩之中に、一月主人笑、幾回の句、明詩に于鱗、黃鳥一聲酒一盃ノ句、覺申候。此外者不_レ存候。若御覽付候はゞ、乍_二御六ヶ敷_一書付可_レ被_レ下候。客散暮に之句法、古人に間有_レ之候由被_レ仰下_一候、其作例御示可_レ被_レ下候。

一七言古詩、換韻之處、不_レ押韻之例、古人作中に間見_レ之候由被_レ仰下_一、愚陋覺悟無_レ之、只必ず韻を押候とのみ覺候て恥入申候。御覽候例作御示可_レ被_レ下候。

一那字、何字平用之例多く見候由、愚拙覺不_レ申候。俗語に、上去一聲に用候間、詩中も其例と存候迄にて、慥に平聲に用候例御覺之御分、御指示奉_レ頼候。

一重ノ義、再ノ義、平聲に用之例も、往々有_レ之候由被_レ仰下_一候、拙者覺不_レ申候。重歌蜀道難は吳國倫にて候由、拙者は明詩を不_レ好候故、平生見不_レ申候。一通は涉獵も仕候得共、心を留不_レ申候故、覺不_レ申候。固陋恥かしく御座候。重來之重は、多分平聲之由、愚拙心付不_レ申候。那之字、重字、慥に平聲に用候句御覺候分、乍_二御六ヶ敷_一御指圖可_レ被_レ下候。□學に仕度候。

一造語、宜_レ議者、古人轉用借用之内、ケ様之例も間有_レ之候。たとひ誤候ても、古人中に其例多_レ候へば、必しも不_レ可_レ難_レ之由、御尤致_二承知_一候。愚拙は、先賢之教を守候て、とかく一字も、出處なく作例なき事は致間敷と心得候故、左様之事を致候をば、杜撰と存居申候。足下苦しからぬ事と仰候へば、其上_二爭_一申事無_レ之候。鷓鴣袍、元美句に有_レ之由被_レ仰聞_一候。右に申候通、明詩を覺不_レ申候故、心付不_レ申候。元美句に有_レ之候へば、

兎角は不被申候得共、恐くは彼人も一時潦草塞責之作にて、杜撰にては有之間敷哉、
 裘を袍と可申ならば、狐白袍と申候ても苦かるまじく存候。轉用借用は古人に作例無之
 候ても不苦候はゞ、狐白袍と仕候ても、御許容可被成候歟、承度候。爲看作看換用と、
 天南大微と、如何可有之候哉と被仰候、爲某看之例未見候。もし御覽付候はゞ御示
 可被下候。天南大微は、只孟浪之言と愚意に存候。
 一徠翁此選之事、足下は委細御聞被成候處、元來磊落之人故、皮相を略し候處見と思召
 候間、只今存生にても、右之疎謬は不必拘にて可有之と思召候。然共足下は、俗難を
 も回護可被成御本意に候上は、拙者一々法を以正し候上は、異議有まじく候。愚拙以
 管見、板行仕候者、可爲勝手次第之由被仰下、得貴意候。先愚拙は、此選之事前後
 不存、只拙者之詩を被召候に付ちらと承候。先生病中に候間、只詩を集られ候迄にて、
 選には不致候物と存候故、此度に存寄出申候。足下には徠翁之衣鉢を御受被成、文章
 之司候故にて、先生之心をも能御存之事に候處、右之通之思召に候へば、それにて愚心

之疑、悉く解申候。拙者は徠翁之學術卓見に服し候て、十餘年從學仕、教誨之力にて
 只今古道に少も疑無き様に成候段、徠翁之恩に而候故、大節に存候。尤不才之我等故、
 知遇をば不_レ受候得共、緜袍之恩も多く候間、只今にも徠翁之事を譏評仕候者有之候へ
 ば、隨分禦侮之力を盡し候。如御紙面磊落之先生故、護園隨筆以來、海内之學者を排
 斥致され候事甚しく候。論語徵、辨道、辨名、なども追々板行可仕候へば、其說彌流
 布可致候。文章之事に付ては、倭語倭習と申段に御申候へ共、其人之作にも誤は往々有
 之、愚眼にさへ見付置候。隨筆以來、先生之仇敵、海内に數多可有之候。然處、此度
 之錄彙に、誤謬甚候得者、彌謗議之起候端と存候故、諸君に憎まれ候を不顧、評謗之
 計を□□て候迄に候。足下之思召を承候ては、無益之事と存候間、板行之事はふつと止
 め可申候。左様に御心得可被成候。但此選之事に付、先生磊落之人にて皮相を被略
 と被仰候段、愚拙不_レ得其意候。先磊落は人之性質、一分の器量にて候へば、教にも成
 申まじく候。從駕之馬に千里之逸足を學ばせ候はゞ、不施躍して蹉跌之患可有之候。

匠家之子弟に、匠石運斤之技を教候はゞ、一舉して人を殺し可申候。周季以來、老莊楊墨以下、種々之辟見を立候て方外に遊び、先王の道を破候は、皆磊落奇偉之人にて候。孔子は聖人にて御座候へば、萬德圓滿之内に、定而磊落之徳も可有之候へ共、一途に先王之道を守給ひ、人々にも忠信禮讓のみを御教へ候と見へ申候。後世の詞人にも、晉の阮籍嵇康等は、極めて磊落の人にて、放逸無慚の亂人にて候へども、作り候詩、四韻を叶へぬ事は無之候。唐の詩人にも、李白杯は磊落奇偉の人て□□酒徒にて候へ共、銘酌沈醉の内に作り候詩にも、法律を犯し平仄を誤用候事は無之見え申候。唐詩を選候人は、廷禮于麟不可過候。廷禮は其人柄委しく不存候。于麟は正しく磊落之人と見え候へ共、唐詩選は却而正聲をも少く、錄藁の如くの疎謬は無之候。正聲は殊に名の如く精く御座候。然者彼一家も詩を選候は、皆々教の爲に致候故と存候。若教の爲にて無之候はゞ、李杜以下諸名家の詩勝レ候詩も猶有之候に、それは置て、法度の正しき詩ばかりを少く取候は、教の爲に致候と見え申候。皮相を略すと申事は、王維詩中に、語

の重復相犯す事有之候に、元美申候事にも、法律の事にては無御座候。九方臯千里の馬を相するには、牝牡驪黃を不見候へ共、若輅馬を擇ばせ候はゞ、必四牡毛色を齊く可致候。詩の法律を正し候事を、皮相を御警候事不得其意候。拙者の致吟味候は、唐詩の法律にて御座候。凡唐詩は律にて貴く、法律にて勝れ候と、愚意には存候。法律を守まじく候て、唐詩を作り候事、不入事に候。古詩樂府六朝之體を作候事、増と存候。古詩樂府は、隨意に作候て、何之咎も有まじく候。唐詩の法律は、千年以來、天下公共に守候事に候。晚唐々宋元人、隣韻通押を致し、明人は是を禁じ候て、固く唐韻を用候。明の大祖、唐韻を破、洪武正韻を作らしめ、天下に頒行せられ候へども、朝野の詩人唐詩を作候には、依然として唐韻を用ひ、正韻を不用候。若法律を皮相と見候はば、隣韻通韻の禁も無用の事に候。錄藁の如く法律の正からず、誤韻亂韻の類收載候而、皮相を畧と被仰候はゞ、唐詩之法は烏有に而候。皇甫子循が言に、詩苟音律欠諧終非妙境、故無取拗體也と申候。唐詩の法律は、三代已來、漢魏六朝迄無之事、唐

之世に始り、天子の命に而もなし、何人の始候事にも不知、天地の氣運にて、自然と出來候事を、上も下も、一同に之を遵行し、宋、元、明、今の世までも、天下公共に守候所を見候へば、大方人間の三綱五常のごとくなる物と見え申候。然者、三綱五常を缺候ては人に非ず、律を破候ては唐詩に非ずと、愚意には存候故、平生人の詩を見候にも、先法律を致し吟味し、弓は調ヒ候□て強キヲ□、箭は直なる上にて勁を貴候。如何なる強弓勁箭も調はず枉り候ては、用に立申間敷候。元美略言、黃取神檢と申候は、王維が詩語相犯處有之を申候。王維も詩の平仄は、隨分正しく作候。白草原頭之詩計、前二句拗體を用申候。崔顥黃鶴樓之詩、前四句拗體にて、律詩の法を缺候へ共、後世是を稱美し候は、一時興感之作千古之絶唱にて候故、誠に格別之事に候。是等を今の世の詩の例とは難し申可有御座候。徂徠之選も、足下を始、東璧次公等、其餘の名公も、平生の作多き中に、法律正しく微瑕も無き完璧、何ほども可有之候。それを不取候て、瑕有詩共を載られ候事、黃鶴樓杯のごとく、千古の絶唱と被思召候歟。只今愚眼に見候て

は、それほどにも不存候。況や録中に載候詩人、拙者など曾て不存候人數多有之、其中には傍人の手つだひにて出來候詩も可有之候。徂翁平生進取に急にて、名に汲々たる人にて候故、只門弟の多きを世人に夸耀すべき爲に、苟も門下に列り、門下に縁あるほどの者をば、愚拙が如き采録に足ざる者をも、載られ候と被存候。磊落は人の情にて、敬を請る事にもあらず、又自己磊落にても、人を教て磊落ならしむる事も成まじく候。詩を選んで世に行候も、世の學者を導んとの事に候へば、法律をば正しく致し度事に候。正しきを以て教候ても、學者正しく難成候。正しからぬを以て教候は、末益亂可申候。既に唐律と申候律の、法律聲律の義と、先儒の説に有之候。法律にては微少之罪科をも不□候。聲律も甚情微の物にて、五聲六律少も亂候ては、八音和し不申候。音樂之道には少も無理は成不申候。然者唐律の法律、千年已來天下公共に慎守候事を、只今の詩人少□は、唐詩に非ずと偏屈に心得居申候。法律を守るを六ヶしく思召磊落の士は、只いつも古詩樂府歌謠之類計を作候て、一生を送事、快活にて可有

之候。將又足下には、俗難をも回護可被成と思召候由、御尤に候。俗難とは、拙者之申候不審共を指て之仰と聞へ申候。愚存は、右に申候通に候へば、足下之磊落にては、我等如き碌々の者の難じ候事、俗難とも仰候事、至極御尤に御座候間、俗と成とも、愚と成とも、鹿とも成とも、馬とも可被仰候。其段は不苦候。但世上の俗人、如何して詩の法律、平仄之位置を可存候哉、其邊之俗人は、足下の風化にて、詩の法律をも存候て、批判仕候歟、此邊之俗人は、中々詩の平仄も不存、讀も致不得候。只五字七字四句八句綴り候を見候ては、詩と計は存候者も有之候。拙者申候は、俗人は畏るに不足、只世間之人皆無眼子にても有まじく候。千百人に一人も、博識具眼之人有之候て、錄藁を見候はゞ、徂徠之門下にては、唐詩の法律を破候と可申候。此事歎かはしく候故、徂徠之選と申事を消し申度と存候迄に候。足下の御書面にては、徂徠の選には究り、徂翁只今在世にても、錄中之疎謬は構申されま敷との事、足下の御請合なれば、慥に御座候。是にて何もかも皆明申候。拙者は前に申候通、徂徠之仇敵、海内に充滿し候間、先師の

爲に、悔を御候愚忠にて申出候。櫟の下の力持とやらん、何の益もなき事に御座候間、必止め可申候。乍此上徂翁著述之物共、連々に板行も被仰付、□□乍御苦勞一隨分御吟味可被成候様に仕度候。愚拙などは天地神明を指て、此後一言も申間敷候。右は足下と□□申所存全く無御座候へ共、御書中に得□□仕事有之候間申入候。同くば面上に申承度候へ共、南北相隔、互に不得隙候故、先日之御報知此に御座候。御心隙之時、靜に御披見袂成、申處過誤有之候はゞ、何分にも慈教を頼申候。以上。

十一月廿三日

(六四) 宇佐美瀧水より某へ

(含蓄多き短文)

昨日者華牖被下候處、他適即答不仕候。愈御綏福恭喜仕候。然者清風樓序、御一覽可被成由被仰聞、懸御目候。小子今日罷出候間、留守へ御人被下候事もやと認置

宇佐美瀧水一名
は恵、上總の人、
徂徠門人、安永
五年八月九日歿
す、年六十七